

第2回独立行政法人評価制度委員会 議事次第

日時:平成27年5月22日(金)10:30~12:00

場所:総務省第三特別会議室

- 1 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて（諮問に対する答申案件）
- 2 独立行政法人の調達に関する新たなルールについて（諮問に対する答申案件）
- 3 独立行政法人の目標の策定に関する指針及び独立行政法人の評価に関する指針の変更（諮問案件）
- 4 平成27年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について（案）（審議）
- 5 平成27年度の組織・業務全般の見直し対象法人について（審議）
- 6 その他

<配付資料>

- 資料1 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルール関係資料
- 資料2 独立行政法人の調達に関する新たなルール関係資料
- 資料3 独立行政法人の目標の策定に関する指針及び独立行政法人の評価に関する指針の変更関係資料
- 資料4 平成27年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について（案）
- 資料5 平成27年度の見直し対象法人 法人の概要
- 資料6 独立行政法人の監事の監査報告の記載例について

(案)

資料 1-1

独 評 委 第 号
平成 27 年〇月〇日

総務大臣
山本 早苗 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて（意見）

平成 27 年 4 月 9 日付けをもって意見の求めのあった標記については、別紙のとおり修正することが適当である。

修正後	平成 27 年 4 月 9 日諮問案
<p>1. 基本的考え方</p> <p>(5) <u>上記(3)及び(4)の「在職期間の全期間」のうち、在職期間が1年未満となる年度については、当該年度の評定を用い、当該年度の在職月数に応じ調整し算定する。この場合において、当該役員の就任前又は退任後に発生した事象が当該年度の評定に大きな影響を与えており、当該年度の評定を用いることが明らかに不合理である場合は、業績勘案率の算定のため評定を調整することができる。この場合、調整した評価項目、調整状況及び調整理由を明らかにしなければならない。</u></p>	<p>1. 基本的考え方</p> <p>(新設)</p>
<p>(6) <u>在職期間のうち、年度途中で担当業務の変更等があった年度については、上記(5)を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2. 算定の方法</p> <p>(1) 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員の退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。</p> <p><在職期間が1年未満となる年度がある場合等></p> <p><u>法人の長等及び個別法等によりその職務と権限が定められている役員については、①各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し合計した数値を、対応する評価項目数で除して求めた数値に、各年度の在職月数(1か月未満の期間は切り捨て)を12で除した数値を乗じて得た数値を求め、②在職期間の全期間の月数(1か月未満の期間は切り捨て)を12で除した数値で、①で求めた当該年度ごとに得た数値の合計を除した数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)</u></p> <p>また、個別法等によりその職務と権限が定められている役員について、年度途中で上記1.(4)①の担当業務の変更等があった場合は、<u>当該年度について担当業務の変更前後の在職月数に応じて計算することとし、在職期間が1年未満となる年度についての計算方法を準用して算定した数値を業績勘案率とする(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)</u></p>	<p>2. 算定の方法</p> <p>(1) 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。)に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員の退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。</p> <p>(新設)</p>
<p>修正の理由</p>	
<p>業務実績をよりの確に反映した業績勘案率の算定を行うため、在職期間が1年未満となる年度や年度途中で担当業務の変更等があった場合について、①在職月数に応じた調整、②役員の就任前や退任後の事象の有無による調整を行うことが必要である。</p>	

(案)

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて

平成 27 年〇月〇日

総務大臣決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に基づき、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の統一的な算定ルールを、以下のとおり決定する。

1. 基本的考え方

- (1) 役員の退職金に係る業績勘案率は、法人の業務実績評価に応じ、0.0 から 2.0 の範囲内において、主務大臣が決定する。
- (2) 業績勘案率は、当該役員の退職した日の属する事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の確定後に決定する。
- (3) 法人の長及び法人の長に準ずる職務を担う役員（以下「法人の長等」という。）の業績勘案率は、中期目標期間（中長期目標期間を含む。以下同じ。）（注1）の評定を用いて算定する。ただし、中期目標期間の途中における退任等、中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する年度評価の評定を用いて算定する。
- (4) 個別法等によりその職務と権限が定められている役員の業績勘案率は、在職期間の全期間に対応する年度評価における①当該役員の職務に係る担当業務、②業務運営の効率化に関する事項、③財務内容の改善に関する事項及び④その他主務省令で定める業務運営に関する事項についての評定を用いて算定する。
- (5) 上記（3）及び（4）の「在職期間の全期間」のうち、在職期間が1年未満となる年度については、当該年度の評定を用い、当該年度の在職月数に応じ調整し算定する。この場合において、当該役員の就任前又は退任後に発生した事象が当該年度の評定に大きな影響を与えており、当該年度の評定を用いることが明らかに不合理である場合は、業績勘案率の算定のため評定を調整することができる。この場合、調整した評価項目、調整状況及び調整理由を明らかにしなければならない。
- (6) 在職期間のうち、年度途中で担当業務の変更等があった年度については、上記（5）を準用する。
- (7) 監事の業績勘案率は1.0を基本とする。ただし、次号に該当する場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができるほか、法人及び役職

員の不適切な業務執行や不祥事等に対し、適切な事後処置等を履行しなかった場合など監事の任務懈怠の場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

- (8) 役員が法人に対する特段の貢献が認められる場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (9) 業績の著しい悪化や、法人の解散等の結果を招いた場合などは、役員が退職金の支給の可否そのものについて判断する。支給を可とする場合においても、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (10) ①組織的な法令・内部規程違反、②組織体質に起因する法人全体の内部統制の欠如、③役職員の業務の不適切処理、④役職員の不祥事などにより、法人の信用失墜等が生じた場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。

(注1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6第2項に定める期間を含む。

2. 算定の方法

- (1) 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）に基づき、主務大臣が行う評価においては「B」評定が標準となることを踏まえ、役員が退職金に係る業績勘案率は、以下により算定する。

<在職期間が1年未満となる年度がない場合>

【法人の長等】

中期目標期間の全ての個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

また、中期目標期間の途中における退任等により中期目標期間の評定を用いることが適当でない場合は、在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。）。

【個別法等によりその職務と権限が定められている役員】

在職期間の全期間に対応する各年度の個別評価項目のうち、上記1.(4)に示された事項の評定を評定換算表により点数化し、合計した数値を対応する全評価項目数で除して求めた数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、

小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

<在職期間が1年未満となる年度がある場合等>

法人の長等及び個別法等によりその職務と権限が定められている役員については、①各年度の個別評価項目の評定を評定換算表により点数化し合計した数値を、対応する評価項目数で除して求めた数値に、各年度の在職月数（1か月未満の期間は切り捨て）を12で除した数値を乗じて得た数値を求め、②在職期間の全期間の月数（1か月未満の期間は切り捨て）を12で除した数値で、①で求めた当該年度ごとに得た数値の合計を除した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

また、個別法等によりその職務と権限が定められている役員について、年度途中に上記1.（4）①の担当業務の変更等があった場合は、当該年度について担当業務の変更前後の在職月数に応じて計算することとし、在職期間が1年未満となる年度についての計算方法を準用して算定した数値を業績勘案率とする（端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

【評定換算表】

個別評価項目の評定	評定に対応する点数
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

【監事】

上記1.（7）のとおり、監事の業績勘案率は1.0を基本とし、法人に対する特段の貢献又は任務懈怠の場合は、その程度に応じて加算又は減算した数値を業績勘案率とする。

(2) (1)にかかわらず、平成25年度以前の年度に係る業績勘案率については、別紙により算定する。

(3) 在職期間が平成25年度以前及び26年度以降の双方の期間にまたがる場

合、(1)及び(2)によりそれぞれ算定した業績勘案率を、各期間に対応する年数で加重平均して算定する(端数が出る場合は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

ただし、法人の長等については、(1)により算定を行った中期目標期間を除く期間について別紙により算定を行い、それぞれにより算定した業績勘案率を、各期間に対応する中期目標期間の年数で加重平均して算定する(端数が出る場合は、小数点第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までとした数値とする。)

3. 通知手続その他

- (1) 閣議決定1(2)に基づき主務大臣が独立行政法人評価制度委員会に通知するに当たっては、本決定において、「その程度に応じて」、「当該事情を考慮」など、主務大臣において判断を行った事項について、当該業績勘案率の決定に至った理由等を明記し、算定根拠を明らかにした上で通知するものとする。
- (2) 独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣から通知を受けた上記(1)の業績勘案率について、①本決定に沿った算定がなされていない、②算定の根拠となる年度評価の評定が著しく適正を欠いている、③考慮すべき事実が反映されていない、又は④考慮すべき事実の反映の程度が不十分である場合に意見を述べるものとする。
- (3) 役員の退職時期によっては退職手当の額が確定するまでに長期を要する場合があることから、法人の役員退職手当規程等において、暫定業績勘案率を1.0等とした規定を設け、退職金の概算払いをすることができる。この場合、本決定に基づき業績勘案率を確定した後、速やかに精算を行う。
- (4) (1)の通知の様式その他本決定の実施に必要な細目は、総務省行政管理局から通知する。

(別紙)

平成 25 年度以前の事業年度の業務実績に係る業績勘案率は、各府省独立行政法人評価委員会が定めた「業績勘案率の考え方」等に基づき算定されていることから、年度評価の各評価項目を点数化して計算する手法によるのではなく、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成 16 年 7 月 23 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)及び「今後の業績勘案率の取組について」(平成 21 年 3 月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)に示された考え方を踏まえ、以下により算定する。

なお、本文 1. のうち、(3) 及び (4) は適用しない。

- (1) 業績勘案率は、役員の在職期間の全期間に対応する年度評価の評定結果にかかわらず、1.0 とする。
- (2) 在職期間中にわたり法人の業績が極めて好調な場合は(注1)、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (3) 在職期間の全期間に対応する年度評価において、①法人の主要業務(注2)についてC評定がある場合、又は、②D評定の評価項目がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (4) 役員個人の業績に特段の加算要因(注3)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を加算することができる。
- (5) 役員個人の職務と責任に関し、減算要因(注4)がある場合は、その程度に応じて業績勘案率を減算する。
- (6) 上記(5)の場合、減算するべきではない特段の事情(注5)がある場合は、当該事情を考慮することができる。

(注1) 中期目標の想定を超える目覚ましい実績があり、国民の理解可能性が十分ある場合や、全評定項目に占めるS(最上級)の評定が2割を超える場合など

(注2) 原則として、法人の予算額に占める割合が10%以上または当該業務に従事する常勤職員数が全常勤職員の10%以上となる業務

(注3) 斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が賞賛を惜しまない業績が、当該役員個人のイニシアティブによって実現した場合など

(注4) 業務の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用失墜の場合など

(注5) 通常の原因分析と再発防止では足りず、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で一時的な報酬の自主返納ではなく、法人として報酬を減額した場合など

(案)

総 管 査 第 ○ 号
平成27年○月○日

各府省大臣官房長等 殿

総務省行政管理局長

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の
算定ルールに基づく計算例及び通知様式について

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについては、平成27年○月○日付け総務大臣決定の「3. 通知手続その他(4)」に基づき、計算例を別紙1、通知様式を別紙2のとおり定めたので、通知する。

(注) 別紙2の通知様式は、便宜のため適宜数式例を記入していることに留意されたい。

【計算例1】 ※中期目標期間の全期間を在職して退職した理事長の例

(平成23年4月1日～平成28年3月31日の60か月在職)

※中期目標期間は平成23年度～27年度

業務（大事項、中事項、小事項）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	中期目 標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	—	—	—
●●業務（主要）	A	S	A	B	B	A
△△業務（主要）	A	B	A	A	B	B
××業務（主要）	A	S	B	B	B	A
○○業務	A	A	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	A	B	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 組織運営	A	B	A	B	B	B
2 業務運営の効率化	B	A	B	B	C	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 予算	A	A	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	B
3 剰余金の使途	B	A	A	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	A	B	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	—	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	A	B	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	A	B	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

- A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
- $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
- $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成23～25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。

3. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例 2】 ※2 期以上の中期目標期間を在職した理事長の例

(平成 18 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 120 か月在職)

※中期目標期間は平成 18 年度～22 年度、23 年度～27 年度

業務 (大事項、中事項、小事項)	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	18～22 年度 中期目標期間	23～27 年度 中期目標期間
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	B	A	B	—	—
●●業務 (主要)	S	A	B	B	A	A	A
△△業務 (主要)	A	A	B	A	B	A	B
××業務 (主要)	S	B	A	A	B	A	A
○○業務	B	A	B	A	B	B	A
◎◎業務	A	B	B	B	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	B	B	B	B	B	—
1 組織運営	A	C	C	C	B	C	B
2 業務運営の効率化	A	A	B	B	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	B	A	A	B	A	—
1 予算	B	B	B	A	B	B	B
2 財務の状況	A	A	A	B	B	A	B
3 剰余金の使途	B	B	B	B	B	B	B
4 保有資産の見直し	A	B	A	A	A	A	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	A	B	B	B	B	—
1 職員人事に関する計画	B	A	A	A	B	A	B
2 積立金の処分に関する事項	B	A	B	B	A	B	B

(注 1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注 2) 算定には、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」は「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【中期目標期間の評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

- A評定の数=3、B評定の数=9、C評定の数=1（全項目数13）
- $3 \times 1.5 + 9 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 14.0$
- $14.0 \div 13 = \underline{1.1}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成23～25年度評価の算定】→上記1に含まれているため、改めて算定しない。

3. 【平成18～22年度評価の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を1.0と仮置きする。
- S評定は2（全項目数65項目の2割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の加算及び減算要因は認められない。
- 当該期間の業績勘案率は 1.0

4. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) \div (5 + 5) = 1.05 \Rightarrow \underline{1.1}$ （小数点第二位を四捨五入）

5. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例3】 ※4年間在職した理事の例

(平成24年4月1日～平成28年3月31日の48か月在職：担当業務は△△業務と××業務)

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	B
△△業務（主要）	B	A	A	B
××業務（主要）	S	B	B	B
〇〇業務	A	A	A	A
◎◎業務	A	A	B	B
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	C
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

(注1) 業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

(注2) 算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がない場合＞」に基づき算定

① 理事の担当業務等の業績

- A評定の数=1、B評定の数=18、C評定の数=1（全項目数20）
- $1 \times 1.5 + 18 \times 1.0 + 1 \times 0.5 = 20.0$
- $20.0 \div 20 = \underline{1.0}$

2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を1.0と仮置きする。
- S評定は2（全項目数26項目の2割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の担当業務である××業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認められることから、0.2加算する。
- 当該期間の業績勘案率は 1.2

3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$

4. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

【計算例4】 ※2年7ヶ月間在職した理事の例（年度途中の退任がある場合）

（平成24年11月1日～平成27年5月31日の31か月在職:担当業務は△△業務と××業務）

業務（大事項、中事項、小事項）	24年度	25年度	26年度	27年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	—	—
●●業務（主要）	S	A	B	—
△△業務（主要）	B	A	A	B(注3)
××業務（主要）	S	B	B	B
○○業務	A	A	A	—
◎◎業務	A	A	B	—
II 業務運営の効率化に関する事項	A	A	—	—
1 組織運営	B	A	B	B
2 業務運営の効率化	A	B	B	B
III 財務内容の改善に関する事項	A	A	—	—
1 予算	A	A	B	B
2 財務の状況	A	A	B	B
3 剰余金の使途	A	A	B	B
4 保有資産の見直し	A	A	B	B
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	—	—
1 職員人事に関する計画	A	A	B	B
2 積立金の処分に関する事項	A	A	B	B

（注1）業績勘案率の算定に用いる評価項目は色つきとしている。

（注2）算定には、「一定の事業等のまとまり」、それ以外の事項は「一定の事業等のまとまり」に準じ法人の特性及び事項の内容に応じ設定した項目を用いる。

（注3）平成27年度の当法人の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の在職期間の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。

1. 【平成 26・27 年度評価の算定】→「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞」に基づき算定

① 平成 26 年度評価の算定

- A 評定の数 = 1、B 評定の数 = 9（全項目数 10）
- 平成 26 年度は、1 年間在職しているため、「各年度の在職月数を 12 で除した数値」は $12 \div 12 = 1$ となる。
- $(1 \times 1.5 + 9 \times 1.0) \div 10 \times 1 = 1.05/10$

② 平成 27 年度評価の算定

- B 評定の数 = 10（全項目数 10）
- 平成 27 年度は、2 か月間在職しているため、「各年度の在職月数を 12 で除した数値は」は $2 \div 12 = 1/6$ となる。
- $(10 \times 1.0) \div 10 \times 1/6 = 1/6$

③ 「2. 算定の方法（1）＜在職期間が1年未満となる年度がある場合等＞」による算定

- ①と②の合計を、在職期間の全期間の月数を 12 で除した数値で除す。
- 「在職期間の全期間の月数を 12 で除した数値」は $14 \div 12 = 7/6$ となる。
- $(1.05/10 + 1/6) \div 7/6 = \underline{1.0}$ （小数点以下第二位を四捨五入）

2. 【平成 24 年度～25 年度の算定】→「2. 算定の方法（2）」に基づき算定

- 業績勘案率を 1.0 と仮置きする。
- S 評定は 2（全項目数 26 項目の 2 割未満）、その他考慮すべき要因もなく、法人の業績としては加算なし。
- 役員個人の担当業務である××業務に S 評定があり、中期目標の想定を超える目覚しい実績と認められることから、0.2 加算する。
- 当該期間の業績勘案率は 1.2

3. 全期間の業績勘案率の算定→「2. 算定の方法（3）」により年数で加重平均をして算定

- $(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) \div (2 + 2) = \underline{1.1}$

4. その他考慮すべき事情等

- 該当なし。

(別紙2)

〇 〇 第 〇 号
平成〇年〇月〇日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 大 臣
〇 〇 〇 〇

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人〇〇の役員の退職金に係る業績勘案率については、別紙のとおり決定したので、通知する。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
①算定【平成26年度以降】		
(「2. 算定の方法 (1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：中期目標期間の全期間		
中期目標期間 (平成23年度～27年度)		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
①業績勘案率		1.1
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
②算定【平成25年度以前】 (「2. 算定の方法 (2)」による算定)		
算定する期間：平成23年度～25年度 (3年間)		
※上記①に含まれているため、改めて算定しない。		
法人業績による加算	—	
主要業務のC評定	—	
D評定	—	
役員個人の加算要因	—	
役員個人の減算要因	—	
減算すべきでない事情	—	

②業績勘案率		—	
③算定【①及び②による算定】（「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	—	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等（「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
<p>※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。</p>			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	<p>その他考慮すべき事情等はない。</p> <p>※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。</p>	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事長を例に作成した。中期目標期間の評価を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事長	
在職期間	平成18年4月1日～平成28年3月31日	
①算定【平成26年度以降】		
(「2. 算定の方法 (1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：中期目標期間		
中期目標期間 (平成23年度～27年度)		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	3	4.5
B	9	9.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	13	14.0
①業績勘案率		1.1
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
②算定【平成25年度以前】 (「2. 算定の方法 (2)」による算定)		
算定する期間①：平成23年度～25年度 (3年間) ⇒上記①に含まれているため、改めて算定しない。 算定する期間②：平成18年度～22年度 (5年間) ⇒「2. 算定の方法 (2)」により算定		
法人業績による加算	該当なし。 (総評価項目65項目のうち、S評定は0項目)	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。	

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、加算の程度とその理由を記載		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.0		
③算定【①及び②による算定】 （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.1 \times 5 + 1.0 \times 5) / (5 + 5) = 1.05$	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 在職期間が二以上の中期目標期間にまたがる理事長を例に作成した。中期目標期間の評価を用いない場合の算定方法は、理事と同様とする。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構	
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事	
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日	
担当業務	△△業務、××業務	
①算定【平成26年度以降】		
(「2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>」による算定)		
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）		
平成26年度～27年度		
評定	個数	点数
S	0	0.0
A	1	1.5
B	18	18.0
C	1	0.5
D	0	0.0
—	20	20.0
①業績勘案率		1.0
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。	
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	該当なし。 ※調整した評定がある場合、当該評価項目と調整の状況及び調整の理由を記載する。	
②算定【平成25年度以前】 （「2. 算定の方法(2)」による算定）		
※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。 算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）		
法人業績による加算	該当なし。 （総評価項目39項目のうち、S評定は2項目）	
主要業務のC評定	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載	
D評定	該当なし。	

	※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
役員個人の加算要因	△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評価があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、 <u>0.2</u> 加算する。		
役員個人の減算要因	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
減算すべきでない事情	該当なし。 ※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載		
②業績勘案率	1.2		
③算定【①及び②による算定】 （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

理事の場合②
(在職期間が1年未満
となる年度がある場合)

(別 紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成24年11月1日～平成27年5月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
①算定【平成26年度以降】			
〔2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がある場合等>〕による算定)			
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）			
平成26年度			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	1	1.5	
B	9	9.0	
C	0	0.0	
D	0	0.0	
—	10	10.5	
在職月数を12で除した数値		1	
平成27年度			
評定	個数	点数	
S	0	0.0	
A	0	0.0	
B	10	10.0	
C	0	0.0	
D	0	0.0	
—	10	10.0	
在職月数を12で除した数値		1/6	
全在職期間の月数を12で除した数値		7/6	
計算	(10.5÷10×1+10.0÷10×1/6)÷7/6=1.04		①業績勘案率 1.0
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		

業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	担当である△△業務の平成27年度の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。		
②算定【平成25年度以前】 （「2. 算定の方法（2）」による算定）			
<p>※在職期間の全期間（平成25年度以前）を一括して1.0と仮置きし、以下の項目も全期間を対象とする。</p> <p>算定する期間：平成24年度～25年度（2年間）</p>			
法人業績による加算	<p>該当なし。</p> <p>（総評価項目39項目のうち、S評定は2項目）</p>		
主要業務のC評定	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
D評定	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
役員個人の加算要因	<p>△△研究開発において、役員個人の担当業務である〇〇業務にS評定があり、中期目標の想定を超える目覚ましい実績と認め、<u>0.2</u>加算する。</p>		
役員個人の減算要因	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
減算するべきでない事情	<p>該当なし。</p> <p>※該当がある場合は、減算の程度とその理由を記載</p>		
②業績勘案率	1.2		
③算定【①及び②による算定】 （「2. 算定の方法（3）」による算定）			
計算	$(1.0 \times 2 + 1.2 \times 2) / (2 + 2) = 1.1$	③業績勘案率	1.1
④その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方（8）～（10）」に該当する事項）			
<p>※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評定項目に占めるS（最上級）の評定の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。</p>			
⑤最終算定【③及び④による算定】			
④の反映	<p>その他考慮すべき事情等はない。</p> <p>※ある場合は、③で算定した業績勘案率に加算・減算する。</p>	業績勘案率	1.1

(注)

1. 中期目標期間を在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 理事		
在職期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日		
担当業務	△△業務、××業務		
①算定【平成26年度以降】			
〔2. 算定の方法(1) <在職期間が1年未満となる年度がない場合>〕による算定)			
算定する期間：平成26年度～27年度（2年間）			
平成26年度～27年度			
評定	個数	点数	
S	1	2.0	
A	3	4.5	
B	15	15.0	
C	1	0.5	
D	0	0.0	
—	20	22.0	
①業績勘案率		1.1	
中期目標期間の評定を用いない場合、その理由	該当なし。 ※中期目標期間の終了前の退任等、理由を記載する。		
業績勘案率の算定のために評定を調整した場合、その項目、調整状況及びその理由	担当である△△業務の平成27年度の評定は「A」評定であるが、当該評定は、主に後任の理事の業績に基づいているため、業績勘案率の算定上の評定を「B」評定に調整した。		
②その他考慮すべき事情等 （「1. 基本的な考え方(8)～(10)」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評定項目に占めるS（最上級）の評定の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
③最終算定【①及び②による算定】			
②の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、①で算定した業績勘案	業績勘案率	1.1

	率に加算・減算する。		
--	------------	--	--

(注)

1. 平成26年度以降在職した理事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(別 紙)

法人名	〇〇機構		
氏名・役職	〇〇 〇〇 監事		
在職期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日		
①算定 （「1. 基本的な考え方(8)～(10)」に該当する事項）			
※中期目標の想定を超える目覚ましい実績、全評価項目に占めるS（最上級）の評価の割合、業績の著しい悪化、組織的な法令違反、内部規程違反による著しい信用失墜、法人組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題、国会・会計検査院など指摘等業績勘案率の算定に影響を与える事実を記述し、当該事実等の業績勘案率の加算・減算への考慮の有無、その理由等を詳細に記述する。必要に応じ参考資料を添付する（報道等の状況など）。			
②最終算定			
①の反映	その他考慮すべき事情等はない。 ※ある場合は、加算・減算する。	業績勘案率	1.0

(注)

1. 平成24年4月～28年3月までの期間在職した監事を例に作成した。
2. 本様式は、退職役員1名につき1枚作成する。
3. 別添説明資料等を添付することができる。

(案)

独 評 委 第 号
平成 27 年〇月〇日

総務大臣
山本 早苗 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について
(意見)

平成 27 年 4 月 9 日付けをもって意見の求めのあった標記については、意見はない。

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について

平成 27 年〇月〇日
総務大臣決定

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、総務省は「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」こととされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、下記のとおり決定する。

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人が P D C A サイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。

記

1. 調達等合理化の位置付け

本決定における調達等の合理化に関する取組に対する評価は、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 32 条、第 35 条の 6 及び第 35 条の 11 の規定に基づく年度評価の一環として実施する。調達等合理化に関する目標の設定や評価の実施については、本決定によるほか「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）によることとする。

2. 調達等合理化計画の策定等

(1) 調達等合理化計画の策定等

ア 各法人は、原則として毎年度 6 月末までに、当該年度の調達等合理化計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達等合理化計画を改定し、公表する。また、各法人は、調達等合理化計画を策定又は改定した場合、主務大臣に報告する。

イ 調達等合理化計画には、次の内容を盛り込むとともに、評価のために適切な指標を設定する。

また、下記項目中「調達に関するガバナンスの徹底」については、~~新たな~~前年度までの取組に関する評価結果を踏まえ、随意契約に関する内部統制の確立 ~~→~~や不祥事の発生防止のための当該年度における取組内容 ~~について~~を、具体的に明記する。

- ・ 調達の現状と要因の分析
- ・ 重点的に取り組む分野
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達等合理化の推進体制 等

ウ 主務大臣は、各法人から報告された調達等合理化計画を公表し、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

(2) 調達等合理化計画の自己評価

ア 各法人は、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、設定した指標による自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、主務大臣に報告する。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題と今後の対応方針 等

ウ 主務大臣は各法人から報告された自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ各法人に対して指摘及び助言を行う。また、評価結果、指摘及び助言の内容を公表するとともに、総務大臣及び独立行政法人評価制度委員会に通知する。

3. 各法人における推進体制の整備

(1) 各法人は、調達等合理化計画の策定や自己評価の実施等、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

(2) 各法人は、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置するとともに、外部有識者を指名するに当たっては、主務大臣の了解を得ることとする。

契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに

に、これに関連して、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

4. 独立行政法人評価制度委員会等の関与

(1) 総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣による評価の実施が著しく適正を欠くものと認められる場合、主務大臣に意見を述べる。

(2) 総務大臣は、主務大臣から通知された評価結果を取りまとめ公表する。

5. その他

(1) 本決定に基づく①各法人による調達等合理化計画、調達等合理化計画の自己評価結果及び契約監視委員会における審議概要の公表、②主務大臣による各法人から報告された調達等合理化計画、主務大臣の評価結果、指摘及び助言の内容の公表並びに③総務大臣による主務大臣から通知された評価結果の公表並びに既存の法令や閣議決定等に基づく調達に関する公表に当たっては、国民に分かりやすい情報提供を行う観点から、WEBサイトを通じて自律的かつ定期的に行うこと。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、総務省行政管理局から通知する。

(3) 調達等合理化計画を導入するに当たり、中期目標等の見直しが必要となる法人については、別途総務省行政管理局の定める通知によるものとする。

独立行政法人における調達等合理化計画策定要領

平成 27 年〇月〇日
総務省行政管理局

調達等合理化計画については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定、別添参照)を踏まえ、下記のとおり策定していただきたい。

記

1. 調達等合理化計画の策定・公表の時期

調達等合理化計画については、原則として毎年度6月末までに策定・公表すること(平成 27 年度計画の策定・公表については、7月末までとする)。また、公表の際には、内容が多岐にわたる場合等には、調達等合理化計画の内容が国民に分かりやすく伝わるように、その概要が分かる要約版を作成するなどの工夫をすること。

調達等合理化計画の策定後は、速やかに主務大臣に報告すること。

2. 調達等合理化計画に盛り込む事項

(1) 調達の現状と要因の分析

前年度の契約状況について、①競争性のある契約(競争入札等、企画競争・公募)及び競争性のない随意契約の実績(件数・金額)、並びに②一者応札・応募の実績(件数・金額)を記載するとともに、過去の実績から大きく増減している場合はその要因を分析し、記載すること。また、調達の全体構造を分析するなど、可能な限り「重点的に取り組む分野」の選定理由につながるような記載をすること。

(2) 重点的に取り組む分野の選定

各法人は、迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、重点的に調達の合理化に取り組む分野として、各法人の前年度の調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達合理化の進捗状況などを可能な限り把握・分析した上で、改善の余地があると認められる分野等を選定し、記載すること。

(案)

(3) 調達合理化の取組内容

(2)で選定した分野については、例えば、次①から⑤のような観点から、調達合理化の具体的な取組内容を記載すること。

- ① 競争性の確保を大原則としつつ、様々な調達方法の活用を検討し、費用の節減、品質の向上を図ること。
- ② 調達グループを超えた共同調達の実施等、規模の経済性を活用すること。
- ③ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価すること。
- ④ 官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮をするほか、グリーン購入法、環境配慮契約法等の諸施策との整合性に留意すること。
- ⑤ 職員のスキルアップを図ること。

(4) 調達に関するガバナンスの徹底

- ① 随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、随意契約の事前チェック機能を確保するために当該年度に採ろうとする体制の整備や取組内容について、具体的に記載すること。
- ② また、談合や予定価格漏洩といった調達に関する不祥事の発生を未然に防ぐ観点から、法人内でどのような取組を行っていくか具体的に記載すること。

(5) その他の取組

各法人において、(3)及び(4)以外に費用対効果や事務量対効果を勘案した上で、合理的な業務の遂行に資する取組の実施を計画している場合には、当該取組を記載すること。

(6) 調達等合理化の目標

(3)から(5)の取組により目指すべき調達等合理化の目標を記載すること。

目標は事後の検証が可能となるよう、可能な限り、定量的な目標設定とすること。定量的な目標としては、調達等合理化による効果(例:調達金額の節減額、調達等合理化の対象とする契約額、共同調達の実施品目等)に関するものが考えられる。目標設定に当たっては、「独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)」における「業務運営の効率化に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」における目標の立て方を参考にすること。(注)

また、定量的な評価が困難な取組であっても、現状を改善しようとするプロセスについて、ノウハウ等の共有化・標準化を進めていきたいと考えているので、積極的に記載すること。

(案)

(注) 調達金額を定量的な目標とする場合、税率上昇分や物価上昇率を目標の数値から除くこととするなど、適切な配慮をする必要がある。

(7) 自己評価の実施方法

自己評価の位置付け(毎年度の業績評価の一環として実施)、自己評価の実施時期(年度末終了後)、主務大臣による評価、主務大臣による評価結果のその後の調達等合理化計画への反映等を記載すること。

(8) 調達等合理化の推進体制

各法人における推進体制の構成や役割等、契約監視委員会の点検等を記載すること。

推進体制については、既存の調達や契約に関するプロジェクトチーム等を活用していただいても構わないが、調達等合理化の実効性を確保するためにも、総務担当理事が総括的な責任者となる構成とすることを基本とすること。

なお、各法人の判断により、総括的な責任者をより上位の職位の者とすることができる。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づいて設置された契約監視委員会がある場合には、当該委員会を総務大臣決定に基づく委員会とみなすことができる。

調達等合理化計画の策定・改定に当たっては、原則として事前に契約監視委員会の点検を受け、その意見を反映した調達等合理化計画とすること。ただし、形式的な改定については、事後に点検をうけることで差し支えない。

(案)

別紙

平成 27 年 月 日

平成 27 年度独立行政法人〇〇機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人〇〇機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人〇〇機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 〇〇機構における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は〇〇件、契約金額は〇〇円である。また、競争性のある契約は〇〇件(〇.〇%)、〇〇円(〇.〇%)、競争性のない契約は〇〇件(〇.〇%)、〇〇円(〇.〇%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は〇.〇%の増、金額は〇.〇%の増)が、主に……によるものである(重点的に調達改善に取り組む分野を念頭に入れつつ、どのような調達品目において顕著であったかなど具体的に記載する)。

表1 平成 26 年度の〇〇機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数 (%)	金額 (%)	件数 (%)	金額 (%)	件数 (%)	金額 (%)
競争入札等	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
企画競争・公募	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
競争性のある契約(小計)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
競争性のない随意契約	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(%)	(%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 〇〇機構における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は〇〇件(〇.〇%)、契約金額は〇〇円(〇.〇%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は〇.〇%の減、金額は〇.〇%の減)が、主に……によるものである(重点的に調達改善に取り組む分野を念頭に入れつつ、どのような調達品目において顕著であったかなど具

(案)

体的に記載する)。

表2 平成 26 年度の〇〇機構の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	(%)	(%)	(%)
	金額	(%)	(%)	(%)
1者以下	件数	(%)	(%)	(%)
	金額	(%)	(%)	(%)
合計	件数	(100%)	(100%)	(100%)
	金額	(100%)	(100%)	(100%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、〇〇〇〇関係及び〇〇〇〇関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 〇〇〇〇に関する調達

〇〇〇〇に関する調達について、……の理由から、平成 27 年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の結果、低下すると見込まれる競争契約に占める二者応札割合など】

- ① ……………
- ② ……………

(2) 〇〇〇〇に関する調達

〇〇〇〇に関する調達について、……の理由から、平成 27 年度においては、新たに①～③の取組を実施していくことにより経費の節減を目指す。【当該取組の結果、節減が見込まれる経費等(法人の調達する財・サービス1単位当たりの単価など)】

- ① ……………
- ② ……………
- ③ ……………

(注)必要に応じ、官公需法等への取組について記載すること。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された〇〇検証チーム(総括責任者は総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、……の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(案)

【〇〇検証チームによる点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

(例1) 当法人では、これまで調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っている。

研修については、内部チェックマニュアルの担当職員間での定着状態をチェックして研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果】

また、マニュアルの内容について逸脱が無いが、以下の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を行う。【検討・実施結果】

(チェックの観点)

- ・ 〇〇法人で発生した不祥事の原因

・
・

(例2) 平成〇〇年〇〇月の〇〇事業所の契約担当職員による予定価格漏洩事件の発生をふまえ、二度とこのような不祥事が発生しないように、(事業により内部又は第三者による)調査委員会による原因解明をふまえ、組織対応するなかで明らかになった問題点への対応策を検討し、必要な措置を講じる。

特に業務フローベースで、以下の観点から徹底的な検討を行う。【検討・実施結果】

(検討の観点)

- ・ 相互牽制機能の強化

・
・
・

検討結果と対応策については、業務監査の任にある監事とも連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、〇〇を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 〇〇〇〇
副総括責任者 〇〇〇〇
メンバー 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か

(案)

年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、〇〇機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

(注) 当調達等合理化計画の作成例は、調達等合理化計画の策定要領(平成 27 年〇月〇日行政管理局長通知)に記載された内容を理解しやすくした資料である。「1. 調達の現状分析」における表 1~2 については、全法人における取組や改善の状況を継続して把握していく必要があるので、表の修正をしないこと。

(案)

独 評 委 第 号
平成 27 年 〇 月 〇 日

総務大臣
山本 早苗 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫

独立行政法人の目標の策定に関する指針及び独立行政法人
の評価に関する指針の変更について（意見）

平成 27 年 5 月 22 日付けをもって意見の求めのあった標記につい
ては、意見はない。

総管査第 131 号
平成 27 年 5 月 22 日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫 殿

総務大臣
山本 早

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について

標記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求める。

独立行政法人の目標の策定に関する指針（H27.5.22 諮問）

改 定 案	現 行（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）
<p>はじめに（略）</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> I 本指針について（略） II 中期目標管理法人の目標について（略） III 国立研究開発法人の目標について（略） IV 行政執行法人の目標について（略） V その他留意すべき事項について（略） <ul style="list-style-type: none"> 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について 2 業務改革の取組との関係について 3 調達等合理化の取組との関係について 4 目標策定等のスケジュールについて 5 共管法人の取扱いについて 6 本指針の見直しについて <p>I～IV（略）</p>	<p>はじめに（略）</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> I 本指針について（略） II 中期目標管理法人の目標について（略） III 国立研究開発法人の目標について（略） IV 行政執行法人の目標について（略） V その他留意すべき事項について（略） <ul style="list-style-type: none"> 1 目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について 2 業務改革の取組との関係について （新規） 3 目標策定等のスケジュールについて 4 共管法人の取扱いについて 5 本指針の見直しについて <p>I～IV（略）</p>

改定案	現行（平成26年9月2日総務大臣決定）
<p>V その他留意すべき事項について</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 調達等合理化の取組との関係について 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年〇月〇日総務大臣決定）において、「各法人がPDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定に掲げられた取組と整合するように目標を策定する必要がある。</p> <p>4 目標策定等のスケジュールについて（略）</p> <p>5 共管法人の取扱いについて（略）</p> <p>6 本指針の見直しについて（略）</p>	<p>V その他留意すべき事項について</p> <p>1～2（略）</p> <p>（新規）</p> <p>3 目標策定等のスケジュールについて（略）</p> <p>4 共管法人の取扱いについて（略）</p> <p>5 本指針の見直しについて（略）</p>

独立行政法人の評価に関する指針（H27.5.22 諮問）

改 定 案	現 行（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）
<p>はじめに（略）</p> <p>目次（略）</p> <p>I 本指針について（略）</p> <p>II 中期目標管理法人の評価に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 評価の方法等 主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。</p> <p>(1)（略）</p>	<p>はじめに（略）</p> <p>目次（略）</p> <p>I 本指針について（略）</p> <p>II 中期目標管理法人の評価に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 評価の方法等 主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。</p> <p>(1)（略）</p>

改 定 案	現 行（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）
<p>(2) 評価の視点</p> <p>別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。</p> <p>また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う。</p> <p>さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定)において、「各法人が PDCA サイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(2) 評価の視点</p> <p>別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。</p> <p>また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>7・8 (略)</p>

改 定 案	現 行（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）
<p>Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 評価の方法等 主務大臣は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保」等の目的を踏まえ、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）評価の視点等 ① （略） ② 研究開発以外の事務事業に関する評価 別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。 また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観</p>	<p>Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 評価の方法等 主務大臣は、「研究開発成果の最大化」、「適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保」等の目的を踏まえ、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）評価の視点等 ① （略） ② 研究開発以外の事務事業に関する評価 別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。 また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観</p>

改 定 案	現 行（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）
<p>点から適正に評価を行う。</p> <p>さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年〇月〇日総務大臣決定）において、「各法人が P D C A サイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。</p> <p>7・8 （略）</p> <p>IV 行政執行法人の評価に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 評価の方法等</p> <p>主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>点から適正に評価を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>7・8 （略）</p> <p>IV 行政執行法人の評価に関する事項</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 評価の方法等</p> <p>主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改 定 案	現 行（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）
<p>(2) 評価の視点</p> <p>別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。</p> <p>また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う</p> <p>さらに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年〇月〇日総務大臣決定)において、「各法人が PDCA サイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。」とされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>V その他留意すべき事項 (略)</p>	<p>(2) 評価の視点</p> <p>別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。</p> <p>また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う</p> <p>(新規)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>V その他留意すべき事項 (略)</p>

(案)

(別紙2)

目標及び指標の記載例

標記について、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、目標の策定の際に参照される個別の目標及び指標の記載例を取りまとめたので、独立行政法人に対する目標の検討に当たっては、本通知事項に留意の上、適切な目標の策定をお願いします。

- 1 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人（以下「3法人」という）共通、業務類型別）

(1) 金融業務

【目標及び指標の例】

- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) ○○の促進について

○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）における××を促進するため、本法人は、○○という過去からの知見を踏まえ（注：法人の役割、能力、規模等）、○○事業（取組A）、○○事業（取組B）、○○（取組C）を行う。

① ○○事業（取組A）について

○○支援を○回行うことにより、新たな成長・発展を目指す○○への投資を行うファンドの組成を促進し、中期目標期間終了時までにはファンド組成数を○○（数値）以上とすることで、（○○戦略の）××の促進に寄与する。

（前中期目標期間実績：○○支援○回、ファンド組成数○）

【指標】

- ・ ○○による利用者役立度 ○以上（前中期目標期間実績：○）

※ 重要度、優先度、難易度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】政府の○○戦略における××促進に向け、当該○○事業（取組A）によりファンド組成数○○以上を達成することが主要な役割を果たすものであるため。

【優先度：高】政府の○○戦略では、特に平成○年度まで××促進に向け集中的に取り組むこととされているため、今中期目標期間における平成○年度から平成○年度までの間、当該○○事業（取組A）を優先的に行う必要があるため。

【難易度：高】ファンド組成数の目標について、前中期目標期間の水準を○ポイント上回るチャレンジングな水準を目標として設定しているため。

【その他の目標例】

- ・ 海外展開に潜在力のある○○事業者を発掘するため○○を行い、平成×年度までに○○

【その他の指標例】

- ・ 申込件数、融資件数
- ・ ○○分野に対する融資の割合

<p>社以上発掘する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間終了時点で我が国の企業の〇〇事業の〇/〇以上に出資・債務保証等による支援を行う。 ・ 〇〇貸与の的確な実施のため、〇〇による基準の見直し及び厳格な審査を実施する。 ・ 中期目標期間中の積立金の増加率について、〇%を確保する。 ・ 〇〇積立金の運用に関し、各年度において、全ての資産ごとに各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保する。 ・ 〇〇のうち被保険者割合を〇年度末までに〇%まで拡大する。 ・ 研修実施方針に基づき、外部専門家等による職員研修を年〇回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平均審査期間処理率、申請受付後決定するまでの期間（〇週間以内） ・ 民間に準拠した場合に想定される金利との差、融資対象者が民間金融機関を利用しない理由について金利水準を理由とする案件の比率 ・ 資金調達で市場からの評価を受ける財投機関債について、総借入金額に占める中期目標期間中の発行総額の割合 ・ 未収発生率、総回収率 ・ 平均運用利回り率 ・ 積立金増加率 ・ 資産の構成割合、運用成績、積立金の管理状況等についての公表手法、回数及び頻度 ・ 研修の実施状況、頻度
--	---

(2) 人材育成業務

<p>【目標及び指標の例】</p> <p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 〇〇人材の育成について</p> <p>我が国の〇〇という政策目標（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）に資するため、本法人は、〇〇の役割を負い（注：法人の役割、能力、規模等）、〇〇研修（取組A）、〇〇連携（取組B）、〇〇（取組C）を、前中期目標期間の実績と同数回行い、訓練修了者の就職率を中期目標期間の各年度とも〇%以上とする。（前中期目標期間実績：〇%）</p> <p>① 〇〇研修（取組A）について</p> <p>〇〇を対象とした〇〇訓練については、〇〇に留意しつつ、前中期目標期間の実績以上の回数を実施する。（前中期目標期間実績：〇回）</p> <p>② 〇〇連携（取組B）について</p> <p>〇〇のため、〇〇を〇回以上実施する等、民間企業や大学との連携を図る。（前中期目標期間実績：〇回）</p> <p>※ 重要度、難易度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。</p> <p>【重要度：高】 本法人の取組により訓練修了者の就職率を〇%以上とすることは、我が国の〇〇という政策目標の達成に向けた重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】 就職率〇%以上という目標は、前中期目標期間の水準を〇ポイント上回るチャレンジングな水準の目標であるため。</p>	
<p>【その他の目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇や〇〇といった関連業界への就職率を〇%以上とする。 	<p>【その他の指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学志願者数、延べ受講者数 ・ インターン、研究員、外国人研修生

<ul style="list-style-type: none"> ・ 輩出した人材による起業・事業化率を〇%以上とする。 ・ 〇〇試験の合格率を〇%以上とする。 ・ 利用者アンケートについて、〇%以上の肯定的な評価を得る。 ・ 修了後〇年後を目途とした派遣元へのアンケートについて、〇%以上の肯定的な評価を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 等受入人数、養成者数 ・ 参加応募件数、倍率 ・ 起業・事業化率、就職率、合格率 ・ データベースの年間アクセス数及び検索数 ・ 研修開催回数、新規研修プログラム数 ・ 関連事業を実施する団体との提携数 ・ 〇〇の知見・技能を有する研究者〇人への研究の機会の提供回数 ・ 教授等に占める〇〇の経験者の割合 ・ 研究者招聘数、人材交流数、関連業界との意見交換開催回数、連携学校数
--	--

(3) 文化振興・普及業務

<p>【目標及び指標の例】</p> <p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 〇〇の提供等について</p> <p>〇〇（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）を図るため、本法人の××の役割に鑑み（注：法人の役割、能力、規模等）、〇〇（取組A）、〇〇（取組B）、〇〇（取組C）を行う。</p> <p>① 〇〇（取組A）について</p> <p>〇〇等に配慮しつつ、〇〇美術館の展覧会を〇回開催することにより、〇〇や〇〇の鑑賞機会をより多くの国民に提供する。（前中期目標期間実績：〇回）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者数 前期の各年度の平均入館者数〇人以上（前期の各年度の平均入館者：〇人） ・ 学校との連携数 〇回（前中期目標期間実績：〇回） ・ 認知度 〇年までに〇〇の認知度〇%以上（前中期目標期間実績：〇%） ・ 利用者の満足度 利用者アンケートにおける〇〇の回答〇%以上（前中期目標期間実績〇%） <p>※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。</p> <p>【重要度：高】我が国における〇〇という文化資源の振興・普及を促進し、将来へ〇〇するという政府方針に向け、本法人における〇〇の提供は過去〇年間〇〇の知見を生かして〇〇を行ってきたなど主要な役割を果たしてきたものであるため。</p>	
<p>【その他の目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT技術の進歩を踏まえ、〇〇や〇〇の取組により美術に関する情報拠点としての機能を高める。 	<p>【その他の指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT技術を利用した情報発信件数、ホームページアクセス数 ・ 所蔵作品データ等のデジタル化率及

<ul style="list-style-type: none"> ・ ○年度までに○○の認知度を○%以上にする。 ・ 利用者アンケートにおける肯定的な回答の割合を○%以上とする。 ・ ○○方針に基づき所蔵品の充実を図る。 ・ ○○による広報活動を充実させる。 	<p>び公表数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所蔵品の収集分野及び収集数 ・ 入場者数 ・ ○○展開催回数、参加者数 ・ 新規展示作品数 ・ 利用者の満足度 ・ 学校との連携数
---	--

(4) 研修施設運営業務

<p>【目標及び指標の例】</p> <p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) ○○の資質・能力の向上</p> <p>○○ (注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等) を推進する拠点として、本法人の○○の役割を踏まえ (注：法人の役割、能力、規模等)、○○ (取組A)、○○ (取組B)、○○ (取組C) を行い、○○の○○に関する資質・能力の向上を図る。</p> <p>① ○○ (取組A) について</p> <p>○○により、中期目標期間中の各年度の施設稼働率の平均を○%以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数及び研修実施件数 ○人、○回 (前中期目標期間実績：○人、○回) <p>② ○○ (取組B) について</p> <p>○○ビジョンで示された××等の国の政策課題に対応した先導的・モデル的な○○事業を実施し、モデル的なプログラムを開発する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム開発状況 (対象分野数、開発件数) ・ 参加者からのプラス評価 毎年度平均○% (前中期目標期間実績：○%) <p>※ 優先度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。</p> <p>【優先度：高】 今中期目標期間における平成○年から平成○年の間においては、当該事業 (○○の資質・能力の向上) については、我が国の○○という政策を踏まえ○○であることから、優先的に行うこととする。</p>	
<p>【その他の目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○年度までに○○の知識を身に付けた人を○%以上にする。 ・ 研修生及びその派遣元又は利用者に対するアンケート調査により、○%以上の満足度を得る。 	<p>【その他の指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数、相談件数 ・ 民間企業や地方自治体と共同して実施する研修の割合、学校との連携数

(5) 公共事業執行業務

<p>【目標及び指標の例】</p> <p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>

(1) ○○について

○○という政策目標（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）及び近年の○○の状況（注：気象状況や社会状況の変化）を踏まえ、本法人が○○の役割を果たすことが必要であるため、○○規程に基づき、○○の取組により、的確な施設管理を行う。

【指標】

- ・ 施設の点検回数及び頻度 各年度○ごと○回以上（前中期目標期間実績：○回）
- ・ 施設の耐震化割合 ○%以上（前中期目標期間実績：○%）
- ・ 災害等発生時のマニュアル整備状況 ○年度までに○施設（前中期目標期間終了時の状況：○施設）
- ・ 災害発生時等に向けた訓練回数及び頻度 各年度○ごと○回以上（前中期目標期間実績：○回）

※ 重要度、優先度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】○○についての的確な施設管理は、国民の生命及び国民の○○な生活に直結するものであるため。

【優先度：高】近年の○○の状況（注：気象状況や社会状況の変化）に対応するため、今中期目標期間における平成○年から平成○年までの間は特に○○の取組を優先的に行う必要があるため。

【その他の目標例】

- ・ ○年度までに○○の建設を完了する。
- ・ ○年度までに○○の供用を開始する。
- ・ ○年度までに○○建設事業を廃止する。

【その他の指標例】

- ・ 事故発生件数、事故事例のデータベース実施率
- ・ 一定地域における当該事業の認知率
- ・ 新技術の開発・導入件数
- ・ 地方都市の再開発案件数
- ・ ○○地域の木造住宅密集地域減少率
- ・ 改築・修繕のための整備計画策定数

(6) 助成・給付業務

【目標及び指標の例】

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) ○○事業について

○○戦略（注：閣議決定等の政府方針や国の政策、根拠法令等）における××を促進するため、本法人は、過去からの○○を活かしつつ（注：法人の役割、能力、規模等）、○○（取組A）、○○（取組B）、○○（取組C）といった、○○に対する支援事業を行う。

① ○○（取組A）について

○○に対する○○支援として、○○助成金を○件交付する。助成終了後○年以上経過した案件の事業化率○%以上を目的とし、助成先に対し○○を働きかける。（前中期目標期間実績 助成件数○件、事業化率○%）

【指標】

- ・ 標準処理期間内処理率○%以上（前中期目標期間実績：○%）

※ 重要度、難易度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】本法人の〇〇支援（取組 A）により事業化率〇%以上とすることは、〇〇戦略における××促進の達成に向けた重要な要素であるため。

【難易度：高】事業化率〇%以上という目標は、前中期目標期間の水準を〇ポイント上回るチャレンジングなものとして設定しているため。

【その他の目標例】

- ・ 助成の効果に係る第三者機関の評価について、〇評価以上とする。
- ・ 適切な助成事業遂行のため、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等の調査を〇〇の頻度で行う。
- ・ 給付対象者全員について、標準処理期間内に正確な給付を行う。
- ・ これまで助成を受けたことのない団体への助成を全体の〇割以上とする。

【その他の指標例】

- ・ 申請件数の増加率
- ・ 選考手続きに係る審査体制の整備状況（審査会の開催回数・頻度）
- ・ 助成対象活動の実施状況等の調査の頻度、回数
- ・ 助成対象者の満足度
- ・ 新規の助成対象者割合

(7) 研究開発業務

【目標の例】

《課題解決・貢献型の目標（例）》

- ・ 水や肥料等の少ない環境下でも高い成長性を実現する植物の開発に向け、植物の環境耐性、生長機能に関わる有用因子を解明し、それらの機能を向上するための技術を開発する。
- ・ i P S 細胞等を用いた再生医療応用の先駆例を創出するとともに、安全性や品質管理技術を多面的かつ有機的に向上させ、医療機関との連携により一般治療化へ向けての治験実施を目指す。

※ 重要度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【重要度：高】 i P S 細胞等を用いた再生医療応用の先駆例の創出は、我が国の〇〇という状況に対応するために極めて重要であり、我が国の〇〇政策における主要な位置を占めるため。

《達成型の目標（例）》

- ・ 20——年代に産業化までつなげることを目指し、20——年代までに中低温の未利用熱を有効に活用可能とする高効率熱電変換技術や、超低消費電力で半導体を超える電子デバイス技術を確立する。
- ・ 平成〇〇年度までに生体に近似した下垂体や水晶体等の組織を構築し、本中期目標期間においてヒト病態を再現する人工組織を開発する。
- ・ 平成〇〇年度までに検体を多階層で統合的に計測するシステム、平成〇〇年度までにモデリングによる恒常性の根幹をなす機能のネットワーク抽出システム、本中期目標期間中に日本人ゲノムの〇%以上の遺伝子多型を網羅したデータベースを構築、疾患発症モデルを検証し、疾患発症予測マーカー、治療標的候補を同定する。

《挑戦型の目標（例）》

- ・ 従来は観測できなかった様々な現象を可視化するため、これまでに開発した先端的光源や要素技術を結集し、新規材料開発などに欠かせない物質中の電子・原子・分子の動きをアト秒で観察する超高速・精密計測技術や、生体組織の深部を生きたままりアルタイムで観察する超解像イメージング・モニタリング技術の開発並びに集積回路の故障診断や異物検査等多様な産業利用が期待されているテラヘルツ光を実用化するために、装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究を、大学や研究機関と連携して行う。

※ 難易度が高いとする例としては次のようなものが考えられる。

【難易度：高】超高速・精密計測技術や超解像イメージング・モニタリング技術の開発、テラヘルツ光を実用化のための装置小型化等を目指した発生・制御技術の高度化に関する研究は、技術的にも〇〇や〇〇という困難を伴い、また〇〇の観点からも〇〇という困難な面があり、これまで世界でも実現がなされなかったものであるため。

《目指すべき方向性型の目標（例）》

- ・ 世界最高水準の成果創出に向けて、併設するSPring-8とSACLAの連携に加え、スーパーコンピュータ「京」や他の光科学技術・量子ビーム関連施設や大学、研究機関等との有機的な連携のもとに推進するとともに、これらの取組を通じ、放射光科学研究に資する人材育成を推進することで、世界最先端の研究開発拠点として更なる発展を図る。

《重要研究開発実施型の目標（例）》

- ・ 社会インフラの老朽化、厳しい財政状況等を踏まえ、社会インフラの効率的な維持管理に必要な研究開発を行う。また、材料技術等の進展を踏まえ、社会資本の本来の機能を増進するとともに、社会的最適化、長寿命化を推進するために必要な研究開発を行う。
- ・ 材料、部材及び構造物における損傷、劣化現象等の安全性及び信頼性の評価にかかわる計測技術の研究開発を行うとともに、産業界に提供する。特に、有機、生体関連ナノ物質の状態計測技術、ナノ材料プロセスにおける構造と機能計測及び総合解析技術の開発を行う。

(注) 記載例の詳細は、「諮問第2号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」に対する答申」（平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定）の別添1「国立研究開発法人の中長期目標（例）」を参照。

なお、目標に応じて設定する評価軸の具体例については、同答申の別添2「国立研究開発法人の評価軸（例）」を参照。

(8) その他

【目標例】	【指標例】
<p>＜検査・試験・評価＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中期目標期間の平均で検査が必要な総数の〇%以上に、標準処理期間内で正確な検査を行う。・ 受験者全員に対し、適正な難易度の試験を正確にかつ期限内に行う。・ 〇〇調査については〇年度までに一定頻度で実地調査できる体制を構築し、〇〇施設についてはおおむね〇年に一度の実地調査を行う。・ 中期目標期間中に、試験対象の種類を〇種類まで拡大する。・ 検査員の能力向上のため、業務従事時間の〇%以上を研修受講に充てる。	<ul style="list-style-type: none">・ 検査実施件数・ 標準処理期間内の処理率・ 期限内に行った試験業務の正確性(期限を過ぎた数に不正確であった数を加えた数で除して得られる比率)・ 外部評価機関の評価において、適正と判断されたサンプルの割合・ 実地調査の頻度、実施状況・ 試験対象種類数・ 職員に対する検査に関する研修について、受講件数、受講時間、頻度
<p>＜振興・援助・協力等＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 〇〇の取組により、受益者の満足度を〇%以上とする。・ 日本企業の海外展開支援について、相談終了後〇年間の商談件数〇件以上、成約(見込み)件数〇件以上とする。・ 〇〇の主導的な調査を行い、〇件以上の優先交渉検討を獲得し、我が国の企業による有望な××権益の取得を支援する。・ 施設入所利用者の地域移行を推進すること等により、施設入所利用者数を前期中期目標期間終了時と比較して〇%削減し、平成〇年度中に〇人程度を地域移行させる。・ 〇〇アドバイザーによる相談・援助を受け、具体的な課題改善効果が見られた利用者等の割合を〇%以上とする。・ 当該地域のニーズを的確に踏まえた技術協力により、当該技術が援助終了後〇年以上継続して活用される比率を〇%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 相談・支援・援助件数・ 追跡調査等による商談件数及び成約(見込み)件数・ 施設入所利用者数及び地域移行者数・ 利用者事業主等における具体的な改善効果の有無及びその割合・ アンケート調査等による受益者の満足度(〇以上〇%)・ 事前評価から事後評価にいたる体系的な評価又は外部評価の実施状況(回数、頻度)及び公表割合・ 国際約束の締結から案件の実施開始までの期間の縮減率・ NGOと連携した案件数の増加率
<p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 良質な医療の提供により全病院平均で〇%以上の満足度を確保する。	<ul style="list-style-type: none">・ 来院者数・ 利用者満足度

<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報処理システムの信頼性の向上に係るガイドライン等を作成し、企業等への導入率を〇%以上とする。 ・ 〇〇について幅広い国民世論形成を集結し、民間団体等との連携を図ること等により国民運動を推進する。 ・ 〇〇について、メールマガジン等による広範な情報提供を行う。 ・ 〇〇について、〇〇の取組により、財務大臣が定める貨幣製造計画を確実に達成する。 ・ 〇〇について、〇〇の取組により、総務大臣が定める期限ごとに製表結果を総務省に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇ガイドラインの企業における導入率 ・ 国民運動大会、講演会、研修会、署名活動等の回数 ・ HPアクセス件数、更新頻度 ・ 国民の理解度の増加率 ・ 情報提供システムへの情報の掲載に要する期間（〇〇日以下） ・ メールマガジンの発行数 ・ 貨幣製造計画と製造した貨幣の枚数の比較 ・ 返品数、試験合格件数 ・ 〇〇課題への取組件数、〇〇機関との連携数 ・ 〇〇調査に対する要員投入量
--	---

2 「業務運営の効率化に関する事項」（3 法人共通、業務類型共通）

<p>【目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%以上を削減する。 ・ 事業経費について、〇〇の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で〇%程度抑制する。 ・ 超過勤務縮減の取組により、人件費を〇%削減する。 ・ WEB会議システムについては、運用の拡大（〇箇所）を図り、〇〇費の削減に資する。 ・ 〇〇について〇〇の取組により、電子化、ペーパーレス化を図る。 ・ 主要な研究施設・設備稼働率を〇%以上とし、有効に活用する。 ・ 調達方法・契約単価を見直すとともに〇〇の取組により公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、〇〇費の比率を前中期目標期間最終年度と比較し、〇%低減（税率上昇分・物価上昇率を除く。）する。 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均経費率 ・ 一般管理費及び事業経費（各種コスト） ・ 人件費 ・ WEB会議システムの運用拡大実績 ・ 電子決裁実績、ペーパーレス実績 ・ 施設・設備稼働率 ・ 施設・事務所等の廃止、統合数 ・ 共同調達やその他の工夫による特定品目の調達コストの削減率 ・ 一者応札案件の契約手続見直しに伴う調達コストの縮減率 ・ 一般競争入札実施率、随意契約削減率 ・ 市場単価との比較 ・ 一般競争入札実施件数に占める不調随意契約件数の比率 ・ 一般競争入札実施率、随意契約削減率 ・ 組織の改編、人事制度の見直回数、頻度 ・ 複数の地方施設の解消実績
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を測るため、現在の事業三課体制から二課体制へ見直す。 ・ 人事制度について、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。 ・ 地方施設については、中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が設置されている状況を解消する。 ・ 海外事務所について、他の独立行政法人の海外事務所との機能的統合を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外事務所の統合実績
---	--

3 「財務内容の改善に関する事項」（3法人共通、業務類型共通）

<p>【目標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金債務残高については、〇〇（期日）までに、〇〇（残高）まで削減する。 ・ 〇〇の状況となった場合、〇〇については不要財産として国庫納付する。 ・ 〇〇の状況を踏まえ、〇〇（重要財産）については、〇〇（期日）までに売却等を行うこととする。 ・ 中期目標の期間の各年度の損益計算において、経常収支率を〇%以上とする。 ・ 前中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度を〇%引き下げる。 ・ 総事業費に占める自己収入の比率を〇%以上にする。 ・ 寄附金等について、中期目標期間全体で〇〇円獲得する。 ・ 〇〇について〇〇の取組により、本中期目標期間内の採算性の確保を図る。 ・ 繰越欠損金の早期解消を図るため、閣議決定等を踏まえて見直した経営改善計画を着実に実行し、中期目標期間中に〇〇円削減する。 ・ 固定負債を対前中期目標期間最終年度末残高比で、〇〇%削減する。 ・ 〇〇の不良債権については、〇〇（期日）までに解消させる。 	<p>【指標例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金債務残高 ・ 国庫納付する不要財産の種類及び額 ・ 重要財産の処分実績 ・ 経常収支率 ・ 財政依存度の減少率、自己収入額及び比率 ・ 寄附金による収入額 ・ 〇〇についての分析結果の反映実績 ・ 繰越欠損金削減額 ・ 固定負債残高の削減割合 ・ 不良債権の解消実績
---	--

4 「その他業務運営に関する重要事項」(3 法人共通、業務類型共通)

【目標例】	【指標例】
<p><内部統制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○(期日)までに法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定める。 ・ 今中期目標期間における本法人の重要業務たる○○事業について、リスク評価を行い、適切に対応する。 ・ ○○に関する重要事項については定期的に理事会において審議・報告し、適切なガバナンスを確保する。 ・ ○○業務については○○の取組により定期的な内部点検を実施し、その結果を踏まえた○○方針の見直しを行う。 ・ 法人の長の指示及び法人の重要決定事項が職員に周知徹底される仕組みを構築する。 ・ ○○部門及び○○部門について、定期的な自己評価を実施する。 ・ コンピューターウイルスへの対応方針の整備等、適切なICT環境を整備する。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○を盛り込んだコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。 ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 ・ ○○を行う等、法人の情報セキュリティ対策を強化する。 ・ ○○のため、○○の取組により必要な人材の確保を図るとともに、本法人の人事評価システムにより職員の意欲向上、能力の最大化を図る。 ・ 男女共同参画について、本中期目標期間における職員の採用(出向者を除く。)に占める 	<p><指標例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念／運営方針／行動憲章の策定状況 ・ リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況(「政府情報システム管理標準ガイドライン」等を参照しつつリスク評価を行う) ・ 理事会における審議・報告実績 ・ 内部点検の実施回数、頻度、方針の見直し実績 ・ 監事監査実績数、頻度、当該監事監査結果の反映実績 ・ 法人内掲示板システム、イレギュラー事項の報告・連絡体制等の構築 ・ 自己評価の実施回数、頻度 ・ ICT環境整備方針の策定状況、体制整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスプログラムに係る点検実績、職員の意識浸透状況及びこれらの検証実績 ・ 情報公開及び個人情報保護についての職員への周知状況 ・ 情報セキュリティマニュアルの整備、職員への周知徹底状況 ・ 人材確保のための○○取組の状況、人事評価システムの構築及び見直し状況 ・ 採用職員数における女性の割合 ・ 外部研究機関の利用状況、民間等との共同利用状況 ・ 危機管理体制の整備及び訓練実績 ・ 環境負荷の低減に資する物品調達の割合 ・ 関係機関との連絡会等の設置状況、

<p>女性の割合を〇%以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が所有する施設・設備について、外部の研究機関の利用及び民間企業等との共同利用の促進を図ること。 ・ 〇〇の重大事故等に備え、〇〇の危機管理体制を確立し、定期的に〇〇の訓練を実施する。 ・ 〇〇を実施する等、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。 ・ 事業の重複排除及び連携の確保・強化を図り〇〇するため、〇〇について連絡会を設置する等の仕組みを構築する。 ・ 〇〇事業に係る〇〇機構との連携の在り方について検討を行い、〇〇（期日）までに結論を得る。 	<p>開催状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携の在り方についての検討状況
--	---

(案)

平成 27 年度における独立行政法人評価制度委員会の評価に関する取組について

平成 27 年 5 月 日
独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人については、平成 27 年 4 月 1 日以降、改正された独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条第 1 項（中期目標管理法）、第 35 条の 6 第 1 項（国立研究開発法人）並びに第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項（行政執行法人）に基づき、主務大臣による評価が行われることとなった。

通則法第 12 条により設置された独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、同法第 12 条の 2 第 1 項各号の事務を所掌している。委員会は、①主務大臣が中（長）期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後に行う、中（長）期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（以下「見込評価」という。）の結果についての意見、②主務大臣が行う中（長）期目標期間の終了時の検討・措置についての意見、③主務大臣が作成する中（長）期目標（案）についての意見、④主務大臣が行う年度評価、期間実績評価の結果についての意見等を述べることとされている。平成 27 年度は、委員会として初めて、これらの意見等について調査審議を行うこととなる。

独立行政法人制度は、主務大臣が業務運営に関する目標を定め、その目標達成に向けて法人が適正、効果的かつ効率的に公共的な業務を計画的に実施するとともに、法人自ら及び主務大臣が法人の業務の実績について評価を行い、その結果を次期以降の中（長）期目標の作成、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し等に活用する仕組みである。主務大臣の下における P D C A サイクルを徹底することは、今般の独立行政法人制度改革の重点の一つである。委員会が上記の各意見を述べる際にも、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）等を踏まえることが重要である。

以上を踏まえ、委員会としての審議事項及び検討の視点等の明確化に資するため、平成 27 年度における委員会の評価に関する取組の基本方針を以下のとおりとする。

I 見込評価の結果についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 32 条第 5 項、第 35 条の 6 第 8 項関係】

主務大臣が行う見込評価の結果に関する意見については、以下により、評価指針

等を踏まえ厳正に調査審議を行う。また、その際には、①対象法人に係る政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）の累次の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況を勘案するとともに、②「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）の内容等を参考にするものとする。

1 評価指針

(1) 策定の経緯

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価の結果を組織・事業の見直しや改廃に活用していくものであることから、どのようにして適正かつ厳正な評価を実施するかが極めて重要である。

今般の独立行政法人制度改革では、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるため、各府省独立行政法人評価委員会がそれぞれ評価基準を定め、それに基づいて評価を行うそれまでの仕組みから、総務大臣が業務の評価に関する政府統一的な指針を定め、それに基づいて主務大臣が自ら評価を行う仕組みに改められた。

(2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

主務大臣が行う見込評価は、当該評価の結果を中（長）期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中（長）期目標の策定に活用することを目的としている。見込評価がこれらに活用し得る実効性のある評価となるためには、事業等のまとまりごとの業務の実績に関する定量的、客観的な指標に基づき、その評定に至った根拠、理由等が明確にされるなど、評価指針に基づき適切に実施されることが必要である。

このため、委員会における調査審議に当たっては、以下の点等について確認するものとする。

- ① 目標と実績の比較により、目標の達成及び進捗状況を的確に把握した上で業務運営上の課題を的確に把握した評価がなされているか。
- ② 目標と実績の差異についての要因分析が的確に行われているか。
- ③ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上での評価が行われているか。

また、評価に当たっては、評価指針において、「S」、「A」、「B」、「C」又は「D」の 5 段階の評定を付すことにより行うこと、また、定量的な目標に対して 100%以上 120%未満の達成度合いである場合に「B」評定を付し、当該評定を標準とすることとされている。

したがって、委員会における調査審議に当たっては、「B」を標準として評定が適切に付されているか、また、「S」又は「A」評定が付されている場合、その根拠が具体的かつ明確に示されているかについて厳正に確認するものとする。

2 対象法人に係る政独委の「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた取組状況

(1) これまでの経緯

従来、独立行政法人の中期目標期間（3～5年）の終了時に主務大臣が行う法人の組織・業務全般の見直しについては、平成15年度以降、政独委において「勧告の方向性」という形で指摘事項が取りまとめられてきた。また、各府省の評価委員会が実施する毎事業年度における業務実績に関する評価の結果に関しては、政独委において、二次的に横断的な評価が行われてきた。政独委によるこれらの取組は、法人個々の目的、業務の特性等を踏まえ、法人の適正かつ効率的な運営や、評価の厳格性・信頼性を確保するために行われてきたものである。

(2) 基本的な考え方及び具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣の下における対象法人についてのP D C Aサイクルを徹底する観点からは、これら「勧告の方向性」等の主な視点や指摘内容とその指摘を受けて法人及び主務大臣がどのような措置を講じてきたかを確認することが必要である。このため、委員会における調査審議に当たっては、「勧告の方向性」及び「独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果」を受けた当該法人及び主務大臣における取組状況を勘案するものとする。

3 「平成27年度から目標期間が始まる12独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成27年2月25日政独委）（各法人共通意見）

(1) 基本的な考え方

平成27年度から新たな中（長）期目標期間が始まった12独立行政法人の新たな中（長）期目標については、同目標（案）の通知を受けた政独委において調査審議が行われ、本年2月、各法人に共通する基本的な事項として標記意見が取りまとめられ、主務大臣に通知された。

主務大臣による見込評価の結果は、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用され、また、次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映されることで、主務大臣の下におけるP D C Aサイクルが徹底されることとなる。そのためには、法人の長の下で自律的な法人運営が機能することが前提となる。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、標記意見のうち、法人の長の下での自律的な法人運営のP D C Aサイクルの強化に資する以下の指摘内容等を参考にするものとする。

- ① 中(長)期目標における一定の事業等のまとめりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人の業務の特性に応じた施設別のセグメント情報、研究分野別セグメント情報は開示されているか。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を適切に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行っているか。

II 中(長)期目標期間の終了時の検討・措置についての意見の主な視点【通則法第12条の2第1項第2号、第35条第3項、第35条の7第4項関係】

1 基本的な考え方

政府は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、独立行政法人が業務運営等に係る国民への説明責任を果たしつつ、その政策実施機能を最大化することができるようにするための独立行政法人制度改革の基本的な方向性と講ずべき措置等を決定した。同閣議決定は、独立行政法人の組織・業務全般について、網羅的にその見直しの方向が整理された直近のものであり、今後の法人の見直しに当たっての重要な考え方となるものである。

また、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」(平成15年7月1日政独委決定)において、独立行政法人の中期目標期間の終了時の検討・措置に関する政独委としての調査審議の基本的な考え方が整理されている。同方針では、対象法人の特定の事務及び事業を取り出して局所的に改廃措置を検討するのではなく、当該法人の事務及び事業の全体についてその改廃の必要性に関する大局を押さえた検討を行い、その結果必要と認められる改廃の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じた法人の具体的な改廃措置の検討を集中的・重点的に行うこととされており、委員会においても、その考え方を再確認することとする。

さらに、政独委はこれまで「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)において示された見直しに係る視点や具体的措置内容を踏まえ「勧告の方向性」を取りまとめてきたところであり、これら累次の指摘事項等は、新たな独立行政法人制度の下においても引き続き重要な参考となる。

2 具体的な取組方針

上記1を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、それらで示された以下のような視点により検討を行うものとする。

なお、委員会が述べた意見に実効力を持たせるため、委員会は、主要な事務及び事業の改廃に関して主務大臣への勧告（通則法第35条第4項及び第35条の7第5項）と、これに続く措置として内閣総理大臣への意見具申（同法第35条の2）ができることとなっている。委員会としては、主務大臣による意見の反映状況を注視し、必要に応じ、これらの権限を適切に行使するものとする。

(1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの主な視点

ア 事務及び事業の在り方に関する視点

(ア) 国が関与する事務及び事業としての必要性、妥当性

i) 政策目的の達成状況

ii) 社会経済情勢の変化の状況

iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係

iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

(イ) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

イ 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

(ア) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係

(イ) 現行の実施主体の財務状況

(ウ) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係

(エ) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

ウ 事務及び事業の実施方法・手段の適切性に関する視点

(ア) 実施方法等の効率性、代替可能性

(イ) 関連する事務及び事業の実施方法等との分担関係

(ウ) 現行の実施方法等と人事との関係

エ 事務及び事業の効率性、有効性に関する視点

(ア) 効率化、質の向上等の達成状況

(イ) 効率化、質の向上等に係る指標の動向

(ウ) 勘定区分の機能状況

(エ) 受益者負担の在り方

オ 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

(2) 事務及び事業の改廃に係る主な具体的措置

ア 事務及び事業の廃止

イ 民間又は地方公共団体への移管

ウ 事務及び事業の一部又は全部の統合

- エ 事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減等
- オ 事務及び事業の他の独立行政法人への移管等
- カ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- キ 事務及び事業の特化・重点化又は整理縮小
- ク 事務及び事業の運営の合理化・適正化・効率化
- ケ 市場化テストその他事務及び事業についての改善措置の試行的実施
- コ 保有資産の見直し

(3) その他独立行政法人の組織の見直しに係る主な具体的措置

ア 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

イ 不祥事案件など、著しい信用失墜事件が発生した法人については、事実関係の把握結果と発生要因の分析、再発防止策等の取組状況を踏まえ、再発防止を徹底する観点から、内部統制システムの強化による責任ある体制の確立など、必要な組織体制の見直しを行う。

Ⅲ 中（長）期目標（案）についての意見【通則法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号、第 29 条第 3 項、第 35 条の 4 第 3 項関係】

中（長）期目標（案）に関する意見については、主務大臣の下における P D C A サイクルを十分に機能させるという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、以下により、目標策定指針等に基づき厳正に調査審議を行う。また、その際には、①見込評価の結果及び中（長）目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見、②「平成 27 年度から目標期間が始まる 12 独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成 27 年 2 月 25 日政独委）（各法人共通意見）の内容等を踏まえて検討を行うものとする。

1 目標策定指針等

(1) 策定の経緯等

独立行政法人の目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いが業務の実績評価の尺度となり、その評価結果を組織・事業の見直しや改廃に活用するものであることを踏まえ、法人の業務の進捗状況等が明確に把握できるような目標を定めることが必要である。

このため、今般の独立行政法人制度改革により、上述した評価指針に加えて、新たに主務大臣が中（長）期目標を定める際、全ての法人の中（長）期目標について具体性や的確性、明確性を確保することを目的として、総務大臣が政府共通的な基準である目標策定指針を策定することとされた。

(2) 具体的な取組方針

委員会における調査審議に当たっては、中（長）期目標（案）が、目標策定指針等に基づき、以下の点などについて、法人の業務等に係る国民への説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化する観点から適切なものとなっているか、また、法人の業務実績評価が適正に行われる上で十分具体的な内容となっているかを確認するものとする。

- ① 何についてどのような水準を実現するのか。
- ② アウトプットに着目した目標を必ず定めるとともに、できる限りアウトカムに着目した目標を定めているか。
- ③ できる限り定量的な目標となっているか。
- ④ 統合することとされた法人については、統合に伴う効果の中（長）期目標（案）にどのように反映されているか。

2 対象法人に係る見込評価結果及び中（長）期目標期間の終了時の検討・措置に対する委員会の意見

(1) 基本的な考え方

主務大臣は、見込評価の結果を、中（長）期目標期間の終了時までに行う対象独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討に反映・活用するとともに、それらの内容を当該法人の次期中（長）期目標期間に係る目標の策定等に反映させることで、主務大臣の下におけるPDCAを徹底することとなる。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、主務大臣によるこれらの評価の結果が、次期中（長）期目標に集約されることとなることから、主務大臣によるそれらの検討・措置に対する委員会の意見の内容が、当該法人の中（長）期目標（案）に的確に反映されているか、厳正に確認を行うものとする。

3 「平成27年度から目標期間が始まる12独立行政法人の新中（長）期目標（案）に対する意見」（平成27年2月25日政独委）（各法人共通意見）

(1) 基本的な考え方

平成27年度から新たな中（長）期目標期間が始まった12独立行政法人の新たな中（長）期目標については、同目標（案）の通知を受けた政独委において、改正された通則法の下、目標（案）の内容が目標策定指針等に沿った適切なものとなっているか確認を行い、本年2月、各法人に共通する基本的な事項とし

て、標記意見が取りまとめられ、各主務大臣に通知された。

標記意見の内容は、基本的に目標策定指針を踏まえたものであるが、加えて「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂を踏まえ、以下の内容を各法人に共通する事項として意見を取りまとめ、各主務大臣に通知しているところである。

(2) 具体的な取組方針

上記(1)を踏まえ、委員会における調査審議に当たっては、以下の内容を踏まえるものとする。

- ① 運営費交付金の収益化基準として業務達成基準の原則化に伴い、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記すべき。
- ② 目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

IV 年度評価及び期間実績評価についての意見【通則法第12条の2第1項第2号、第6号、年度評価（第32条第1項第1号、第35条の6第1項第1号、第35条の11第1項）、期間実績評価（第32条第1項第3号、第35条の6第1項第3号）】（注）

1 基本的な考え方

通則法では、主務大臣は、独立行政法人の業務の実績等に関し、年度評価（中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人）、期間実績評価（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）を、それぞれ行うこととされている。

これらの評価について、委員会は、通則法第12条の2第1項第6号により、公表された評価結果又は評価指針に基づき各府省から提出される評価書に関し、これらの評価の実施が著しく適正を欠くと認める場合は、主務大臣に対し意見を述べることとされている。

2 具体的な取組方針

上記1を踏まえ、これらの主務大臣が行う独立行政法人の業務の実績等に関する評価については、目標策定指針及び評価指針に照らして、以下のような実施方法や評価結果等となっていないか、確認するものとする。

- ① 目標策定指針において評価単位とされている中（長）目標の項目のうち、評価されていない項目がある。
- ② 評価対象とすべき業務実績、事実関係に基づき適切に評価されていないなどその過程に問題がある。

- ③ 評価指針に基づき「B」評定を標準とすることとされているところ、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分のまま「S」又は「A」評定が付されている。

(注) このほか、国立研究開発法人の「中長期目標期間中間評価」(通則法第 35 条の 6 第 2 項。中長期目標期間が 6 年又は 7 年の場合、法人の長の任期(3 年又は 4 年)の終了後、主務大臣がより適切と認める者を法人の長に任命する等のため、当該法人の長が在職していた期間の業務実績について主務大臣が行う評価)及び行政執行法人の「効率化評価」(通則法 35 条の 11 第 2 項。3 年以上 5 年以下の期間で主務省令で定める期間の終了後、当該期間における業務運営の効率化に関する実施状況について主務大臣が行う評価)があるが、平成 27 年度は対象法人がない。

別紙 独立行政法人の事務・事業の見直しに係る既往の閣議決定等について

資料 1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針
(平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

資料 2 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織業務全般の見直しについて
(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)

資料 3 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針
(平成 18 年 7 月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

資料 4 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

独立行政法人の事務・事業の見直しに係る既往の閣議決定等について

- 資料 1 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針
(平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
- 資料 2 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織業務全般の見直しについて (平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)
- 資料 3 平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針
(平成 18 年 7 月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
- 資料 4 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針

平成15年7月1日

政策評価・独立行政法人評価委員会決定

前文

独立行政法人については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条第1項により、主務大臣が、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

当委員会は、独立行政法人通則法第35条第3項により、主務大臣が独立行政法人について上記の見直しのための検討を行うに当たって、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うこととなる。当委員会としては、独立行政法人制度に対する国民の信頼を確保するとともに、この主務大臣による検討を意義あるものとし、その実効性を一層高める上で、的確かつ効果的な勧告を適時に行うことが不可欠であると認識している。

本方針は、このような認識に基づき、当委員会が勧告に取り組むに当たっての基本的な考え方を取りまとめたものであり、当委員会としては、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、実効性ある勧告を行うことができるよう、本方針に沿って積極的な取組を行ってまいり所存である。また、本方針については、勧告の実効性を一層高めるべく、今後、当委員会の勧告、主務大臣の見直し等の実績を踏まえるとともに、各方面の御意見をも伺いつつ、適時に必要な改善を行ってまいりたい。

なお、現在、政府においては、「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成11年6月9日衆議院行政改革に関する特別委員会)及び「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成11年7月8日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会)に基づき、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めるための検討が行われているところであり、その検討に当たって、本方針が適切に活用されることを期待する。また、同基準においては、各独立行政法人の事務及び事業の見直しが、その効果を真に発揮することができるようにするとの観点から、独立行政法人の廃止、民営化を含めた組織の見直しのための基準が盛り込まれることが望まれる。

さらに、各府省の独立行政法人評価委員会が、各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行うに際し、中期目標の期間の終了時における主務大臣による組織及び業務の見直しをも視野に入れつつ、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う場合にも、本方針が参考となることを期待する。

目次

- 1 基本的考え方
 - (1) 勧告の位置付け及び性格
 - (2) 検討の基本的な考え方
- 2 勧告の時期
- 3 検討の視点等
 - < 共通の視点 >
 - (1) 事務及び事業の在り方に関する視点
 - (2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点
 - (3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点
 - (4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点
- 4 検討の手順
 - (1) 年度評価における事務及び事業全体の精査
 - (2) 具体的な措置の検討
 - < 独立行政法人の事務及び事業について想定される措置 >
- 5 透明性の確保及びフォローアップの実施

1 基本的考え方

(1) 勧告の位置付け及び性格

独立行政法人のすべての業務については、各府省の独立行政法人評価委員会が行う各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)及び中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)と、これらの結果に対する当委員会の評価を通じて、逐次改善が図られることとされている。さらに、中期目標の期間の終了時には、これらに加えて、独立行政法人の組織及び業務の全般について、主務大臣による抜本的な検討が行われることとされている。

当委員会は、中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に対し勧告(以下単に「勧告」という。)することができることとされており、この勧告は、主務大臣による抜本的な検討のための重要な要素となるものと位置付けられる。

また、本勧告は、年度評価及び中期目標期間評価に対する当委員会の意見とは異なり、各府省の独立行政法人評価委員会による第1次的な判断を前提に当委員会が第2次的な判断を行うという性格のものではなく、年度評価の結果について評価を行う際に得られた情報、新たに収集した情報等を基に、当委員会が、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、自ら直接判断を行うという性格のものである。

(2) 検討の基本的な考え方

当委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し勧告することができることとされているが、当該独立行政法人が担う事務及び事業の全体に着目することなく、その一部の事務及び事業のみを主要な事務及び事業としてあらかじめ取り出し、局所的に改廃措置を検討するという手法では、木を見て森を見ない勧告を行うこととなりかねず、適当ではない。

また、そもそも、独立行政法人によって業種、規模、中期目標・中期計画の規定振り等に相当程度の幅があるため、独立行政法人が行う主要な事務及び事業を一定の基準であらかじめ取り出し、それを勧告のための検討の対象として特定しておくのは、形式的・画一的すぎるものとする。

したがって、当委員会としては、まず、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体についてその改善の必要性に関する検討を大づかみに行うこととし、その結果、必要と認められる改善の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じ、改善の鍵となるべき独立行政法人の主要な事務及び事業を的確に把握して、その具体的改廃措置の検討を集中的・重点的に行い、これを踏まえて、主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うという手法を採用することとする。

なお、上記の検討に当たっては、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、独立行政法人の作業負担をできるだけ軽減するものとする。

2 勧告の時期

主務大臣は、中期目標の期間の終了後に、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる定期的な検討を行い、その結果に基づき、関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置の見直し等所要の措置を講ずることとなるが、当該措置を講ずる時点では、各独立行政法人において既に新たな中期目標の達成に向けた業務運営が開始されている状況にある。

このため、主務大臣による見直しを実効性あるものとするためには、見直すべき組織及び業務が、新たな中期目標の下で長期間にわたってそのままの形で存続することとならないよう、主務大臣による所要の措置ができる限り早期に実施される必要がある。

したがって、主務大臣による検討のための重要な要素となる当委員会の勧告についても、これを行う場合には、原則として、遅くとも新たな中期目標の期間の二年度目には、勧告の内容を具体化することが可能となるよう、中期目標の期間の終了後、できるだけ速やかに行うこととすべきである。

3 検討の視点等

当委員会は、以下の共通の視点及び個別の独立行政法人の特性(以下「視点及び特性」という。)を踏まえ、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体について改善の必要性に関する検討を大づかみに行うとともに、改善の鍵となる事務及び事業の把握・改廃措置の検討を深めていくものとする。また、このような方針の下に、独立行政法人の個々の事務及び事業に関し、当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠(特に、その根拠となる財務データを含む定量的指標やほかの組織における優良事例との比較分析結果)を適時に把握するとともに、可能な限り客観的かつ具体的な資料、データ等を入手し、活用するものとする。

なお、特に、中期目標に基づく「新しい知の創出が期待される」研究開発については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待することとならないようにする等、事務及び事業の目的、内容等に応じた適切な視点からも検討を行うものとする。

< 共通の視点 >

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

1) 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

【政策目的の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。当該目的が既に達成されているのではないか。あるいは、当該事務及び事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている、当該目的を達成する上で、当該事務及び事業の有効性が低下している、ほかに想定される手法の方が有効性が高い等の状況が生じていないか。

【社会経済情勢の変化の状況】

- ・ 当該事務及び事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。

【国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係】

- ・ 当該事務及び事業により、どのような効果があるか。それが確実に実施されない場合に、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。また、当該事務及び事業を、国が関与しない業務とした場合に、どのような問題が生じるか。

【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】

- ・ 当該事務及び事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。当該事務及び事業は、それらの者の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。また、当該事務及び事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている等の状況が生じていないか。

2) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

【制度的独占の必要性】

- ・ 制度的独占により行われている事務及び事業の場合、当該事務及び事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業への参入を認めた場合にどのような問題が生じるか。当該独立行政法人が担っていた事務及び事業を、ほかの主体と競争的に行う事務及び事業とする、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務及び事業とする等制度的な独占を廃した場合に、どのような問題が生じるか。

(2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点

【現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係】

- ・ 当該独立行政法人の設立目的は何か。当該事務及び事業と設立目的はどのように対応しているか。当該事務及び事業を、当該独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の財務状況】

- ・ 当該事務及び事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降及び前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。当該事務及び事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。当該事務及び事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少し

ているといった状況が生じていないか。

【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】

- ・ 国、当該事務及び事業を担う独立行政法人、当該事務及び事業と関連する又はそれと類似する国の事務及び事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようになっているか。それは、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように変化しているか。現行の分担関係には、どのような効果があるか。当該事務及び事業について国と独立行政法人との間の分担関係を改める、独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】

- ・ 当該事務及び事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務及び事業とした場合に、どのような問題が生じるか。
- ・ 特定独立行政法人の事務及び事業の場合、当該事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。公務員以外の者が担当することとした場合に、どのような問題が生じるか。

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

【効率化、質の向上等の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。当該事務及び事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。当該事務及び事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。

【効率化、質の向上等に係る指標等の動向】

- ・ 独立行政法人内で当該事務及び事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。また、当該指標は、当該独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように推移しているか。
- ・ 特に、財務状況については、当該事務及び事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。当該事務及び事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。

当該事務及び事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、当該事務及び事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合に、良好であると言えるか。

【勘定区分の機能状況】

- ・ 当該事務及び事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べて相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。また、逆に新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。

【受益者負担の在り方】

- ・ 利用者、顧客、受益者等から事務及び事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。当該事務及び事業について、対価を徴収することとした場合に、どのような問題が発生するか。また、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、その見直し

が必要となっていないか。

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

【過去の見直しの経緯及び効果】

- ・ 当該事務及び事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようになっているのか。各見直しのねらいはどのようになっているか。当該見直しによって、どのような効果が得られたか。また、その効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。
- ・ 当該事務及び事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。また、当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。

4 検討の手順

(1) 年度評価における事務及び事業全体の精査

当委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会が行う年度評価の結果についての評価を行う際に、当該年度評価の結果の中に示されている独立行政法人の業務の在り方等の方向について精査を行い、必要と認められる意見を述べることにしている(「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見 - 独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために - 」(平成14年12月 政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

当委員会としては、当該精査を、中期目標の期間の終了時における勧告に向けた検討の一環としても位置付け、視点及び特性をも踏まえつつこれを行うこととする。その結果、独立行政法人の事務及び事業の全体について必要と認められる改善の方向性や、その改善の鍵となるものとして、中期目標の期間の終了時における勧告に向けて当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業が見いだされた場合には、年度評価の結果について意見を述べる際に、別途、当該改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業が見いだされた旨の指摘を併せて行うものとする。

特に、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価(中期目標の期間の最終年度の前年度の業務の実績に関する評価)の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する上記の指摘を行う場合には、可能な限り具体的な指摘を行うものとする。

また、このような指摘を行った場合は、これに対する当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的な根拠を把握するものとする。

(2) 具体的な措置の検討

当委員会は、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する具体的な指摘を行った場合、以後の勧告のための検討を的確に行うため、当該事務及び事業について、所要の情報収集、各方面の意見聴取等を迅速かつ積極的に行うものとする。

その際、当該事務及び事業の中期目標の期間を通じた実績の把握を行う場合その他必要な場合には、独立行政法人の長又はその主務大臣に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を要請するものとする。また、特に必要な場合においては、独立行政法人の長及び主務大臣以外の者に対しても、必要な協力を要請するものとする。

当委員会としては、これらの情報収集等や年度評価の結果についての評価を

通じて得られた情報等に基づき、視点及び特性に沿って検討を深め、必要と認められる場合には、独立行政法人の事務及び事業の改廃に関し、以下に掲げるような措置について、できるだけ具体的な勧告を行うものとする。

また、その検討の際には、独立行政法人の事務及び事業に関連する政策評価の結果を考慮に入れるとともに、関連する内閣の方針、総務省が行う行政評価・監視の結果等を踏まえるものとする。

なお、中期目標の期間の最終年度に実施した年度評価についての意見を述べた後に、勧告に向けて改廃についての検討を行う必要性が緊急に生じた事務及び事業についても、上記に準じて検討を進め、必要な勧告を行うものとする。

< 独立行政法人の事務及び事業について想定される措置 >

事務及び事業の廃止

民間又は地方公共団体への移管

事務及び事業に関する制度的独占の廃止

自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減

事務及び事業のほかの独立行政法人又は国への移管

事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大

事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小

事務及び事業の運営の合理化・適正化

市場テスト(事務及び事業について、民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施 等

5 透明性の確保及びフォローアップの実施

当委員会が、年度評価の結果についての意見を述べる際に、改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する指摘を行った場合は、当該指摘の内容を速やかに公表するものとする。

また、当委員会が、主務大臣に対して勧告を行った場合には、その実効性を確保する観点から、関係独立行政法人、関係独立行政法人評価委員会及び独立行政法人関係制度を所管する関係府省にその写しを送付するとともに、当該勧告の内容を速やかに公表するものとする。以上に加えて、当委員会が、勧告のための検討において用いた独立行政法人の個々の事務及び事業に関する当該独立行政法人、各府省及び各府省の独立行政法人評価委員会の見解及びその根拠、関係資料、データ等についても、これを適時に公表するものとする。

さらに、当委員会は、中期目標の期間の終了時における独立行政法人の組織及び業務の見直しのための措置として行われた関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置等において、当委員会の勧告の内容の反映状況等について、逐次フォローアップを行うとともに、その結果を公表する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（抄）

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）

に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2．概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1．の勧告方針に即して審議会在勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3．概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2．において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第59条により読み替えられる国家公務員法第78条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4．中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1．から3．までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第35条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

-) 政策目的の達成状況
 -) 社会経済情勢の変化の状況
 -) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 -) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

-) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
-) 現行の実施主体の財務状況
-) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
-) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

-) 効率化、質の向上等の達成状況
-) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
-) 勘定区分の機能状況
-) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止

- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化
- ・ 市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

(1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

平成 18年度における独立行政法人の組織・業務全般 の見直し方針（抄）

平成 18 年 7 月 18 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 18 年度以降、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の中期目標期間の終了時期が初めて到来することとなる。これらの法人については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。）において、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることとされている。

また、平成 18 年度に、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9 法人）に加え、平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人（31 法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされており、融資業務等を行う独立行政法人については、平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされている。

これらの見直しに当たっては、平成 18 年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめることとされており、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）としても見直しの方針を取りまとめることが求められている。

このため、委員会では、見直しの方針の策定に向けた精力的な検討作業を進めてきたところであり、「18 年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成 18 年 5 月 23 日行政減量・効率化有識者会議。以下「有識者会議指摘事項」という。）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）も踏まえ、今般、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて、当委員会としての方針を取りまとめた。

委員会としては、今後とも有識者会議指摘事項及び基本方針 2006 を踏まえつつ、この見直しの方針に沿って、個別の法人ごとに平成 18 年度における独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行うこととしている。各主務大臣及び各府省の独立行政法人評価委員会においても、

これらを踏まえた抜本的な検討が行われることを期待する。

1 基本的な見直しの考え方

独立行政法人制度は、中期的な目標管理と第三者による事後評価、廃止や民営化を含めた組織・業務全般の定期的な見直しなどにより、業務の効率性・質の向上を図るとともに、自律的な業務運営や業務の透明性を確保するための仕組みとして創設されている。

このため、独立行政法人は、業務の効率性・質の向上を図り、国民にとって真に必要なサービスをより低廉な費用で提供することが求められるとともに、透明性を確保し適切な見直しに資する観点から、貸借対照表、損益計算書など法定の財務諸表や独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）に基づく行政サービス実施コスト計算書等の作成・公表が義務付けられている。

したがって、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たっては、業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次の視点を基本とする。

- ① 業務の廃止・縮小・重点化
- ② 経費の縮減、業務運営の効率化
- ③ 自己収入の増加
- ④ 情報提供（ディスクロージャー）の充実

なお、先般成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）において、独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、独立行政法人の組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方を見直す旨規定されており（行政改革推進法第 15 条）、また、特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとされている（行政改革推進法第 52 条）点なども踏まえて検討を進める必要がある。

2 共通的な見直しの視点

上記 1 の基本的な見直しの考え方を踏まえ、独立行政法人については、行政改革の一層の推進、自律性の向上の観点から、i) 国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、ii) 独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当である。

今回の見直しの対象となる独立行政法人については、これまでも一般管理費、業務費等に関する削減目標が課されており、新たな中期目標期間においても明確な目標の下、

- ① 人件費総額について5%以上を基本とする削減(行政改革推進法第53条)
- ② 一般管理費及び業務費について、平成17年度までに組織・業務全般の見直しが行われた法人に準じた厳しい削減

を図るとともに、

- ③ 独立行政法人の業務運営に関する「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト：国民の負担に帰せられるコスト)について、国民負担の削減を図る観点からの改善

を行うための取組が重要である。

これらの実現のため、上記1に列記した①ないし④の基本的な見直しの視点ごとに、それぞれ以下のような具体的な検討を行うこととする。

(1) 業務の廃止・縮小・重点化

独立行政法人の業務の廃止・縮小・重点化の検討に当たっては、「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の政策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当である。

特に、累積損失やリスク管理債権残高が増加している事業など法人の財務の健全性確保の面で問題があると考えられる事業については、財務内容の悪化を早急に止める観点からの見直しが必要である。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人の業務は、国の政策の重点化・効率化に対応して適切な重点化・効率化が図られているか。達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものや低下しているもの、事業のニーズや効果が乏しいものはないか。業務実績が著しく低下しているものはないか。そもそも業務を実施するに至った経緯、背景事情等が、社会経済情勢の変化、交通手段の発展、情報化の進展等により変化し、その重要性が低下していないか。廃止も含めた抜本的な見直しを行う必要があるものはないか。
- ② 業務ごとのコストが当該業務から得られる収入に比べて著しく大きく、結果として、毎年度、国から大きな財政支出が行われている業務について、収支改善の見込みはあるか。達成すべき政策目的と毎年度のコストを勘案し、廃止、縮小等の検討を行うべきものはないか。
- ③ 業務の必要性が認められるとしても、総花的になっていないか。限られた人員や資金でより有効な成果を上げるためには、業務の重点化を図ることが適当ではないか。達成すべき政策目的への寄与度の小さな業務で、多くのコストをかけているものはないか。そのような業務について

は、廃止すべきではないか。

- ④ 事業化までの「呼び水」的な施策が当初の意図から離れて恒常化して官への依存を高めることとなり、かえって事業化の阻害要因となっていないか。こうした施策にはあらかじめ終期を設定すべきではないか。
- ⑤ 特別会計から運営費交付金、補助金、委託費等の交付を受けている業務について、行政改革推進法に基づく特別会計改革の動向も視野に入れ、事業の見直しを行う必要はないか。
- ⑥ 借入金又は債券発行により資金を調達している業務について、償還が適切に行われているか。機会費用の低減を図る観点から、国及び地方公共団体からの無利子貸付や出資の廃止又は縮小を図るべきものはないか。
- ⑦ 当該事務・事業は真に当該法人で実施すべきものか。国の機関、他の独立行政法人、地方公共団体、民間の機関等において、同様の又は類似の業務を既に実施していないか。また、より適切な他の実施主体はないか。より適切な実施主体がある場合、それに業務を移管することなどにより、法人の業務をより厳選する必要はないか。

なお、各府省においては、所管する独立行政法人の国の歳出への依存を低下させる取組の実効性を確保する観点から、当該法人に対する新たな業務の追加・委託や新たな補助金等の交付は、真に必要なものに限ることが適当である。

(2) 経費の縮減、業務運営の効率化

独立行政法人については、国家公務員に準じた人件費削減の取組も求められており（行政改革推進法第53条）、人件費その他の経費を含めた全般的な見直しが必要となっていることから、上記(1)の業務の廃止・縮小・重点化を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 上記(1)の視点により廃止、縮小等を行うこととされた業務を担う部門はもとより、総務、経理業務などを担ういわゆる間接部門についても、事務処理の効率化等の一層の促進により、合理化すべきものはないか。
- ② 出先機関等を設置して業務運営を行っている法人については、その効率化を図るため、
 - i) 出先機関等を設置して行っている業務について、個々の機関等ごとに財務情報、業務実績等を把握し、費用対効果分析を行っているか。その結果はどのようになっているか。機関ごとの活用状況を踏まえ、整理合理化できるものはないか。また、業務の一体的な実施により要員が合理化できるものはないか。

- ii) 他の独立行政法人等の出先機関等が近接して類似の業務を行っていないか。業務の相互委託により合理化できるものはないか。
- ③ 随意契約については、「独立行政法人における随意契約の適正化について（依頼）」（平成 18 年 3 月 29 日付け事務連絡。総務省行政管理局長から各府省官房長あて。）を踏まえ、随意契約によることができる基準の具体化・公表、一定額以上の随意契約についての理由等の公表を行う必要があるが、法人において適切な措置が講じられているか。
- ④ 随意契約については、妥当なものに限定することとし、一般競争入札の比率を高めて市場原理を通じた効率的で低廉な発注の促進を図ることが適当である。随意契約で行われている業務について、一般競争入札の範囲の拡大や契約内容の見直し等により効率化を推進できるものはないか。また、随意契約の割合が過度に大きい業務等については、各府省の独立行政法人評価委員会においてその妥当性に関する評価が行われ、正当な理由が認められているか。
- ⑤ 機械的、定型的な業務等について、一般競争入札に基づく民間委託や市場化テストの活用により効率化を推進できるものはないか。
- ⑥ 物品等の調達に当たって、本部での一括調達を行う汎用品を活用することなどにより効率化を推進できるものはないか。

(3) 自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させる観点から、独立行政法人の自己収入の増加を図るため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人が提供する行政サービスは公共的なサービスであるが、受益が個人や各事業者に帰属する業務については、適切な費用負担を求める観点から、
 - i) 検査・試験等に係る手数料、教育・訓練・研修に係る授業料・受講料その他関連経費、展示施設等の入場料、施設等の使用料等について、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、受検者数、利用者数等の動向（予測）を踏まえつつ、その水準の引上げが可能なものはないか。また、これらの料金は、民間や地方の類似の機関、他の独立行政法人等と比べて、著しく低いものとなっていないか。
 - ii) 無償で行っている情報収集・提供等のサービスについて、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めることとし、有料化できるものはないか。
- ② 国有財産については、その効率的な活用の促進を図ることとされており、独立行政法人についても同様に、保有する土地・建物等の効率的な

活用の促進について検討することが適当と考えられるが、その利用実態、活用状況を精査し、地価の高い都市部に所在しているものの売却（必要な機能は郊外等へ移転）、現在は活用されていないものなどの民間への売却等を行うことができるものがないか。また、地価の高い都市部の賃貸ビルに入居している本部等について、事務所経費の節減を図ることができるものはないか。さらに、保有施設の一般利用への開放や関連する諸権利の有効活用などにより増収を図れるものはないか。

- ③ 出版物についての著作権等の活用、研究開発成果等についての特許取得の促進等による知的財産の活用、技術指導その他様々な手法を通じて増収が図れないか。

(4) 情報提供（ディスクロージャー）の充実

上記の取組の実効性を確保する等のため、独立行政法人に対する評価が一層厳格かつ適切に行われ、その結果が事業選択や業務運営の効率化に反映される必要がある。そのためにも、セグメント情報の充実など独立行政法人の財務内容等の一層の透明性の確保を図る必要があるが、財務情報の作成・公開状況をみると、

- i) 運営費交付金の使途に係る決算情報については、管理会計等が不十分であることもあって、ほとんどの独立行政法人においておおまかなものしか公表されておらず、業務運営と経費の関係の把握が十分できない、
- ii) セグメント情報は、国民その他の利害関係者に対する説明責任の観点からの重要な財務や業務に関する情報と位置付けられており、各独立行政法人の業務実績の評価における重要な情報の一つと考えられるが、法人によっては、既に、業務ごと、研究開発プロジェクトごと、事業ごとのセグメント情報を作成し、各府省の独立行政法人評価委員会の評価を受けているものがみられる一方、セグメント情報を作成していないものもみられる

などの状況となっている。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 事業ごとの評価・分析が適切に行われ、事業の見直しや運営の効率化に役立てられているか。事業効果の高いものへの重点化、事業全体の効率化を図る観点から、費用対効果分析や政策コスト分析などの情報を充実させるべきものはないか。
- ② 決算情報について、より詳細な情報の作成、公表の必要はないか。
- ③ セグメント情報について、より詳細な情報の作成、公表の必要はないか。

また、事業の成果やコストを重視した業務運営、管理・運営の適正化

により一層の業務の重点化、効率化を図るため、管理会計的な考え方を踏まえ、業務や研究開発プロジェクトごと等の収支管理を行うべきものはないか。

3 業務の種類ごとの主な見直しの視点

中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たり、特に、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人については、平成17年度までに見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を行っていることから、個別具体的な業務の性質や実態に即した検討が基本であると考ええる。

これらの業務のうち、重要方針において政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うこととされている融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務）については、委員会において、これまで「政策金融ワーキング・グループ」を開催して精力的に審議し、別途見直しの視点を取りまとめたところであり、これに基づく検討を併せて行うこととする。

(1) 融資等業務

融資等業務に関する見直しの視点の詳細については、別紙を参照。

(2) その他の業務

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中には、教育・訓練・研修など、これまで委員会が「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成15年7月1日）、「教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項」（平成16年6月30日）等により評価の視点等を取りまとめた類型に該当する業務を実施しているのがみられる。教育・訓練・研修等の業務については、これらの成果を踏まえるとともに、例えば、以下のような視点からの抜本的な検討を行い、見直しを行うこととする。

ア 教育・訓練・研修業務

独立行政法人においては、教育・訓練・研修をその業務の一部としているのがみられる。

業務の運営実態についてみると、教育・訓練・研修のコースによっては、i) 受講定員に対して実績が低い、ii) 教育・訓練・研修の目的が十分に達成されていない又は成果が十分に上がっていないなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の教育・訓練・研修の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き教育・訓練・研修を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。教育・訓練・研修について、政策目的が既に達成されているもの、効果が十分上がっていないものはないか。

イ 施設の設置・運営業務

独立行政法人においては、展示施設等の設置・運営をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 施設・設備の年間稼働率が低い、ii) 毎年度の施設の運営・維持管理に要するコストが利用に伴う収益を大幅に上回るなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 独立行政法人が施設等を設置・保有する目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、法人が自ら当該施設等を設置・保有し続けることは、適切か。特に、当該施設等の設置・保有に伴うコストに比べて、成果は十分なものといえるか。
- ③ 利用予測や施設規模に対して利用実績はどのように推移しているか。
- ④ 施設等の運営・維持管理に要する総費用(人件費を含む。)に対して、当該施設等の利用による収益は、どのように推移しているか。
- ⑤ 独立行政法人が直接運営している場合、その理由は何か。運営の全部又は一部を民間等に委託して効率化できないか(委託を行うに際しては、一般競争入札を経ているか)。

ウ 助成業務

独立行政法人においては、第三者への助成をその業務の一部としているものがみられる。

業務の運営実態についてみると、申請のあった制度利用者への給付件数が大幅に減少してきている助成金等があるなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 本来の助成の目的は何か。
- ② 社会経済情勢の変化や政策の重点化等の状況を踏まえても、引き続き助成を行うことによる社会的、経済的な効果が期待できるか。助成金等について、政策目的が既に達成されているもの、助成効果が十分

上がっていないものはないか。

エ 調査・研究開発業務

独立行政法人においては、研究開発を本来業務とするもの、本来業務に付随する調査研究をその業務の一部とするものがみられる。

業務の運営実態についてみると、i) 他の独立行政法人等でも類似性の高い研究テーマの設定や研究開発プロジェクトが行われているとみられる、ii) 関連する情報の収集・提供業務に多額の支出を伴っているなどの状況も見受けられる。

このため、次のような視点から検討し、見直しを行うこととする。

- ① 所期の目的どおりに研究成果が上がり、それが有効活用されているか。
- ② 他の機関でも類似性の高い研究開発プロジェクトを実施している場合、合理化、共同実施を図ることはできないか。
- ③ 調査・研究開発業務に関連して行われる情報収集・提供業務に係る支出や利用料等による収入はどのように推移しているか。支出の縮減、収入の増加を図ることはできないか。
- ④ 調査・研究開発に係る評価はどのように行われているか。評価結果をその後の業務にフィードバックする仕組みはどのようになっているか。
- ⑤ 社会経済情勢の変化や政策の重点化等に対応できていない研究、緊急性や必要性の乏しい研究、長期間ほぼ同様のテーマを設定して行っている研究等はないか。他の業務に付随して調査研究業務が行われている場合、引き続き実施する必要はあるか。

〔平成25年12月24日
閣議決定〕

独立行政法人改革等に関する 基本的な方針(抄)

I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させることを目的として導入された。
- 独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で成果をあげている一方、様々な問題点が指摘されたことから、第1次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手した。それ以降、様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も2回国会に提出されたが、審議未了のまま廃案となるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。このため、今回の改革は、今までの改革の集大成として実現を図る必要がある。
- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・組織・運営における自主性・自律性やインセンティブを最大限機能させ、国民に対する法令遵守を的確に果たさせる
- ・制度本来の趣旨から逸脱した一律・硬直的な運用は見直し、多種多様な各法人の特性を踏まえた制度・運用とする
- ・数合わせのための組織いじりではなく、真に政策実施機能の強化に資する統廃合のみを実施するとともに、きめ細やかに事務・事業を見直す
- ・各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する

との観点から、運用を含めた制度及び組織の見直しについて、講ずべき措置を取りまとめた。

- また、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となる必要不可欠か否かを検証し、国の事業を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止するなど、講ずべき措置を取りまとめた。
- 今後、この改革に必要な措置を速やかに講じ、新たな制度・組織の下で、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することにより、これまでの集大成としての改革が実現するよう、政府が一体となって取り組んでいくこととする。

II 独立行政法人制度の見直し

I の基本的な方向性を踏まえ、運用を含めた制度の見直しについて、以下の措置を講ずる。

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。

具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。

① 中期目標管理により事務・事業を行う法人

国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。）

② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人

「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。）

③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人

国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。）

法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。

ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しいサービスを適用するため、その役職員は国家公務員とする。

中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の2. から4. に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5. で後述する。

2. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルが十分に機能することが必要である。この PDCA サイクルを強化する観点から、主務大臣自らが業績評価を行うこととする。その際、主務大臣による評価等の客観性や政府全体としての整合性を確保するなどのため、外部から点検する仕組みを導入する。

(1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築

- 主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策の PDCA サイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。
- 主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。
- 主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。

(2) 目標設定及び業績評価の在り方

- 総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。
主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。
- 法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。

(3) 法人分類に応じた評価手続の整備

① 中期目標管理型の法人における評価手続

- 中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。
- 主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。

② 単年度管理型の法人における評価手続

- 主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。
- 主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。

(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等

- 第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果（単年度管理型の法人にあつては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果）を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。
- 第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べるができることとする。
- 総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自律的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。
- 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。
- 中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応さ

せるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。

- 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。
- 役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。

(2) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入

- 役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。

(3) 主務大臣による事後的な是正措置

- 法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、国から使途が特定されず弾力的かつ効率的な執行が可能な運営費交付金のメリットを維持する必要がある。一方、運営費交付金は国民から徴収された税金を財源にしていることから、予算の見積りと執行実績を明らかにするなど財務運営の透明性と説明責任を向上させる必要がある。また、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善する。

各法人の給与水準について、その事務・事業の特性等を踏まえた水準とすることができるよう、法人ごとに柔軟な取扱いを可能とする一方、法人及び主務大臣の説明責任を強化する。

法人が行う調達について、各法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的なものとなるよう、随意契約によることができる場合を明確化するなどの見直しを行う。

さらに、これまでの一律的で過度に厳格な運用を見直し、弾力化することと併せて、法人の業務運営や財務状況等の透明性を向上させるため、国民に分かりやすい形での情報公開の充実、すなわち「見える化」を推進する。

(1) 財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- 法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、

法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。

- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。
- 中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。
- 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。

また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。

これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのあつた資源配分を行う。
- 毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。
- 法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、
 - ・ 資材調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合
 - ・ 中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。
- 法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。

- 法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。
- 単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。

(2) 報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上

- 独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。

しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。

また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。
- 法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- 各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。
- 法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。
- 法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業

がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、

- ① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。
- ② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考えられる理由を説明するものとする。

監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。

- 主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。
- また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。

(3) 調達合理化

- 各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。

総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。

(4) 情報公開の充実

- 各法人の事業等のまとめりに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業

報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

- 各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。
- 法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

- 研究開発型の法人についても、他の独立行政法人と同様に「中期目標管理－評価」という枠組みが最適であると考えられるが、研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。例えば、中期目標期間について、特に長期的な研究開発プロジェクトを踏まえた形での設定を可能とすることや、より研究開発業務の専門性を加味した目標設定・業績評価が行われる必要がある。
- こうした点に鑑み、研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。この際、「効率的かつ効果的」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という研究開発型の法人の第一目的が達成できるようにすることが必要である。
- 具体的には、研究開発型の法人について、上記2. から4. までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。
 - ・独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。
 - ・研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。
 - ・研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関するものを追加するものとする。
 - ・研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。
 - ・研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目

標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。

- ・ 中期目標期間を長期化し、最大7年とする。

○ また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。

- ・ 報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。
- ・ 法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。
- ・ 給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。
- ・ 目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとらわれない評価も可能であることを明示する。
- ・ 研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。
総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。
- ・ 上記のほか、2. から4. において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなって

おり、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

- 研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。
- 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。
- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。
- 別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。
 - ・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。
 - ・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。
 - ・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとする必要がある。
 - ・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。
 - ・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。
 - ・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度の改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。
 - ・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

1. 組織等の見直しの基本的考え方

- 国の政策の実施機関として各法人の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることを目的とする。
- 「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図る。
- 民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化を行う。また、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点から必要な見直しを行う。
- 類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している法人について、これらの法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合する。その際、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意する。
- 独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人については、他の法人との統合を検討する。
- 法人間における業務実施の連携強化について積極的に取り組むほか、外部委託の活用の実態等を踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化を一層推進する。

2. 各独立行政法人等について講ずべき措置

各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

3. 法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し

- 法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるため、各法人が行う事務・事業の特性に着目し、これに応じてガバナンスを高度化するなど、制度・運用の見直しを行うことにより、各法人が期待される政策実施機能を的確に発揮できるようにするとともに、その効率性を確保することが必要である。
- このため、法人が行う以下の6つの業務について、以下の方針でガバナンスの高度化等の取組を行う。

① 金融業務

政策的手段として出融資、債務保証等の金融的手法を用いて行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。
- 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。
- 審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員

研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。

- 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。
- 金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。

② 人材育成業務

特定の職業に結び付いた専門性の高い教育を実施することにより、当該職業の中核的人材を育成する事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。
- 法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。
- 特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。
- 大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。

③ 文化振興・普及業務

美術品、文化財、標本等の保存・展示や伝統芸能の公開など、文化芸術等の振興・普及を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。
- 法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。
- 新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。

④ 研修施設運營業務

業務の実施に必要な宿泊研修施設を保有し、運営等を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。
- 自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。
- 施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。
- 一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。

⑤ 公共事業執行業務

河川、道路、砂防、港湾、都市開発等の公共的土木工事、森林整備、一部の営繕工事等に係る事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。
- 内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。
- 契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的実施する。
- 法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。
- 入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。

⑥ 助成・給付業務

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付（研究開発等の資金配分を含む。）を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措

置の導入を図る。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

⑦ その他横断的見直し事項

- 補助金等適正化法等に基づくチェック事項に関する評価の簡素化
 - ・ 法令や補助金等交付要綱への適合性や金額の妥当性については、補助金等適正化法等に基づき主務大臣が毎年度チェックしていることから、中期目標管理においては、これらを除いた業務・財務の改善目標に重点を置きつつ、業務の実施方法の妥当性や効率性について主務大臣による評価を実施する。

上記の事務・事業の特性に応じた制度・運用の見直しのうち、各法人等について特に講ずべき措置は、別紙記載のとおりとする。

IV その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等

- 改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用の安定にも配慮する。
- 法人の統合は政策実施機能の最大限の向上を図る観点から実施するものであり、時間軸を持った対応が必要である。このため、統合直後には拙速な組織のスリム化は控える一方、統合が定着した後は、適切に組織の合理化に取り組む。また、システム統合など統合を効率的に行うため必要な経費は適切に措置する一方、統合が定着した後は、経費の合理化に積極的に取り組む。
- 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。
- 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。
- 各法人の事務・事業に対する国からの支出等や、積立金や一部法人に設置された基金等も含めた資産について、主務省や第三者機関による評価、行政事業レビューの活用等により不断の見直しを行う。
- 独立行政法人通則法を所管する総務省において、新たな制度や運用の改善が、今般の改革の趣旨に沿ったものとなるよう、独立行政法人を所管する府省との連携を密にするとともに、必要な法令・通達のとりまとめを行うなど、制度・組織の円滑な運営に努める。
- この改革に必要な措置については、法改正を伴わず早期に対応可能な措置は速やかに実施し、独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成 27 年 4 月からの改革実施を目指す。その他各法人の統廃合等に係る措置については平成 27 年 4 月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。
- 全体の取組状況について、行政改革推進本部によるフォローアップを実施する。

平成 27 年度の見直し対象法人 法人の概要

〔農林水産省〕

○ 家畜改良センター（中）	．．．．．	119
○ 種苗管理センター（中）	．．．．．	121
○ 農業食品産業技術総合研究機構（研）	．．．．．	123
○ 農業生物資源研究所（研）	．．．．．	126
○ 農業環境技術研究所（研）	．．．．．	128
○ 国際農林水産業研究センター（研）	．．．．．	129
○ 森林総合研究所（研）	．．．．．	130
○ 水産大学校（中）	．．．．．	133
○ 水産総合研究センター（研）	．．．．．	134

〔経済産業省〕

○ 経済産業研究所（中）	．．．．．	136
○ 工業所有権情報研修館（中）	．．．．．	138

〔環境省〕

○ 国立環境研究所（研）	．．．．．	140
--------------	-------	-----

〔総務省〕

○ 情報通信研究機構（研）	．．．．．	142
---------------	-------	-----

〔財務省〕

○ 酒類総合研究所（中）	．．．．．	145
--------------	-------	-----

〔国土交通省〕

○ 航海訓練所（中）	．．．．．	147
○ 海技教育機構（中）	．．．．．	149
○ 航空大学校（中）	．．．．．	151

○ 交通安全環境研究所（中）	．．．．．	152
○ 自動車検査（中）	．．．．．	154
○ 土木研究所（研）	．．．．．	156
○ 建築研究所（研）	．．．．．	158
○ 海上技術安全研究所（研）	．．．．．	160
○ 港湾空港技術研究所（研）	．．．．．	162
○ 電子航法研究所（研）	．．．．．	164

〔文部科学省〕

○ 国立特別支援教育総合研究所（中）	．．．．．	166
○ 大学入試センター（中）	．．．．．	168
○ 国立青少年教育振興機構（中）	．．．．．	169
○ 国立女性教育会館（中）	．．．．．	171
○ 国立科学博物館（中）	．．．．．	173
○ 国立美術館（中）	．．．．．	175
○ 国立文化財機構（中）	．．．．．	177
○ 教員研修センター（中）	．．．．．	179
○ 物質材料研究機構（研）	．．．．．	180
○ 防災科学技術研究所（研）	．．．．．	181
○ 放射線医学総合研究所（研）	．．．．．	183
○ 国立大学法人	．．．．．	185

〔厚生労働省〕

○ 労働安全衛生研究所（中）	．．．．．	188
----------------	-------	-----

(中)家畜改良センター

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	生産局畜産部畜産振興課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	明 5 開拓使所管牧場として後の新冠牧場創設 昭 21. 5 種馬所、種羊所、種鶏場等を種畜牧場に再編 平 2. 10 農林水産省家畜改良センター 平 13. 4 独立行政法人家畜改良センター											
組織体制	本所：福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1 牧場・支場【全国 10 牧場 1 支場】： 北海道日高郡新ひだか町静内御園（新冠牧場）／北海道河東郡音更町駒場並木（十勝牧場）／青森県上北郡七戸町字鶴児平（奥羽牧場）／岩手県盛岡市下厨川（岩手牧場） ／茨城県筑西市藤ヶ谷（茨城牧場）／長野県佐久市新子田（茨城牧場長野支場）／愛知県岡崎市大柳町（岡崎牧場）／兵庫県たつの市揖西町（兵庫牧場） ／鳥取県東伯郡琴浦町（鳥取牧場）熊本県玉名市横島町（熊本牧場）／宮崎県小林市細野（宮崎牧場）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤 2、非常勤 2）、監事（非常勤 2）（H27. 4. 1 現在） 常勤職員数： 768 人 非常勤職員数： 201 人（H27. 4. 1 現在）											
法人の目的	【独立行政法人家畜改良センター法第 3 条】 家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人家畜改良センター法第 11 条第 1 項】 ①家畜及び家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。 ②種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。 ③飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 ④飼料作物の種苗の検査を行うこと。 ⑤前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。 ⑥前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人家畜改良センター法第 11 条第 2 項】 ①家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 35 条の 2 第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去 ②種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 63 条第 1 項の規定による集取 ③遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去 ④牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 20 条の政令で定める事務											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	7,386	7,038	7,009	7,237	7,311	業務経費	2,252	2,167	2,126	1,475	1,461
	施設整備費補助金	312	248	213	148	148	家畜改良関係経費	2,030	1,950	1,905	1,280	1,267
	受託収入	221	190	192	202	201	種畜検査関係経費	15	15	14	14	14
	諸収入	1,259	1,182	1,354	765	765	飼料作物種苗関係経費	89	83	77	59	58
	農畜産物売払代	1,142	1,120	1,229	747	747	技術の普及指導関係経費	31	27	31	30	30
	その他の収入	118	62	125	18	18	家畜個体識別関係経費	87	93	99	92	91
	岩手牧場事業用地等売却収入	564	-	-	-	-	施設整備費	319	261	528	212	222
	前年度よりの繰越金	21	620	703	325	436	受託経費	221	190	192	202	201
							一般管理費	291	279	307	530	515
							人件費	6,045	5,676	5,498	6,072	6,347
	合 計	9,762	9,279	9,470	8,678	8,862	合 計	9,127	8,572	8,651	8,493	8,745

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 家畜の改良・増殖業務について、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術と保有する多様な系統を活用した家畜改良の素材となる種畜の供給に重点化し、事業規模をスリム化（上記指摘に対する取組状況）

乳用種雄牛の後代検定への参加について23年度末までに民間に移行するとともに、肉豚を種雄として直接生産農家に供給する業務を23年度末までに原則中止すること等により事業規模を縮減した。また、従前の乳量や脂肪交雑を重視した家畜改良から、泌乳持続性や飼料利用性を重視した家畜改良等、種畜の多様化に特化した業務体系に移行した。（H22年度予算14.5億円→H24年度13.1億円）。

- ② 飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務について特定の団体が配布を受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て配布

（上記指摘に対する取組状況）

飼料作物の種子配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響や民間市場価格と比較を行いつつ、平成23年度中に、生産コスト見合いを原則とする新たな価格を設定した。また、従前は競争性のない随意契約で実施していたが、平成23年度に一般競争入札を導入し実施した。（平成23年度種苗（原種）提供価格収入5,674千円（従前の価格）→6,586千円（見直し後の価格））。

- ③ 種畜検査業務の都道府県への移管については、コストの事前検証と責任の明確化を前提に、都道府県の意見を聴きつつ、移管を推進

（上記指摘に対する取組状況）

全国畜産課長会の検討ワーキンググループにおいて、総コストの縮減、検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題等について検討が行われているところ。また、一定の条件を満たす一部の品種の家畜に関し、家畜改良センターが行う種畜検査に代わり、都道府県が自ら検査等を行える仕組みについて、平成24年4月1日に施行。

- ④ 調査研究業務については、本法人が実施する家畜の改良や作物増殖に応用できる技術の開発に重点化し、他の研究機関との役割分担を明確にした上で研究課題の重複を排除

（上記指摘に対する取組状況）

より研究要素の強い業務は他の研究機関等に委ねる等役割分担を明確にするとともに、課題の重複を排除することとし、他の研究機関等で実施可能な調査を22年度末をもって廃止した（調査研究業務予算：H22年度1.9億円→H24年度1.5億円）。

- ⑤ 土地や建物等の資産を貸し付ける際には（（社）ジャパンケネルクラブ、（社）家畜改良事業団）、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの、又は、公共的又は公益的な見地から土地・建物等の利用が必要不可欠なものに限定し、貸付けに当たっては正当な対価を徴収

（上記指摘に対する取組状況）

・（社）家畜改良事業団に対する貸付けは、平成23年4月から有償貸付けに移行し、（社）ジャパンケネルクラブに対する貸付けは、当該貸付の妥当性を確認し、契約監視委員会に諮り、貸付を行う事に対して了承を得た。また、貸付料を適正価格とするため、不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、契約監視委員会に諮った上で、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った。

・（社）家畜改良事業団への貸付料（23年度 約72万円/年→平成24年度 約87万円/年）、（社）ジャパンケネルクラブに対する貸付料（平成23年度 約21万円/年→平成24年度 約23万円/年）

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(中) 種苗管理センター

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	食料産業局新事業創出課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 22. 4 農林省茶原種農場 (金谷、奈良、知覧) 昭 22. 7 農林省馬鈴薯原原種農場 (北海道中央、胆振、後志、十勝、上北、孺恋、八岳) 昭 24. 5 農林省種苗検査室 (園芸課分室への改称等を経て昭和 54 年に種苗課分室) 昭 39. 7 農林省馬鈴薯原原種農場 (雲仙) 昭 40.10 農林省さとうきび原原種農場 (鹿児島) 昭 53. 7 農林水産省さとうきび原原種農場 (沖縄) → 28.4 (研) 農業食品産業技術総合研究機構、(研) 農業生物資源研究所及び (研) 農業環境技術研究所と統合予定						(*1) (*1) → 昭 61.12 農林水産省種苗管理センター → 平 13.4 種苗管理センター					
組織体制	所在地：茨城県つくば市藤本 2-2 北海道北広島市西の里 (北海道中央農場)、北海道虻田郡真狩村字美原 (北海道中央農場後志分場)、北海道勇払郡安平町早来富岡 (胆振農場)、北海道帯広市幸福町 (十勝農場)、青森県上北郡七戸町字柳平 (上北農場)、群馬県吾妻郡孺恋村大字田代 (孺恋農場)、長野県茅野市玉川 (八岳農場)、岡山県笠岡市平成町 (西日本農場)、長崎県雲仙市瑞穂町西郷戊 (雲仙農場)、鹿児島県熊毛郡中種子町油久 (鹿児島農場)、沖縄県国頭郡東村字宮城 (沖縄農場)											
役職員数	役 員 数：理事長 (1)、理事 (常勤 2)、監事 (非常勤 2) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数：293 人 非常勤職員数：98 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人種苗管理センター法第 3 条】 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人種苗管理センター法第 11 条】 ① 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。 ② 農作物 (飼料作物を除く。) の種苗の検査を行うこと。 ③ ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。 ④ 上記の業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。 ⑤ 上記の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 ① 種苗法の規定による集取 ② 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去 ○ これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うことができる。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額	運営費交付金	29	29	27	27	28	業務経費	4	5	5	3	3
(H26、27 は	施設整備費補助金	0	1	6	2	2	栽培試験業務関連経費	1	1	1	1	1
予算額)	受託収入	1	0	0	0	1	種苗検査業務関係経費	1	1	2	1	1
(単位：億円)	諸収入	2	2	2	2	2	種苗生産業務関係経費	3	3	2	1	1
	原原種売却収入	2	2	2	2	2	調査研究業務関係経費	0	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	0	1	0	(遺伝資源業務関係経費)	0	0	0	0	0
	金谷農場売却収入	0	0	0	0	0	施設整備費	0	1	6	3	3
	前年度からの繰越金	0	0	0	0	1	受託経費	1	0	0	0	1
							農場等集約整備経費	0	0	0	0	0
							一般管理費	1	1	2	3	3
							人件費	23	24	22	23	24
							老朽化施設等解体撤去費	0	0	0	0	0

							統合に伴う準備経費	0	0	0	0	1
							次年度への繰越金	0	0	0	0	0
	合計	30	32	35	32	33	合計	30	32	34	32	33

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 品種保護Gメンの海外派遣は効果的なものに限定。

（上記指摘に対する取組状況）

平成23年6月に品種保護Gメンの海外への派遣基準を定め、より一層効果が見込まれるものに限定することとした。

② 種苗検査業務については、実験室における品質検査を本所にすべて集約化することを踏まえて 配置人員を適正化。

（上記指摘に対する取組状況）

総合種苗保管・検査棟について、温度や湿度を正確にコントロールできる発芽検査庫等の整備を進め、26年3月に竣工。これに合わせ、北海道中央農場及び西日本農場は、26年3月で室内検査を廃止し、ほ場で行う純度検査業務等に特化し、人員配置を見直した。

③ 余剰原原種等の一般種いも等としての販売（余剰原原種等生産量の13%）を増加し、自己収入の拡大を図る。また、でん粉用の余剰原原種等の加工業者への販売は 一般競争入札などにより実施。

（上記指摘に対する取組状況）

・余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集、必要に応じ随時関係機関との協議を行い、余剰ばれいしょ原原種及び規格外品を一般種苗用として販売（H23度18.9%、H24度17.8%、H25度10.5%）。

・23年8月に「契約事務取扱規程」を見直し、余剰・規格外原原種をでんぷん原料用として売却する場合は、少額随意契約を除き、一般競争入札を実施した。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(研) 農業・食品産業技術総合研究機構

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局総務課	中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日 (5 年)
沿 革	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p>平 13.4 農業技術研究機構</p> <p>昭 61.10 (認) 生物系特定産業技術研究推進機構</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>統合</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>平 15.10 農業・生物系特定産業技術研究機構</p> <p>平 13.4 農業工学研究所</p> <p>平 13.4 食品総合研究所</p> <p>平 13.4 農業者大学校</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p>統合</p> <p>統合</p> <p>廃止 (一部業務移管)</p> </div> <div style="width: 20%; text-align: right;"> <p>平 18.4 農業・食品産業技術総合研究機構</p> </div> </div> <p>→ 平 27.4 国立研究開発法人に移行 → 平 28.4 (中) 種苗管理センター、(研) 農業生物資源研究所及び (研) 農業環境技術研究所と統合予定</p>				
組織体制	<p>所在地：茨城県つくば市観音台 3-1-1</p> <p>中央農業総合研究センター (3 箇所)、作物研究所 (1 箇所)、果樹研究所 (5 箇所)、花き研究所 (1 箇所)、野菜茶業研究所 (4 箇所)、畜産草地研究所 (3 箇所)、動物衛生研究所 (4 箇所)、農村工学研究所 (1 箇所)、食品総合研究所 (1 箇所)、北海道農業研究センター (3 箇所)、東北農業研究センター (3 箇所)、近畿中国四国農業研究センター (4 箇所)、九州沖縄農業研究センター (6 箇所)、生物系特定産業技術研究支援センター (3 箇所)</p>				
役職員数	<p>役 員 数：理事長 (1)、副理事長 (1) 理事 (常勤 10)、監事 (常勤 3) (H27. 4. 1 現在)</p> <p>常勤職員数：2,607 人 非常勤職員数：1,632 人 (H27. 4. 1 現在)</p>				
法人の目的	<p>【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第 4 条】</p> <p>1. 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。</p> <p>2. 1 のほか、農業機械化促進法 (昭和 28 年法律第 252 号) に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>【国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第 14 条】</p> <p>1. 目的 1 を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>① 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと (2 に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)</p> <p>③ 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。</p> <p>④ 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。⑤ 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>⑥ 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等 (政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。) 以外の者に委託して行い、その成果を普及すること (⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)</p> <p>⑦ 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。</p> <p>⑧ 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。</p> <p>⑨ 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>⑩ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。</p> <p>⑪ ①から⑩までの業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2. 目的 2 を達成するため、農業機械化促進法第 16 条第 1 項に規定する業務を行う。</p> <p>(業務の特例) 1 及び 2 のほか、次の業務を行う。</p> <p>① 政令で指定する日までの間、改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第 13 条第 1 項第 4 号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。</p> <p>② 同号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。</p> <p>③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うことができる。</p>				

H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は 予算額) (単位：億円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	448	428	480	391	383	業務経費	160	146	134	170	162
政府出資金	3	1	0	0	0	施設整備費	16	5	51	4	4	
民間出資金	0	0	0	0	0	国産農畜産物競争力強化 対策整備費	2	0	0	0	0	
貸付回収金等	0	0	0	0	0	環境保全型農業生産対策 事業費	0	0	0	0	0	
施設整備費補助金	15	5	51	4	4	国産農畜産物・食農連携 強化対策事業費	0	0	0	0	0	
国産農畜産物競争力強 化対策整備費補助金	2	0	0	0	0	農山漁村 6 次産業化対策 事業費	0	0	0	0	0	
環境保全型農業生産対 策事業費補助金	0	0	0	0	0	食の安全・消費者の信頼 確保対策事業費	0	0	0	0	0	
国産農畜産物・食農連携 強化対策事業費補助金	0	0	0	0	0	農業経営対策事業費補助 金	0	0	0	0	0	
農山漁村 6 次産業化対 策事業費補助金	0	0	0	0	0	科学技術人材育成費	0	0	0	0	0	
食の安全・消費者の信頼 確保対策事業費補助金	0	0	0	0	0	科学技術戦略推進費	0	0	0	0	0	
農業経営対策事業費補 助金	0	0	0	0	0	研究開発施設共用等促進 費	0	0	0	0	0	
科学技術人材育成費補 助金	0	0	0	0	0	地域新成長産業創出促進 事業費	0	0	0	0	0	
科学技術戦略推進費補 助金	0	0	0	0	0	先導的創造科学技術開発 費	0	0	0	0	0	
研究開発施設共用等促 進費補助金	0	0	0	0	0	受託経費	52	41	40	63	62	
地域新成長産業創出促 進事業費補助金	0	0	0	0	0	一般管理費	26	27	25	22	21	
先導的創造科学技術開 発費補助金	0	0	1	0	0	寄付金	0	0	0	0	0	
受託収入	52	41	40	63	62	人件費	259	235	237	269	273	
諸収入	8	10	10	5	5	業務外経費	0	0	0	0	0	
寄付金収入	0	0	0	0	0	不要財産売却による国庫 納付	0	0	0	0	0	
不要財産売却収入	0	0	0	0	0	翌年度への繰越金	0	20	114	53	58	
業務収入	0	2	1	2	1							
事業外収入	0	0	0	0	0							
前年度からの繰越金	0	0	0	117	58							
合 計	531	488	584	582	514	合 計	516	474	602	580	522	

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等シナジー効果の発現や管理部門の一層の効率化の推進等のため、事務及び事業の一体的実施を含めて、その在り方や業務の実施方法について抜本的見直し。

（上記指摘に対する取組状況）

3 つの農業関係研究開発独立行政法人と農林水産省農林水産技術会議事務局との連絡会議や意見交換会等を通じて、研究推進方向、研究環境や研究支援体制などの情報を共有し研究連携を深めた。研修・セミナーの共同開催や物品の 4 法人での一括契約を行い、研究支援業務の合理化に努めた。

- ② 農業・農村の多面的機能関係の研究（農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発及び農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会的解明）については、農業政策上の喫緊の重要課題ではなく、継続する緊急性、必要性はないことから平成 22 年度限りで廃止。

（上記指摘に対する取組状況）

- ・行政刷新会議で評価結果が廃止とされた「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」については、22年度限りで廃止。
- ・行政刷新会議の事業仕分けで評価結果が廃止とされた「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」及び「農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明」については、22年度限りで廃止。

③ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務（平成22年度予算額2.7億円）については、農業者大学校の定員の充足状況にかんがみ、また、存廃を含めた評価を行うべきとの昨年の政独委の二次評価等を踏まえ、その在り方について抜本的見直し。

（上記指摘に対する取組状況）

農業者大学校の教育は、平成23年度末をもって終了した。

④ 民間研究促進業務（平成23年度予算要求額26億円）については、平成22年度中に売上納付を予定している企業があるものの、繰越欠損金（平成21年度末約▲19億円）の状況等にかんがみ、23年度から新規案件の募集・採択を停止し、次期中期目標期間中にあつては、既存採択案件について確実な売上納付を促進すること等を検討。

（上記指摘に対する取組状況）

平成23年度から、新規案件の募集・採択は中止し、①案件について毎年度年次評価を実施し、研究の加速化・縮小・中止・見直し等を行う、②年次評価結果等を踏まえて毎年1回のヒアリングを行い、試験研究の進捗状況及び事業化の構想とその取組状況を把握し必要な指導を行うなどの取組を着実に実施して確実な売上納付を促進する。

⑤ 基礎的研究業務（平成23年度予算要求額約60億円）のうち競争的資金業務については、自己への資金配分が可能となっていることから抜本的見直し。また、実施主体については、今後、国又は他の専門的機関等への一元化の検討。

（上記指摘に対する取組状況）

- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究者が責任者となる分担課題に対する研究費の不配分等について、23年度公募要領に反映。
- ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、競争的研究資金の実施主体を農林水産省に一元化することとしたことから、イノベーション創出基礎的研究推進事業（平成25年度末で終了）の平成25年度採択課題の募集は行わなかった。

⑥ 基礎的研究業務のうちウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業については、開始から10年が経過し、いまだ普及に至っていない成果の多くが既に陳腐化しており事業化が見込めないことから平成22年度限りで廃止し、保有資産（約2億円）を国庫納付。

（上記指摘に対する取組状況）

- ・旧農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に基づく研究開発の成果の普及事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ本年度限りで廃止。
- ・平成22年12月7日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により事業を廃止し、UR対策事業運用利益金等負債を国庫に納付するために、全額取り崩しています（平成23年7月7日に国庫に納付）。

⑦ 東京事務所及び東京リエゾンオフィスについては、本部を含め移転先を検討し、平成23年度中に東京23区外へ移転。

（上記指摘に対する取組状況）

平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受けて、連携広報センター東京リエゾンオフィスは9月末に廃止した。また、生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所は9月末に廃止。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(研) 農業生物資源研究所

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局総務課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	大 3.4 農商務省蚕業試験場 → 大 14.4 農林省蚕業試験場 → 昭 12.2 農林省蚕糸試験場 → 昭 18.11 農商省蚕糸試験場 → 昭 20.8 農林省蚕糸試験場 → 昭 53.7 農林水産省蚕糸試験場 → 昭 63.10 農林水産省蚕糸・昆虫農業技術研究所 昭 25.4 農林省農業技術研究所 → 昭 53.7 農林水産省農業技術研究所 → (再編) → 昭 58.12 農林水産省農業生物資源研究所 → (*1) → 平 13.4 独立行政法人農業生物資源研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人に移行 → 平 28.4 (中) 種苗管理センター、(研) 農業食品産業技術総合研究機構及び (研) 農業環境技術研究所と統合予定											
組織体制	所在地：茨城県つくば市観音台二丁目 1 番地 2											
役職員数	役 員 数：理事長 (1)、理事 (常勤 2)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数：343 人 非常勤職員数：414 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人農業生物資源研究所法第 3 条】 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人農業生物資源研究所法第 11 条】 ① 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ② 昆虫その他の無脊椎動物 (みつばちを除く。) の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと (③に掲げるものを除く。) ③ 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 ④ 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。 ⑤ 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。 ⑥ ①～⑤の業務に附帯する業務を行うこと。 ⑦ 上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額	運営費交付金	69	65	63	66	67	業務経費	23	27	25	24	24
(H26、27 は	施設整備費補助金	4	4	10	1	0	業務経費 (寄付金)	0	0	0	0	0
予算額)	事業補助金	0	0	0	0	0	施設整備費	4	4	10	1	0
(単位：億円)	受託収入	29	22	19	26	26	事業補助金	0	0	0	0	0
	諸収入	1	0	0	0	0	受託経費	29	22	18	26	26
	寄付金収入	0	0	0	0	0	一般管理費	4	4	4	4	3
	前年度からの繰越金	0	5	4	1	2	人件費	37	35	35	39	41
	合 計	103	96	96	94	95	合 計	97	92	91	94	95

2. 政独委における勧告の方向性 (H22. 11. 26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- ① 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等シナジー効果の発現や管理部門の一層の効率化の推進等のため、事務及び事業の一体的実施を含めて、その在り方や業務の実施方法について抜本的見直し。

(上記指摘に対する取組状況)

農業生物先端ゲノム、遺伝子組換え、遺伝資源の 3 研究センターは生物研の内部組織としての役割のみにとどまらず、他の農業関係研究開発独立行政法人や公立試験研究機関、大学、民間との共同研究等を担う中核的研究拠点として位置づけて運営している。研修・セミナーの共同開催、共通の出張旅費システムの導入、共同調達の対象拡大を実施。

② 放射線育種場の寄宿舍については利用率が低下していることから廃止。

(上記指摘に対する取組状況)

寄宿舍の解体・撤去を10月上旬に完了し、平成26年2月4日付けで農林水産大臣あてに国庫納付申請書の提出を行った。その後、平成26年3月31日付けで農林水産大臣の認可を受け、7月31日までに納付を行うため手続きを進めているところである(平成26年7月28日現物納付完了)。

③ 放射線育種場の依頼照射手数料については、独法及び国立大学法人の 手数料の有料化を検討。

(上記指摘に対する取組状況)

「独法の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を受け、料金の見直し並びに有料化の対象拡大を図るため、平成25年4月1日付けで依頼照射規程を改正。新たな規程に基づき、25年度当初から新単価(従来の単価に施設維持に必要な保守経費等を計上)とし、独立行政法人及び国立大学法人についても有料として実施。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(研) 農業環境技術研究所

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局総務課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 25.4 農林省農業技術研究所 → 昭 53.7 農林水産省農業技術研究所 → (再編) → 昭 58.12 農林水産省農業環境技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人農業環境技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人に移行 → 平 28.4 (中) 種苗管理センター、(研) 農業食品産業技術総合研究機構及び (研) 農業生物資源研究所と統合予定											
組織体制	所在地：茨城県つくば市観音台三丁目 1 番地 3											
役職員数	役 員 数：理事長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数：162 人 非常勤職員数：182 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人農業環境技術研究所法第 3 条】 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人農業環境技術研究所法第 11 条】 ① 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は 予算額) (単位：億円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	31	27	27	29	30	業務経費	9	9	8	8	8
	施設整備費補助金	1	4	21	1	2	施設整備費	1	4	21	1	2
	生産環境総合対策事業 推進補助金	0	0	0	0	0	生産環境総合対策事業推 進費	0	0	0	0	0
	科学技術戦略推進費補 助金	0	0	0	0	0	科学技術戦略推進費	0	0	0	0	0
	科学技術人材育成費補 助金	0	0	0	0	0	科学技術人材育成費	0	0	0	0	0
	受託収入	10	7	7	7	7	受託経費	9	6	6	7	7
	諸収入	0	0	0	0	0	試験研究費	8	6	6	6	6
	前年度からの繰越金	0	0	0	0	0	管理諸費	1	1	1	1	1
							一般管理費	2	23	3	3	3
							人件費	19	16	17	18	19
	合 計	43	38	55	38	39	合 計	41	38	55	38	39

2. 政独委における勧告の方向性 (H22. 11. 26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等シナジー効果の発現や管理部門の一層の効率化の推進等のため、事務及び事業の一体的実施を含めて、その在り方や業務の実施方法について抜本的見直し。

(上記指摘に対する取組状況)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)農業生物資源研究所、(独)種苗管理センターと統合し研究開発型の法人となることとなったことを踏まえ、統合相手の法人と連携を密にしつつ、新たな研究開発型法人の組織設計や運営の在り方について検討を進めるため、「4 法人統合準備委員会」を合同で立ち上げ、検討に着手。保守点検業務や物品の共同調達、研修・セミナーを共同で実施。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(研)国際農林水産業研究センター

1. 法人の概要

所管	農林水産省	主管課	農林水産技術会議事務局総務課				中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日(5年)				
沿革	昭45.6 農林省熱帯農業研究センター → 昭53.7 農林水産省熱帯農業研究センター → 平5.10 農林水産省国際農林水産業研究センター → 平13.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター → (※1) 平15.10 独立行政法人緑資源機構 → 一部業務承継 (※1) 平20.4 独立行政法人国際農林水産業研究センター、平27.4 国立研究開発法人に移行											
組織体制	本所：茨城県つくば市大わし1-1 熱帯・島嶼研究拠点：沖縄県石垣市 字真栄里川良原 1091-1											
役職員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1)(H27.4.1現在) 常勤職員数：171人 非常勤職員数：146人(H27.4.1現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第3条】 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第11条】 ① 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 ② ①の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。 ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27年度における決算額は予算額は(単位：百万円)	【収入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	3,532	3,364	3,170	3,433	3,355	業務経費	1,603	1,535	1,511	1,298	1,271
	施設整備費補助金	48	44	-	42	0	施設整備費	48	44	19	42	0
	受託収入	393	336	265	282	282	受託経費	423	329	233	282	282
	補助金等収入	202	154	134	-	-	一般管理費	130	116	113	116	112
	寄附金収入	6	-	0	0	0	人件費	1,851	1,787	1,720	2,073	2,083
	諸収入	3	8	11	6	6						
	前年度よりの繰越金	-	-	131	45	103						
	合計	4,185	3,907	3,711	3,808	3,746	合計	4,055	3,812	3,596	3,811	3,749

2. 政独委における勧告の方向性(H22.11.26)の主な指摘事項及び取組状況(※)

① 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し

(上記指摘に対する取組状況)

4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げた。また、平成23年6月に4法人事務業務見直し連絡会を立ち上げ、研究支援業務のうち、共通性の高い業務を対象に、一体的実施が可能な業務の洗い出しを進めている。4法人における研究のパフォーマンスのさらなる向上に向け、組織の在り方、業務の実施方法を引き続き抜本的に見直すことにしている。

② オープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」について、利用促進

(上記指摘に対する取組状況)

『島嶼環境技術開発棟(ライシメーター等)運営要領』を改正し、オープンラボの利用料を徴収できるようにした。また、利用率を向上させるため、広報活動等による情報周知を強化しているが、利用料を求めない共同研究契約に基づく利用が多いため、利用料の徴収には結びつかなかった。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(研) 森林総合研究所

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	林野庁研究指導課、整備課、農村振興局農村整備官				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)					
沿 革	<p>明 38 農商務省山林局林業試験所として発足 → 昭 22 農林省林野局林業試験場に改編 → 昭 63 森林総合研究所に改編・名称変更</p> <p>平 13.4 独立行政法人森林総合研究所 } → 平 19.4 独立行政法人森林総合研究所 } → (※1) 一部業務承継</p> <p>平 13.4 独立行政法人林木育種センター } 統合</p> <p>平 15.10 独立行政法人緑資源機構 } → (※1) 一部業務承継</p> <p>(※1) 平 20.4 独立行政法人森林総合研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人</p>												
組織体制	<p>本部 (茨城県つくば市松の里 1)</p> <p>※林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所 (6)、育種場 (4)、森林保険センター、森林整備センター、整備局 (6)、水源林整備事務所 (32)</p>												
役職員数	<p>役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 5)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在)</p> <p>常勤職員数： 1,091 人 非常勤職員数： 381 人 (H27. 4. 1 現在)</p>												
法人の目的	<p>【国立研究開発法人森林総合研究所法第 3 条】</p> <p>森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。</p>												
業務の範囲	<p>【国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条及び附則第 6 条～第 12 条】</p> <p>① 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。</p> <p>② 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。</p> <p>③ 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。</p> <p>④ ①～③の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>⑤ 森林保険を行うこと。</p> <p>⑥ ⑤の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>⑦ 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業を行うこと。また、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理業務を行うこと。</p>												
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	
(単位：億円)	運営費交付金	100	91	88	95	94	業務経費	262	184	309	133	133	
	施設整備費補助金	3	20	10	1	2	施設整備費	3	20	10	1	2	
	研究開発補助金	3	2	2			研究開発補助金経費	3	2	2			
	業務収入	208	184	161	141	149	受託経費	12	10	7	8	9	
	受託収入	13	10	7	8	9	人件費	70	65	65	75	77	
	寄付金収入	0	0	0	0	0	一般管理費	55	46	44	47	49	
	諸収入	0	0	0	1	1	寄付金事業費	0	0	0			
	前中期目標期間繰越積立金	0	0	0	2	4	借入金償還	294	320	318	303	290	
	国庫補助金	273	202	322	160	145	支払利息	70	61	53	46	38	
	政府交付金	3	2	2	2	2	業務外支出	15	1	0	1	1	
	長期借入金	70	71	70	77	82	保険金					15	
	短期借入金	21	19	18			予算差異					-3	
	業務外収入	5	2	2	1	1							
	政府補給金	0	0	0	0	0							
	政府出資金	108	108	108	108	108							
	合 計	808	711	790	584	597	合 計	784	709	807	601	613	

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題を重点化。

（上記指摘に対する取組状況）

研究所は、「森林・林業再生プラン」や公共建築物等木材利用促進法など森林・林業政策上の優先事項を踏まえ、世界の森林の減少・劣化など地球規模の問題に留意し、森林資源の積極的活用と林業・山村の活性化、木材の利用を通じた低炭素社会の構築、森林の有する多面的機能の発揮など、多様な社会ニーズに対応した研究開発を推進するため、森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発に関わる課題、木材及び木質資源の利用促進に関わる課題、森林の多面的機能の発揮に関わる課題、林木の新品種開発と森林生物機能の高度利用に関わる研究課題について重点的に研究開発を行う。

② 研究課題の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止。

（上記指摘に対する取組状況）

第2期中期計画では中課題に位置づけられていた「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を平成22年度限りで廃止し、第3期中期計画では課題化を行わなかった。

③ 森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化。

（上記指摘に対する取組状況）

国立環境研究所と森林総合研究所の理事による会合を中期計画及び年度計画策定前に持ち、国環研が全球レベルでの陸域全体を対象とし、森林総研では森林を対象とすることなど、地球温暖化問題への対応のため、それぞれの研究所の役割を明確にして連携を強化していくこととした。なお、本会合は毎年度実施するほか、双方が参加するプロジェクト研究の推進、関連するシンポジウム等を開催するなど、連携の強化に努める。

④ 水源林造成事業においては、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底。

（上記指摘に対する取組状況）

- ・コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還している。なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直している。
- ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム（平成19年度～平成24年度）」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの削減に取り組み、最終年度の平成24年度において平成19年度と比較して15.5%の総合的なコスト構造改善を達成した。

⑤ 森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局（港区）については、本法人本所（つくば市）との統合を含め、移転・共用化を検討した上で実施。

（上記指摘に対する取組状況）

森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共有化については、本所と統合（本所に事務所を増築）した場合と東京都外の賃貸ビルに移転・共用化した場合との比較検討を行い、本所増築案よりも、賃貸ビルに移転・共用化した方が中・長期的にコストが低く、賃料の大幅削減が可能と判断されたことから、主務省庁や本所へのアクセス等の条件で問題のない物件を公募により選定し、平成23年10月末に移転・共用化した。

⑥ 水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を得る。

（上記指摘に対する取組状況）

平成27年度中に結論を得るよう検討を進めている。

（水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時までには結論を得る。（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））。

⑦ 職員宿舎 8 号（杉並区）、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国へ返納又は売却。

（上記指摘に対する取組状況）

事業の縮小に伴い使用予定のない職員宿舎 8 号（東京都杉並区高井戸西）を、一般競争入札により売却処分し、その譲渡収入 43,000 千円を平成 23 年 3 月 18 日付けで国庫納付を行った。また、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、平成 24 年 3 月に国へ返納（現物納付）した。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(中) 水産大学校

1. 法人の概要

所 管	農林水産省	主管課	水産庁増殖推進部研究指導課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～ 28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 16.4 朝鮮総督府釜山高等水産学校 → 昭 19.4 朝鮮総督府釜山水産専門学校 (昭 20.8 解散) 昭 21.5 農林省水産講習所下関分所 → 昭 22.4 農林省第二水産講習所 → 昭 27.4 農林省水産庁水産講習所 → 昭 38.1 農林省水産庁水産大学校 → 昭 53.7 農林水産省水産庁水産大学校 → 平 13.4 独立行政法人水産大学校 → 平 28.4 (研) 水産総合研究センターと統合予定											
組織体制	所在地：山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号 山口県熊毛郡平生町佐賀田名 (田名臨海実験実習場) 山口県宇部市大字小野字宮脇 8319 番地 2 (小野臨湖実験実習場)											
役職員数	役 員 数：理事長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数：172 人 非常勤職員数：31 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人水産大学校法第 3 条】 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする											
業務の範囲	【独立行政法人水産大学校法第 11 条】 ① 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。 ② 前号の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は 予算額) (単位：億円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	20	19	17	18	18	業務経費	5	5	6	6	6
	政府補助金等収入	0	0	0	-	-	教育研究業務費	1	1	2	1	2
	施設整備費補助金	2	2	-	2	2	練習船業務費	3	3	3	4	3
	船舶建造費補助金	-	-	-	-	19	学生部業務費	1	1	1	0	0
	受託収入	1	1	1	1	1	企画情報部業務費	0	0	0	0	0
	諸収入	6	6	6	5	5	政府補助金等事業費	0	0	0	-	-
	授業料収入	5	5	4	4	4	施設整備費	2	2	0	2	2
	その他収入	1	1	1	1	1	船舶建造費	-	-	-	-	19
	前年度よりの繰越金	-	0	2	1	2	受託経費	1	1	1	1	1
							一般管理費	2	2	2	2	2
							人件費	17	16	14	17	17
	合 計	29	28	25	27	48	合 計	28	26	23	27	48

2. 政独委における勧告の方向性 (H22. 11. 26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- 水産大学校が行っている水産に関する学理及び技術の教授及び研究については、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るなど、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について検討。

(上記指摘に対する取組状況)

- ・国立大学法人との連携強化により、本校の調査・研究を充実させ、その中で得られた知見を教育に反映することや、そこに参加する学生への教育効果を高めるべく、検討を行っている。さらに、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。
- ・東京海洋大学学生等が来校し、本校学生等との意見交換等の交流を行った他、「全国水産・海洋系学部等協議会練習船分科会」に教員を派遣して、情報を収集及び意見交換を行った。
- ・研究面においても、農林水産技術会議のプロジェクト研究において東北大学や東京海洋大学とともに実証研究を実施した。これらの最新の研究成果を教育に反映させるなど、教育効果の向上に資するような連携を行った。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(研) 水産総合研究センター

1. 法人の概要

所管	農林水産省	主管課	水産庁増殖推進部研究指導課	中長期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日(5年)							
沿革	<p>昭4.3 農林省水産試験場(昭18.11 農商省 → 昭20.8 農林省) →</p> <p>昭24.6 農林省水産研究所 → 昭53.7 農林水産省水産庁水産研究所</p> <p>昭54.3 農林水産省水産庁養殖研究所 → 平13.4 独立行政法人水産総合研究センター → 平27.4 国立研究開発法人に移行</p> <p>昭54.3 農林水産省水産庁水産工学研究所 → 平28.4 (中) 水産大学校と統合予定</p> <p>昭46.7 海洋水産資源開発センター → 廃止 (平15.10)</p> <p>昭38.4 社団法人瀬戸内海栽培漁業協会 → 昭54.7 社団法人日本栽培漁業協会 → 廃止 (平18.4)</p> <p>平13.4 独立行政法人さけ・ます資源管理センター → 統合</p>											
組織体制	<p>所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15階</p> <p>北海道区水産研究所(北海道札幌市豊平区)、東北区水産研究所(宮城県塩釜市)、中央水産研究所(神奈川県横浜市金沢区)、日本海区水産研究所(新潟県新潟市中央区)、国際水産資源研究所(静岡県静岡市清水区)、瀬戸内海区水産研究所(広島県廿日市市)、西海区水産研究所(長崎県長崎市)、増養殖研究所(三重県度会郡)、水産工学研究所(茨城県神栖市)、開発調査センター(神奈川県横浜市西区)</p>											
役職員数	<p>役員数：理事長(1)、理事(5人)、監事(常勤2)(H27.4.1現在)</p> <p>常勤職員数：930人 非常勤職員数：663人(H27.4.1現在)</p>											
法人の目的	<p>【国立研究開発法人水産総合研究センター法第3条】</p> <p>1. 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。</p> <p>2. 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。</p>											
業務の範囲	<p>【国立研究開発法人水産総合研究センター法第11条】</p> <p>1. 上記目的の1を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>① 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。</p> <p>② 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。</p> <p>③ 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。</p> <p>④ さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。</p> <p>⑤ 前記1. ①から④の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2. 上記目的の2を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>① 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと(次の②から④に掲げるものを除く。)</p> <p>② 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。</p> <p>③ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。</p> <p>④ 前記2. ①から③の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>3. 前記2. ②の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り、行うことができる。</p> <p>4. 前記1. 及び2. に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。</p> <p>5. 前記1. 2. 及び3. に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。</p>											
H23～27年度における決算額(H26、27は予算額)	【収入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	158	152	145	149	151	一般管理費	5	5	4	7	7
	政府補助金等収入	8	8	6	8	8	業務経費	62	65	68	71	70
	施設整備費補助金	5	35	42	2	3	政府補助金等事業費	8	8	6	8	8
	受託収入	30	27	28	28	28	施設整備費	5	35	42	2	3

(単位：億円)	諸収入	7	9	12	15	15	受託経費	31	27	28	28	28
	前年度からの繰越	2	4	11	5	4	人件費	91	80	81	91	94
							災害損失引当金	0	0	0	0	-
	合 計	210	235	245	206	209	合 計	202	220	230	206	209

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 試験研究・技術開発業務については、都道府県、民間企業、大学等との役割分担を踏まえ、一層の重点化。

（上記指摘に対する取組状況）

研究課題の設定に際しては、民間企業、都道府県及び大学等との役割分担を踏まえ、センターが真に実施する必要のあるものに限定した。

- ② 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」については、試験研究の重点化の観点から廃止。

（上記指摘に対する取組状況）

「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」は廃止した。

- ③ 海洋水産資源開発勘定の金融資産約21億円のうち、真に必要な緩衝財源（約10億円）を除いて国庫納付。

（上記指摘に対する取組状況）

海洋水産資源開発勘定では、真に保有する必要のある緩衝財源（約10億円）を除き、11億円を平成24年1月16日に国庫に納付した。

※取組状況は、農林水産省回答に基づく。

(中) 経済産業研究所

1. 法人の概要

所 管	経済産業省	主管課	経済産業政策局経済社会政策室				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 62.7 通商産業研究所 → 平 13.4 独立行政法人経済産業研究所											
組織体制	本部のみ (所在地) 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 11 階											
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 47 人 非常勤職員数： 35 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人経済産業研究所法第 3 条】 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人経済産業研究所法第 12 条】 ① 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。 ② 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 ③ 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。 ④ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	1,492	1,632	1,752	1,443	1,437	業務経費	1,087	1,079	1,109	1,681	1,232
	受託収入	5	5	8	4	0	調査及び研究業務経費	901	870	927	1,404	981
	普及業務関係収入	1	1	0	0	0	政策提言・普及業務経費	114	99	102	147	181
	寄附金収益	2	2	2	2	2	資料収集管理業務経費	72	110	81	130	70
	科学研究費間接費収入	11	5	3	5	2	受託経費等	4	5	7	4	0
	金利収入・雑収入	0	0	0	0	0	一般管理費	197	198	198	216	209
	前年度よりの繰越金	-	-	-	447	-						
	合 計	1,510	1,645	1,766	1,901	1,442	合 計	1,289	1,282	1,315	1,900	1,442

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

① 法人のミッションを実現する上で次期中期目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定め、次の経済産業政策に資する政策研究にリソースをより重点的に投入
(上記指摘に対する取組状況)

第 3 期中期目標においては、研究内容を重点化するため、下記の 3 つの視点を提示し、より経済産業政策に資する視点に沿った研究を行うこととした。

<重点的な視点>

1. 世界の成長を取り込む視点、2. 新たな成長分野を切り拓く視点、3. 社会の変化に対応し、持続的成長を支える経済社会制度を創る視点

また、中期目標において、定量的評価指標、定性的評価指標を設け、中期計画において、各定量的評価指標について達成すべき具体的水準を定めて、これに沿って、事業運営の実施、評価を行っている。

② 毎年度、運営費交付金債務残高が発生 (平成18年度～21年度：4.3億円) しており、予算規模を適正な水準まで縮小するとともに、研究プロジェクトの進行管理を厳格化
(上記指摘に対する取組状況)

理事長自らが予算の執行状況について四半期毎にチェックを行う等の取組を通じ、適切な予算執行を行っている。

中間報告会等において、研究の進捗状況等をレビューし、必要に応じて拡充、再編、中止等の弾力的な研究実施体制の見直しを図っているほか、外部有識者で構成された外部諮問委員会において、研究テーマの適切性、研究の進捗等について検証を行っている。

③ 分室については、廃止又は規模の縮減

(上記指摘に対する取組状況)

事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から必要面積の見直しを行い、平成 23 年 2 月に分室の移転を実施し、規模を縮小した。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約 40%削減された。

※取組状況は、経済産業省回答に基づく。

(中) 工業所有権情報・研修館

1. 法人の概要

所 管	経済産業省	主管課	特許庁総務部総務課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	明 17.6 農商務省工務局内商標登録所図書係 → 明 20.12 農商務省特許局庶務部内に図書館・陳列所 → 昭 27.8 万国工業所有権資料館 → 平 9.4 工業所有権総合情報館 → 平 13.4 独立行政法人工業所有権総合情報館 → 平 16.10 独立行政法人工業所有権情報・研修館											
組織体制	本部のみ（東京都千代田区霞が関 3-4-3 特許庁庁舎 2 階）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（H27.4.1 現在） 常勤職員数： 84 人 非常勤職員数： 54 人（H27.4.1 現在）											
法人の目的	【工業所有権情報・研修館法第 3 条】 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【工業所有権情報・研修館法第 11 条】 ① 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。 ② 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。 ③ 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 ④ 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用を促進するため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 ⑤ 工業所有権に関する相談に関すること。 ⑥ 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 ⑦ 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。 ⑧ ①～⑦の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額 (H26、27 は予算額)	運営費交付金	96	95	93	95	106	業務経費	75	76	75	98	95
	複写手数料収入	0	0	0	0	0	一般管理費	3	3	3	3	3
	研修受講料収入	1	1	1	1	1	人件費	7	7	6	8	8
	その他収入	0	0	0	0	0						
(単位：億円)												
	合 計	97	96	94	96	107	合 計	85	86	84	109	107

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① ①特許庁の審査・審判業務に必要な図書等を収集する審査・審判関係図書等整備業務、②委託を受けた関連公益法人が実施している和文・英文抄録の作成等を行う工業所有権情報普及業務については、特許庁自ら実施することを含め、抜本的に見直し。

（上記指摘に対する取組状況）

行政刷新会議のもとに設置された「独立行政法人改革に関する分科会（平成 23 年 9 月 15 日設置）」での検討の結果、同分科会の最終報告において「本法人は、国際条約上の設置が求められる中央資料館の運営、工業所有権情報の提供事業、特許庁職員の研修業務等を実施しており、引き続き現行と同様の運営が求められることから、成果目標達成法人として位置づけることが適当である。」と決定された。

② 特許庁業務・システム最適化計画に基づく新システムの稼働に伴い、一部の業務が廃止されることを踏まえ、計画的に組織・人員の削減等を実施。

(上記指摘に対する取組状況)

「特許庁業務・システム最適化計画」が平成25年3月に改定され、10年程度の期間をかけて段階的な刷新を図ることとされたことから最適化計画完了時に体制・職員の縮小が可能となるよう継続的に検討を進める。

同館においては、業務移管だけでなく、政府の新たな政策課題への対応、同館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のために組織見直しを行い、平成27年度から新たな業務運営組織の体制を刷新している。

③ 特許庁職員に対する研修は、特許庁自ら実施することを含め、抜本的に見直し。

(上記指摘に対する取組状況)

行政刷新会議のもとに設置された「独立行政法人改革に関する分科会(平成23年9月15日設置)」での検討の結果、同分科会の最終報告において「本法人は、国際条約上の設置が求められる中央資料館の運営、工業所有権情報の提供事業、特許庁職員の研修業務等を実施しており、引き続き現行と同様の運営が求められることから、成果目標達成法人として位置づけることが適当である。」と決定された。

④ 法人の在り方については、独法の形態で行うことが真に必要かつ効率的かについて、国の判断・責任の下で実施することを含めて検討し、抜本的に見直し。

(上記指摘に対する取組状況)

「独立行政法人改革に関する分科会(平成23年9月15日設置)」での検討の結果、同分科会の最終報告において「本法人は、国際条約上の設置が求められる中央資料館の運営、工業所有権情報の提供事業、特許庁職員の研修業務等を実施しており、引き続き現行と同様の運営が求められることから、成果目標達成法人として位置づけることが適当である。」と決定された。

※取組状況は、経済産業省回答に基づく。

(研) 国立環境研究所

1. 法人の概要

所 管	環境省	主管課	総合環境政策局総務課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 49.3 環境庁国立公害研究所 → 平 2.7 環境庁国立環境研究所 → 平 13.1 環境省国立環境研究所 → 平 13.4 独立行政法人国立環境研究所											
組織体制	本部 (茨城県つくば市小野川 16-2) 所外実験施設 (水環境保全再生研究ステーション、バイオ・エコエンジニアリング研究施設、生態系研究フィールド II、地球環境モニタリングステーション (波照間・落石岬)、陸別成層圏総合観測室、森林炭素収支モニタリングサイト)											
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 2)、監事 (非常勤 2) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 269 人 非常勤職員数： 619 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人国立環境研究所法第 3 条】 地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人国立環境研究所法第 11 条】 ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究を行うこと。 ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと。 ③ ①～②の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額	運営費交付金	135	119	117	118	121	業務経費	89	71	86	81	86
(H26、27	施設整備費補助金	3	5	2	4	3	施設整備費	1	6	6	4	3
は予算額)	受託収入	32	41	36	36	36	受託経費	33	39	38	36	36
(単位：億円)	その他収入	0	0	0	0	0	人件費	28	25	25	32	31
							一般管理費	4	4	5	5	4
	合 計	170	165	155	158	160	合 計	155	145	159	158	160

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- ① 次期中期目標においては、環境政策への貢献と国内外における環境研究の中核的役割を担う研究機関として、具体的責務及び戦略を明記。
(上記指摘に対する取組状況)
 - ・中核的研究機関としての連携機能の強化
国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を生かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能をさらに強化する。
 - ・環境政策立案等への貢献
政策貢献型の研究機関として、国環研の研究成果が、国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に貢献するよう、更なる取組の強化を行う。
- ② 地球温暖化対策研究については、森林総合研究所等関連する研究を行う他の機関との研究課題の重複を排除しつつ、連携を強化。
(上記指摘に対する取組状況)
森林総合研究所とは毎年双方の理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議している。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、定期的な会合を持つなど連携強化を図っている。

③ エコチル調査により得られたデータ等については、医療等他分野の研究にも最大限活用し得るよう仕組みを構築。

(上記指摘に対する取組状況)

エコチル調査により得られたデータの当該調査非関係者への提供については、データが固定されてから2年経過した後にデータ利用に関する承認の可否について必要な審査を行い、データを提供するという基本ルールが有識者による委員会において決定された。

④ 生態系研究フィールドⅡについては、研究終了後(平成27年度)速やかに国庫納付。(平成21年度簿価：18億円)

(上記指摘に対する取組状況)

第3期中期計画に基づき、生態系フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、終了後速やかに国庫納付する。

※取組状況は、環境省回答に基づく。

(研) 情報通信研究機構

1. 法人の概要

所 管	総務省	主管課	情報通信国際戦略局技術政策課	中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)
沿 革	昭 27.8 郵政省電波研究所 → 昭 63.4 郵政省通信総合研究所 → 平 13.1 総務省通信総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人通信総合研究所 …① 昭 54.8 通信・放送衛星機構 → 平 4.10 通信・放送機構 …② → (①、②統合) 平 16.4 独立行政法人情報通信研究機構 → 平 27.4 国立研究開発法人情報通信研究機構				
組織体制	本部所在地：東京都小金井市貫井北町 4-2-1 研 究 所：ワイヤレスネットワーク研究所 (神奈川県横須賀市)、ユニバーサルコミュニケーション研究所 (京都府精華町)、未来 I C T 研究所 (兵庫県神戸市) センター：耐災害 I C T 研究センター (宮城県仙台市)、鹿島宇宙技術センター (茨城県鹿嶋市)、テストベッド研究開発推進センター (東京都千代田区)、北陸 Star BED 技術センター (石川県能美市)、脳情報通信融合研究センター (大阪府吹田市)、沖縄電磁波技術センター (沖縄県恩納村) 電波送信所：おおたかどや山標準電波送信所 (福島県田村市)、はがね山標準電波送信所 (佐賀県佐賀市) 海外連携センター：アジア連携センター (タイ・バンコク)、北米連携センター (アメリカ合衆国・ワシントン)、欧州連携センター (フランス・パリ)				
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 5)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 404 人 非常勤職員数： 583 人 (H27.4.1 現在)				
法人の目的	【国立研究開発法人情報通信研究機構法第 4 条】 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。				
業務の範囲	【国立研究開発法人情報通信研究機構法第 14 条第 1 項】 ① 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。 ② 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。 ③ 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。 ④ 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。 ⑤ 無線設備 (高周波利用設備を含む。) の機器の試験及び較正を行うこと。 ⑥ ③から⑤の業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。 ⑦ ①、②及び⑥の業務に係る成果の普及を行うこと。 ⑧ 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。 ⑨ 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 ⑩ 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。 ⑪ 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。 ⑫ ①から⑪の業務に附帯する業務を行うこと。 【国立研究開発法人情報通信研究機構法第 14 条第 2 項】 ⑬ 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 53 号) 第 4 条に規定する業務 (※ 1) ⑭ 基盤技術研究円滑化法 (昭和 60 年法律第 65 号) 第 7 条に規定する業務 (※ 2) ⑮ 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律 (平成 13 年法律第 44 号) 第 4 条に規定する業務 (※ 3) ⑯ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法 (平成 2 年法律第 35 号) 第 6 条に規定する業務 (※ 4) ⑰ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 (平成 5 年法律第 54 号) 第 4 条に規定する業務 (※ 5)				

<p>(※1) 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成10年法律第53号）第4条に規定する業務</p> <p>1 特定公共電気通信システムの開発に必要なイに掲げる技術に関する研究開発とロからルまでに掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施すること。</p> <p>イ 通信・放送技術</p> <p>ロ 学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術</p> <p>ハ 農業に関する技術のうち農業土木その他の農業工学に係るもの</p> <p>ニ 運送関係行政事務に関する情報の管理の技術</p> <p>ホ 旅客の運送の事業において高齢者、身体障害者等に対して提供する情報の管理の技術</p> <p>ヘ 郵便事業の技術のうち特殊取扱とする郵便物の処理に関するもの</p> <p>ト 無線局免許関係行政事務に関する情報の管理の技術</p> <p>チ 電気通信をその手段とする犯罪の手口に関する情報の管理の技術</p> <p>リ 消防情報の管理の技術</p> <p>ヌ 漁業活動に関する情報の管理の技術</p> <p>ル 地方公共団体行政事務に関する情報の管理の技術</p> <p>2 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。</p> <p>3 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(※2) 基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）第7条に規定する業務</p> <p>民間において行われる基盤技術に関する試験研究を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>1 通信・放送基盤技術に関する試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>2 海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいすること。</p> <p>3 通信・放送基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>4 通信・放送基盤技術に関し調査すること。</p> <p>5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(※3) 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号）第4条に規定する業務</p> <p>1 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること。</p> <p>2 通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供すること。</p> <p>3 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(※4) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）第6条に規定する業務</p> <p>1 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>2 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。</p> <p>3 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>4 総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。</p> <p>5 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(※5) 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）第4条に規定する業務</p> <p>1 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>2 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。</p> <p>3 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>
---	--	---	---	--

H23～27年度に おける決算額 (H26、27は 予算額)	【収入】						【支出】					
	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算		H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	
(単位：百万円)	運営費交付金	30,281	29,365	29,676	28,071	27,387	事業費	25,316	26,708	26,369	26,940	26,225
	科学技術戦略推進費補助金	2	6	—	—	—	(研究業務関係経費)	(24,558)	(26,123)	(25,755)	(26,399)	(25,750)
	先導的創造科学技術開発費補助金	—	—	0	—	—	(通信・放送事業支援業務関係経費)	(536)	(519)	(566)	(493)	(430)
	施設整備費補助金	1,230	7,224	49,889	60	49	(民間基盤技術研究促進業務関係経費)	(206)	(50)	(49)	(48)	(45)
	情報通信利用促進支援事業費補助金	467	466	522	460	404	(通信・放送承継事業費)	(16)	(16)	(—)	(—)	(—)
	貸付回収金	67	15	—	—	—	施設整備費	1,230	9,803	53,358	1,880	2,391
	業務(事業)収入	155	159	146	136	84	受託経費	15,399	5,309	6,788	5,598	18,726
	受託収入	15,400	5,309	6,788	5,598	18,726	借入償還金	28	—	—	—	—
	その他の収入	756	395	386	335	311	支払利息	0	—	—	—	—
	合計	48,358	42,939	87,406	34,659	46,962	一般管理費	2,272	2,142	2,055	2,006	1,945
							合計	44,246	43,962	88,570	36,424	49,287

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 成果の早期発現による産業界における実用化支援や、国際標準化を意識した研究開発の推進による技術力強化による国際競争力強化に向けた研究開発の取組。
（上記指摘に対する取組状況）

イベントでの研究成果アピールや、実用化に近い技術の戦略的支援等の技術移転活動を効果的に実施している。特に、NICTが主導的に研究開発し標準化を推進した国際無線通信規格（Wi-SUN）等については、日本企業への技術移転活動に積極的に取り組んだ。また、研究成果のグローバル展開に向け、当面のターゲットとしてASEAN展開にも着手した。

ICT分野における国際競争力の強化に向け、海外研究機関等との研究協力や国際連携を推進し、機構の研究活動をグローバル化するとともに研究成果の国際展開を図った。また、Wi-SUNや多言語音声翻訳等を含む機構の研究成果について、IEEEやITU、APT等において国際標準化を推進し、これまでの中期計画期間中、研究成果を反映した国際標準を44件成立させるなど（平成23～平成26年度、26年度分の速報値を含む）、国際競争力の強化に向けた取組みを行った。

② 研究開発課題の 外部委託経費（平成 22 年度予算 62 億円）等の精査を行い、予算を縮減。

（上記指摘に対する取組状況）

「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」及び「安全・安心のための情報通信技術領域」については、平成 23 年度からの第 3 期中期目標期間の開始に際し、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」等の委託研究の廃止を行い、「自動音声翻訳技術」などの研究への重点化を行った。これにより、平成 23 年度概算要求において、外部委託経費全体として、5 分の 1 を超える、前年度比 20.1%減の予算縮減を行った。また、委託研究課題の評価、見直しを随時行っている。

③ 民間基盤技術研究促進事業及び情報通信ベンチャーへの出資業務に係る 繰越欠損金（それぞれ平成 21 年度末約 562 億円、約 29 億円）の解消に向け、委託・出資対象事業の運営改善に資する助言を積極的に実施。

（上記指摘に対する取組状況）

・民間基盤技術研究促進業務に係る繰越欠損金の解消に向け、受託者における事業化の進捗状況及び売上状況等を的確に把握・助言等を実施するため、平成 22 年度から事業化動向に精通した民間の事業化コンサルタントの協力を得て追跡調査を実施している。追跡調査においては、研究開発課題ごとに今後の事業化に向けた問題点や改善を要する点等を分析し、受託者に適切にフィードバックするほか、事業化のためのマッチング等の取組み（平成 23 年度以降）を行い、売上（収益）納付に係る業務を着実に実施している。

・情報通信ベンチャーへの出資業務に係る繰越欠損金の解消に向け、旧通信・放送機構が直接出資した法人の内、株式保有中の 2 社については、「中期経営計画、累損解消計画、年度事業計画、長期資金計画及び保守修繕計画」の策定等の指導を行い、また、年度決算、中間決算、月次決算等の報告等を通じて、各出資先法人の経営内容の把握に努めた。加えて、出資契約に基づく実地監査を行い、内部管理全般にわたる監督を強化し、繰越欠損金の解消に向けた取組を強化した。

④ アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、その必要性を検討の上、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化などによる経費削減。

（上記指摘に対する取組状況）

海外拠点の運営の効率化について検討し、パリ事務所については、平成 23 年 4 月から、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と事務所の共用を開始した。その後、日本原子力研究開発機構、科学技術振興機構及び宇宙航空研究開発機構とさらなる共用について合意し、平成 25 年 7 月に、同市内の別の場所にて 4 法人での事務所の共用を開始した。これら共用化により経費を削減した。また、タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボを平成 22 年度末のプロジェクトをもって廃止した。

⑤ 特許収入（平成 21 年度実績約 7.9 百万円）に比し権利維持費用（平成 21 年度実績約 33.9 百万円）が非常に高いことから、特許収入につながる可能性の判断の厳格化等による 保有コストの縮減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の拡大を図る。

（上記指摘に対する取組状況）

平成 23 年度に改訂した NICT 知的財産ポリシーに基づき、「特許検討会」において特許の要否判断をより適切に行っている。また、平成 23 年度に技術移転機能（TLO）を内製化するとともに、知的財産業務に係る組織改編を行い、技術移転業務の効率化を図った。さらに、研究所毎に担当技術移転コーディネーターを配置し、研究所と一体となった技術移転推進体制を整えた。こうした取り組みによって、特許の出願や維持をより厳選することで保有コストの削減を図りつつ、積極的に技術移転を進めることで実施許諾収入が増加傾向にある。

※取組状況は、総務省回答に基づく。

(中) 酒類総合研究所

1. 法人の概要

所管	財務省	主管課	国税庁課税部酒税課・鑑定企画官				中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日(5年)				
沿革	明37.5大蔵省醸造試験所→昭18.11大蔵省主税局醸造技術課→昭20.3大蔵省主税局醸造試験所→昭24.6国税庁酒税課醸造試験所→昭34.4国税庁醸造試験所→平7.7国税庁醸造研究所→平13.4独立行政法人酒類総合研究所											
組織体制	○広島事務所(広島県東広島市鏡山3-7-1) ○東京事務所(東京都北区滝野川2-6-30)											
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)(H27.4.1現在) 常勤職員数: 43人 非常勤職員数: 35人(H27.4.1現在)											
法人の目的	【独立行政法人酒類総合研究所法第3条】 酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人酒類総合研究所法第12条】 ① 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。 ② 酒類の品質に関する評価を行うこと。 ③ 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 ④ 上記①から③に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。 ⑤ 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 ⑥ 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。 ⑦ 上記①から⑥の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27年度に おける決算額 (H26、27 は予算額)	【収入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	1,074	1,018	965	956	954	業務経費	385	381	330	317	315
	受託収入	13	—	10	33	33	一般管理費	213	209	258	237	236
	自己収入	50	48	58	44	44	人件費	441	367	389	447	447
							受託経費	13	—	10	33	33
(単位: 百万 円)	合計	1,137	1,066	1,034	1,034	1,031	合計	1,052	957	987	1,034	1,031

2. 政独委における勧告の方向性(H22.11.26)の主な指摘事項及び取組状況(※)

① 分析・鑑定業務については、国税庁の税務行政に直結する業務に、より重点化。

(上記指摘に対する取組状況)

受託分析や浮ひょうの校正については、民間で実施すべきものは他の民間機関を紹介することとし、また、国税庁から依頼のある放射能分析などについては、適切に対応するため分析機器の整備を図ることで、分析・鑑定業務の重点化をしており、税務行政に直結する業務を着実に実施。

② 研究・調査業務については、行政ニーズに更に直結した分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に特化。

(上記指摘に対する取組状況)

分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる「酒類の品目判定等」、「酒類の安全性の確保」等を目的とした研究等に重点化し、着実に実施。なお、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進。

③ 品質評価業務及び講習業務については、民間による単独実施又は共催化。共催化できないものは、廃止。

(上記指摘に対する取組状況)

民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施への移行に向けて協議を実施。また、鑑評会における一般消費者向け公開行事を民間に移管。

④ 法人の在り方については、国の判断・責任の下で実施することを含めて検討。

(上記指摘に対する取組状況)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、中期目標管理型の法人として再整理されている。

※取組状況は、財務省回答に基づく。

(中) 航海訓練所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	海事局海技課	中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)							
沿 革	昭和 18.4 逓信省航海訓練所 → 昭 18.11 運輸通信省航海訓練所 → 昭和 20.5 運輸省航海訓練所 → 平成 13.1 国土交通省航海訓練所 → 平 13.4 独立行政法人航海訓練所 → 平 28.4 (中) 海技教育機構と統合予定											
組織体制	本部所在地：神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 神戸分室：1 か所（兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1） 乗船事務室：1 か所（東京都中央区勝どき 5 丁目 8-14） 練習船：5 隻（日本丸、海王丸、大成丸、銀河丸、青雲丸）											
役職員数	役 員 数：理事長（1）、理事（常勤 2）、監事（常勤 1、非常勤 1）（平成 27.4.1 現在） 常勤職員数：406 人 非常勤職員数：10 人（平成 27.4.1 現在）											
法人の目的	【独立行政法人航海訓練所法第 3 条】 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させること。											
業務の範囲	【独立行政法人航海訓練所法第 11 条】 ① 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと。 ② 航海訓練に関する研究を行うこと。 ③ 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額	運営費交付金	5,608	5,288	5,196	5,351	5,197	業務経費	1,814	1,763	1,922	1,773	1,924
(H26、27	船舶建造費補助金	450	450	450	-	-	船舶建造費	450	450	450	-	-
は予算額)	施設整備費補助金	-	-	-	46	31	施設整備費	-	-	-	46	31
	受託収入	0	1	1	-	-	受託経費	0	1	1	-	-
	業務収入	43	53	58	388	443	一般管理費	197	184	187	193	191
(単位：百万円)	その他の収入	193	197	319	-	-	人件費	3,830	3,589	3,462	3,773	3,525
	合 計	6,293	5,989	6,024	5,785	5,671	合 計	6,292	5,987	6,023	5,785	5,671

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

① 航海訓練所の練習船「大成丸」の代替に当たっては、燃費効率の高い船舶を導入するなどにより燃料費等 運航経費 を縮減。また、練習船隊の 要員 を縮減。

(上記指摘に対する取組状況)

練習船「大成丸」の代替に当たり内航に特化した小型ディーゼル船を導入し、旧大成丸と比較して燃料費を 39%、要員を 5 名縮減した。

② 訓練受託費の段階的な引き上げ、運航実務研修費用の見直し、教科参考資料の市販等により 自己収入 を拡大。また、船員の供給を受ける内航海運会社についても、受益者負担 を求めることを検討。

(上記指摘に対する取組状況)

- ・ 船員教育機関から徴収する訓練受託費（月額）を段階的に引上げ（平成 23 年度 7,000 円 → 27 年度 11,000 円）。
- ・ 運航実務研修の研修受託費（日額）を段階的に引上げ（平成 23 年度 4,000 円 → 27 年度 8,286 円）。
- ・ 教科参考資料の一般販売を平成 22 年度から開始。
- ・ 内航海運事業者の自社船を活用した乗船実習（社船実習）を平成 25 年度から導入。

③ 船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関 15 校及び民間海運会社の間で 人事交流を含めた連携を強化。

(上記指摘に対する取組状況)

船員教育機関及び海運会社等と平成 23 年度から平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日現在）において 289 名の人事交流を行うとともに、133 回の意見交換等を開催し、連携強化を図った。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(中) 海技教育機構

1. 法人の概要

所管	国土交通省	主管課	海事局海技課	中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日(5年)							
沿革	○ 昭20.4 海技専門学院 → 昭36.4 運輸省海技大学校 → 平13.1 国土交通省海技大学校 → 平13.4 独立行政法人海技大学校 ○ 昭14.7 通信省海員養成所 → 昭18.11 運輸通信省海員養成所 → 昭20.5 運輸省海員養成所 → 昭27.8 運輸省海員学校 → 平13.1 国土交通省海員学校 → 平13.4 独立行政法人海員学校			【統合】	→ 平18.4 独立行政法人海技教育機構 → 平28.4 (中) 航海訓練所と統合予定							
組織体制	本部所在地：静岡県静岡市清水区折戸3-18-1 海上技術学校：4校(国立小樽海上技術学校(北海道小樽市桜3-21-1)、国立館山海上技術学校(千葉県館山市大賀無番地)、国立唐津海上技術学校(佐賀県唐津市東大島町13-5)、国立口之津海上技術学校(長崎県南島原市口之津町丁5782)) 海上技術短期大学校：3校(国立宮古海上技術短期大学校(岩手県宮古市磯鶏2-5-10)、国立清水海上技術短期大学校(静岡県静岡市清水区折戸3-18-1)、国立波方海上技術短期大学校(愛媛県今治市波方町波方甲1634-1)) 海技大学校：1校(兵庫県芦屋市西蔵町12-24)											
役職員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1)(平成27.4.1現在) 常勤職員数：197人 非常勤職員数：108人(平成27.4.1現在)											
法人の目的	【独立行政法人海技教育機構法第3条】 船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人海技教育機構法第11条第1項】 ① 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。 ② 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。 ③ 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人海技教育機構法第11条第2項】 ④ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。											
H23～27年度に	【収入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額	運営費交付金	2,539	2,357	2,200	2,385	2,375	業務経費	389	378	481	409	338
(H26、27	施設整備費補助金	151	—	—	—	39	施設整備費	151	—	—	—	39
は予算額)	受託収入	39	35	27	28	28	受託経費	37	33	23	28	28
	業務収入	215	222	232	228	236	一般管理費	194	209	228	214	210
(単位:百万円)							人件費	2,030	1,842	1,711	1,990	2,063
	合計	2,944	2,614	2,459	2,641	2,678	合計	2,801	2,462	2,443	2,641	2,678

2. 政独委における勧告の方向性(H22.11.26)の主な指摘事項及び取組状況(※)

- ① 教育管理業務に 情報通信技術を活用 することにより、教育管理業務の効率化を図り、要員の合理化 を推進。

(上記指摘に対する取組状況)

平成23年度に教育管理業務の見直しを行い、業務情報の電子化、学校と本部の情報の共有化により効率化を図り、段階的に9名の事務職員の縮減を行った。

② 海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料について、段階的に引き上げることにより 自己収入を拡大。

また、海技大学が行う 船舶運航実務課程の講習 の実施に当たっては、講習に要した 費用負担の拡大 を海運会社、受講者に確実に求める。

(上記指摘に対する取組状況)

- ・海上技術学校の月額授業料を平成 23 年度 7,000 円から平成 26 年度公立高校並みの 9,900 円まで段階的に引上げ。
- ・海上技術短期大学の月額授業料を平成 23 年度 7,000 円から平成 27 年度 10,900 円まで段階的に引上げ。引き続き平成 30 年度までに国立専修学校並みの授業料まで引き上げる。
- ・海技大学が行う船舶運航実務課程の講習について、受講者数の増減の傾向等を見ながら適切に受講料を引上げ。

③ 船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関 15 校及び民間海運会社の間で 人事交流を含めた連携を強化。

(上記指摘に対する取組状況)

航海訓練所、船員教育機関及び海運会社等と平成 23 年度から平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日現在）において 69 名の人事交流を行うとともに、321 回の意見交換等を開催し、連携強化を図った。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(中) 航空大学校

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	航空局安全部運航安全課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	昭 29.7 運輸省航空大学校設立 → 平 13.1 国土交通省航空大学校 → 平 13.4 独立行政法人航空大学校											
組織体制	○本 校（宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 652 番地 2） ○帯広分校（北海道帯広市泉町西 9 線中 8 番地 12） ○仙台分校（宮城県岩沼市下野郷字新拓 1 番地 7）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、監事（常勤 1、非常勤 1）（H27. 4. 1 現在） 常勤職員数： 98 人 非常勤職員数： 23 人（H27. 4. 1 現在）											
法人の目的	【独立行政法人航空大学校法第 3 条】 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人航空大学校法第 11 条】 ① 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
(単位：百万 円)	合 計	3,912	2,724	2,914	2,855	2,970	合 計	3,631	2,900	2,878	2,855	2,970
	運営費交付金	2,304	2,012	1,985	2,028	2,069	業務経費	1,148	1,683	1,643	1,499	1,733
	施設整備費補助金	1,102	83	78	72	—	人件費	1,138	913	935	1,049	1,007
	業務収入	505	628	851	755	901	施設整備費	1,102	83	78	72	—
							一般管理費	243	221	223	235	230

2. 政独委における勧告の方向性（H22. 11. 26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 私立大学等民間の航空機操縦士養成機関が安定的な操縦士の供給源の一つとなるよう、訓練ノウハウの提供等引き続き 技術支援を実施。

（上記指摘に対する取組状況）

航空大学校と私立大学との間で技術支援に係る協力協定を締結し、座学資料の一部を提供するなど、航空大学校が有する訓練ノウハウの提供を通じて各種技術支援を行っている。

※私立大学との協力協定締結状況

東海大学（平成 24 年 2 月 27 日）、桜美林大学（平成 24 年 10 月 3 日）、法政大学（平成 25 年 10 月 2 日）、第一工業大学（平成 25 年 12 月 16 日）、千葉科学大学（平成 26 年 3 月 31 日）

② 独法化以降に航空大学校の卒業生の採用実績のある国内航空会社間の 負担が公平となるような仕組みを導入。また、新たな航空会社の受益者負担の導入に当たっては、適正な額となるよう具体的な 負担の程度を検討。

（上記指摘に対する取組状況）

航空会社の受益者負担については、平成 23 年度より、航空大学校の卒業生を採用した実績のある航空会社から受益者負担を導入。なお、平成 26 年度からは、航空会社間の負担割合をさらに公平にするため、負担額の算定方法を見直し。また、航空会社を含む航空大学校の受益者負担について、平成 23 年度からその負担割合を増加させ、平成 27 年度までに、直接訓練に必要となる経費の 2 分の 1（総経費の 3 分の 1）まで引き上げ。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(中) 交通安全環境研究所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	自動車局技術政策課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	大 5.7 通信省管船局船用品検査所 → 昭 2.11 通信省管船局船舶試験所 → 昭 20.5 運輸省船舶試験所 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所 (運輸省港湾局技術研究課、日本国有鉄道技術研究所の一部と統合) → (昭 37.4 運輸省港湾技術研究所が発足・分離) → 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所 → 昭 45.7 運輸省交通安全公害研究所 (船舶技術研究所より分離) → 平 13.1 国土交通省交通安全公害研究所 → 平 13.4 独立行政法人交通安全環境研究所 → 平 28.4 (中) 自動車検査独立行政法人と統合予定											
組織体制	所在地：(本所) 東京都調布市深大寺東町 7-42-27 (自動車試験場) 埼玉県熊谷市御稜威ヶ原 1-1											
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 93 人 非常勤職員数： 64 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人交通安全環境研究所法第 3 条】 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人交通安全環境研究所法第 12 条】 ① 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。 ② 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。 ③ 道路運送車両法第 63 条の 2 第 6 項及び第 63 条の 3 第 5 項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第 46 条に規定する保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。 ④ 道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第 46 条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。 ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	1,676	1,501	1,568	1,699	1,652	業務経費	141	145	137	159	166
	施設整備費補助金	230	159	1,284	341	930	審査経費	404	424	474	523	525
	受託収入(等)	486	507	548	498	498	施設整備費	230	159	1,284	341	930
	その他収入	41	37	31	-	-	受託(等)経費	486	507	500	472	472
							一般管理費	61	65	61	87	86
							人件費	1,012	781	812	956	901
	合 計	2,433	2,204	3,431	2,538	3,080	合 計	2,334	2,081	3,268	2,538	3,080

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- ① 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。

(上記指摘に対する取組状況)

自動車及び鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準の策定等に有効か否かの観点から研究課題を選定するとともに、研究成果の評価、活用方策の検討及び研究手法等の改善を促す行政が参画する研究課題選定・評価会議を設置し、事前評価結果を課題選定・実施に適切に反映することにより、重点化。

国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、交通安全環境研究所は自動車検査独立行政法人と統合するとされ、また、研究部門としての必要な機能が研究開発を主とした法人ではなくなることにより損なわれることがないよう、統合に当たっては、交通安全環境研究所の名称を維持し、代表権を有する役員を置くとともに、研究業務の特性を踏まえた目標設定・評価を行うなど弾力的な対応を行うこととされている。

- ② 民間の関連研究機関等との連携について、知見・技術の活用や人的交流を積極的に行うなど、技術基準の策定等を行っている独立行政法人としての中立性に留意しつつ、連携を強化。

(上記指摘に対する取組状況)

関連研究機関との連携強化については、中期計画に定めた上で実施。研究内容の重複を排除した上で、関連研究機関の知見・技術の活用を図るため、運輸横断的な研究に関するものも含めて共同研究を実施。さらに、外部の研究者及び研究生を受け入れ人的交流を推進。また、外国の研究機関とも研究協力に関する覚書を締結し、連携強化(平成23年度から平成26年度末までに81件(20.3件/年)の共同研究を実施、研究者等については78人(19.5人/年)受け入れ)。

- ③ 自動車アセスメント事業の当研究所への移管に当たっては、事業全体の効率化、トータルコスト削減につながる実施手法・体制を検討。また、検討に当たっては、事業移管による定量的な経費削減効果を明示。

(上記指摘に対する取組状況)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において引き続き自動車事故対策機構で実施するとされたことから、検討は終了。

- ④ 自動車審査業務及びリコール技術検証業務の見直しに当たっては、既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた業務実施体制を検討。

(上記指摘に対する取組状況)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において自動車検査独立行政法人と統合することとされた。

自動車審査業務に従事する技術者については、各職員の担当する審査項目や範囲をグループ横断的に登録管理する仕組みを調えることにより、業務の運営管理体制を強化し、部内の人材のより効果的な活用を図っている。リコール技術検証業務に従事する技術者については、自動車の設計、製造管理等に高度な知識・経験を有する者を効率的に活用し、適切な業務の実施に努めている。また、研究所内において研究者等の併任や情報共有等により業務の効率化及び質的な向上を図っている。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(中) 自動車検査独立行政法人

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	自動車局整備課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	国（運輸支局及び自動車検査登録事務所）が行ってきた自動車検査に関する業務のうち、保安基準（国が定める、自動車についての安全、環境に関する客観的な基準）に適合するかどうかの審査業務等を自動車検査独立行政法人に移管 → 平14.7自動車検査独立行政法人 → 平28.4（中）交通安全環境研究所と統合予定											
組織体制	所在地：（本部機関）東京都新宿区本塩町 8-2 住友生命四谷ビル 4 階 （中央実習センター 東京都八王子市滝山町 1-222-3） （地方機関）9 検査部（北海道、東北、関東、北陸信越、中部、近畿、中国、四国、九州） 84 事務所（北海道 6、東北 8、関東 22、北陸信越 5、中部 11、近畿 9、中国 5、四国 3、九州 12、沖縄 3）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤 3、非常勤 1）、監事（常勤 1、非常勤 1）（H27.4.1 現在） 常勤職員数： 818 人 非常勤職員数： 261 人（H27.4.1 現在）											
法人の目的	【自動車検査独立行政法人法第 3 条】 自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の検査に関する事務のうち、自動車が同法第 46 条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【自動車検査独立行政法人法第 12 条】 ① 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項に基づくものを除く。）を行うこと。 ② ①に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	910	883	830	828	1,174	審査経費	3,151	3,285	3,171	3,070	3,357
	施設整備費補助金	1,318	1,542	2,242	2,429	2,841	研修経費	47	42	61	81	76
	審査手数料収入	9,147	9,138	9,103	8,907	8,636	施設整備費	1,318	1,542	2,241	2,429	2,841
	その他収入	27	27	24	28	24	一般管理費	961	989	914	883	893
	前年度よりの繰越金	-	-	-	219	588	人件費	5,656	5,257	5,758	5,779	5,847
							審査手数料収納経費	155	157	152	153	161
							受託経費	12	13	11	0	0
							翌年度への繰越金	-	-	-	16	88
	合 計	11,401	11,591	12,199	12,411	13,263	合 計	11,300	11,285	12,307	12,411	13,263

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」の導入・運用を内容とする「検査の高度化」については、その効果について定量的に検証し、公表するとともに、引き続き業務運営を効率化。

（上記指摘に対する取組状況）

「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」を導入し「検査の高度化」について本格運用を開始するなど、検査後の二次架装や受検車両のすり替え等の不正受検の防止、及び受検者の待ち時間の縮減に努めてきた。不正な二次架装の防止等の「検査の高度化」の効果について効率性も含めて検証しており、今後その結果をホームページなどで公表予定。

- ② 指定整備率の向上や法人の業務の重点化等による今後の継続検査に関する業務量の縮減状況を踏まえ、検査コース数の削減、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員削減を含めた要員配置の見直し、国において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否について検討する際、事務所等の集約・統合化を検討。

（上記指摘に対する取組状況）

年度末繁忙期において受検者の待ち時間の増加状況が過度なものになっていないか等を勘案しつつ、ユーザーの利便性を考慮したうえで、検査業務の効率化・合理化を行い検査コース数を 318（平成 14 年 7 月時点）から 301（平成 23 年 4 月時点）、更に 298（平成 27 年 4 月時点）へ削減。引き続き、検査件数の推移、自動車の新技術の普及をはじめ検査業務を取り巻く状況の変化、安

全・環境基準等の強化への対応、不正受検防止を目的とした検査業務の高度化の状況や年度末繁忙期における受検者の待ち時間の増加等の負担を踏まえた上で、検査コース数の削減を検討。

総人件費改革に基づき今中期期間中に常勤職員 9 名を削減する要員配置の見直しを実施。引き続き、検査件数の推移、自動車の新技術の普及をはじめ検査業務を取り巻く状況の変化、安全・環境基準等の強化への対応や不正受検防止を目的とした検査業務の高度化の状況等を踏まえた上で、要員配置の見直しを検討していく。

事務所等の集約・統合化については、国において、自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否について検討する場合、自動車検査独立行政法人の事務所等についても併せて検討することとしている。

③ 経費削減の観点から、主たる事務所（本部）について東京都 23 区を除く地域への移転を早急に検討し、平成 23 年度中に結論を得る。

（上記指摘に対する取組状況）

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、交通安全環境研究所との統合及び自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管すること等が決定されている。これらを踏まえ、法人の統合及び登録関係業務の移管に支障をきたさないことを前提に、経費削減の観点を含め、総合的に検討を行うこととしている。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(研) 土木研究所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	大臣官房技術調査課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	大 10.5 内務省土木局道路材料試験所 → 大 11.9 内務省土木試験所 → 昭 23.7 建設省土木研究所 →（昭 24.7 元運輸省運輸建設工事本部技術員養成所を合併） → 平 13.1 国土交通省土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人土木研究所 …① 昭 12.8 土木部試験室（内務省北海道庁土木部所属） → 昭 22.9 北海道土木試験所 → 昭 26.7 北海道開発局土木試験所 → 昭 63.4 北海道開発局開発土木研究所 → 平 13.1 国土交通省北海道開発局開発土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人北海道開発土木研究所 …② →（①、②統合）平 18.4 独立行政法人土木研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人土木研究所											
組織体制	本部（茨城県つくば市） 自然共生研究センター（岐阜県各務原市） 雪崩・地すべり研究センター（新潟県妙高市） 寒地土木研究所（北海道札幌市）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（H27.4.1 現在） 常勤職員数： 449 人 非常勤職員数： 145 人（H27.4.1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人土木研究所法第 3 条】 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資すること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人土木研究所法第 12 条】 ① 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 ② 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。 ③ 委託に基づき、土木に係る建設技術に関する検定を行うこと。 ④ ①のほか、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。 ⑤ 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。 ⑥ ①から⑤の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額 (H26、27 は予算額)	運営費交付金	8,540	8,151	8,101	8,465	8,500	業務経費	3,767	3,789	4,148	3,782	3,744
	施設整備費補助金	1,030	675	1,674	435	431	施設整備費	1,030	675	1,674	435	431
	科学技術総合推進費補助金	5	—	—	—	—	科学技術総合推進費補助金	5	—	—	—	—
	受託収入	374	270	291	438	438	受託経費	347	257	292	425	425
	施設利用料等収入	49	86	140	57	57	人件費	4,010	3,647	3,772	4,191	4,296
	その他事業収入	9	9	10	—	—	一般管理費	564	531	645	563	530
	寄付金収入	604	2	1	—	—						
	雑収入	40	21	4	—	—						
(単位：百万 円)	合 計	10,651	9,212	10,223	9,395	9,426	合 計	9,722	8,898	10,532	9,395	9,426

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 技術基準策定関連等の研究に重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。

（上記指摘に対する取組状況）

国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映しうる成果を得ることを目指す重点的研究開発に、研究所全体の研究費の概ね 75%以上を充当し、重点化。また、平成 23 年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としている。

② 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関と連携するなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努める。

(上記指摘に対する取組状況)

関連研究機関の研究内容等を把握し、研究内容の重複の有無等について事前に検証した上で、適切な役割分担のもとで国内外の大学等の他の研究機関などとの共同研究・研究協力等の連携を積極的に推進。

③ 北海道開発局から移管された寒地技術推進室については、業務運営の効率化の観点等から 更なる集約化に努める。

(上記指摘に対する取組状況)

平成 23 年度に道央支所、24 年度に道南支所を寒地技術推進室に統合し廃止。

④ 土木研究所が保有する 別海実験場及び湧別実験場については、平成 23 年度に廃止し、国庫に納付。朝霧環境材料観測施設については、21 年度に一部廃止したところであるが、23 年度に国庫に納付。

(上記指摘に対する取組状況)

別海実験場については、公募手続きにより相手方を決定して売却し、平成 24 年 3 月に譲渡収入による国庫納付。湧別実験場については平成 23 年 12 月に現物による国庫納付。朝霧環境材料観測施設（一部）については平成 23 年 12 月に現物による国庫納付。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(研) 建築研究所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	大臣官房技術調査課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 17. 12 大蔵省大臣官房営繕課建築研究室 → 昭 21. 4 戦災復興院総裁官房技術研究所 → 昭 23. 1 建設院第二技術研究所 → 昭 23. 7 建設省建築研究所 → 平 13. 1 国土交通省建築研究所 → 平 13. 4 独立行政法人建築研究所 → 平 27. 4 国立研究開発法人建築研究所											
組織体制	○本部のみ (茨城県つくば市立原 1 番地)											
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数： 82 人 非常勤職員数： 64 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人建築研究所法第 3 条】 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資すること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人建築研究所法第 12 条】 ① 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 ② 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。 ③ 委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行うこと。 ④ ①のほか、委託に基づき、建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。 ⑤ 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき、特殊な建築物の設計を行うこと。 ※ 政令で定める公共的団体：独立行政法人、高速道路株式会社、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会 ⑥ 地震工学に関する研修生 (外国人研修生を含む。) の研修を行うこと。 ⑦ ①から⑥の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	1,745	1,664	1,692	1,745	1,734	業務経費	509	592	531	548	544
	施設整備費補助金	160	370	77	82	81	施設整備費	160	370	77	82	81
	受託収入	93	45	60	160	160	受託経費	91	43	59	155	155
	施設利用料等収入	54	60	64	42	42	人件費	956	850	880	966	963
							一般管理費	250	310	266	278	275
	合 計	2,052	2,138	1,893	2,029	2,018	合 計	1,966	2,164	1,813	2,029	2,018

2. 政独委における勧告の方向性 (H22. 11. 26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

① 民間では実施できない研究及び技術基準策定関連等の研究に重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。

(上記指摘に対する取組状況)

平成 22 年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化。また、平成 23 年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としている。

② 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関と連携するなどにより、研究業務の効率的かつ効果的な実施に努める。また、国際地震工学研修についても、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにした上で効率的・効果的な実施に努める。

(上記指摘に対する取組状況)

平成 22 年 11 月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成 23 年度開始の第 3 期中期計画に係る研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価。研究の実施に際しては、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効果的・効率的であると見込める場合には、共同研究協定を締結し、適切な役割分担の下で共同研究を実施。国際地震工学研修については、研修効果について平成 23 年度及び平成 26 年度にアンケートを実施し、途上国支援としての研修効果を定量的に明ら

かにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に努めている。

③ 知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努める。

(上記指摘に対する取組状況)

特許等の知的財産権については、その取り扱いに関する基本方針(知的財産ポリシー)を平成22年度に作成し、平成23年4月より同方針に基づく知的財産権の適切な取得・活用・管理に取り組み、客観性、公益性の確保に努めている。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(研) 海上技術安全研究所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	海事局海洋・環境政策課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	大 5.7 通信省管船局船用品検査所 → 昭 2.11 通信省管船局船舶試験所 → 昭 20.5 運輸省船舶試験所 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所 (運輸省港湾局技術研究課、日本国有鉄道技術研究所の一部と統合) → (昭 37.4 運輸省港湾技術研究所が発足・分離) → 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所 → (昭 42.7 運輸省電子航法研究所が発足・分離) → (昭 45.7 運輸省交通公害安全研究所が発足・分離) → 平 13.1 国土交通省船舶技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人海上技術安全研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人海上技術安全研究所 → 平 28.4 (研) 港湾空港技術研究所及び (研) 電子航法研究所と統合予定											
組織体制	○本部のみ (東京都三鷹市新川 6-38-1)											
役職員数	役 員 数 : 理事長 (1)、理事 (常勤 2)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数 : 218 人 非常勤職員数 : 104 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人海上技術安全研究所法第 3 条】 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資すること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人海上技術安全研究所法第 11 条】 ① 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。 ② 上記①に掲げる業務に係る成果を普及すること。 ③ 上記①の技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 ④ 上記①～③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	2,795	2,544	2,570	2,623	2,729	人件費	2,177	1,920	1,894	2,091	2,204
	施設整備費補助金	170	3	150	211	126	業務経費	570	603	670	525	520
	受託収入	526	842	1,383	478	521	施設整備費	170	3	150	211	126
	その他収入	90	103	98	42	42	受託経費	462	762	1,303	439	482
							一般管理費	89	86	81	88	86
(単位 : 百万円)	合 計	3,582	3,493	4,201	3,354	3,418	合 計	3,468	3,375	4,098	3,354	3,418

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- ① 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。

(上記指摘に対する取組状況)

第 3 期中期計画において、環境に関する基準策定に係る研究等政策課題への対応には必要不可欠な技術であるがビジネスの観点からは利用価値の低いものや先導的でリスクが高く民間での取り組みが困難なものであって、独立行政法人として一貫した取り組みが必要なものに重点化するとともに、これまでに研究を実施している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本方針」(平成 25 年 12 月閣議決定)により国土交通省所管の独立行政法人との関係は再整理されている。

- ② 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。

(上記指摘に対する取組状況)

第 3 期中期計画において、地球環境保全、海洋開発等の新たな社会的なニーズに対応するイノベーション技術の創成を目的とした研究開発を産学官が連携して効率的に実施するための「研究所の実験施設を核にしたイノベーション研究開発拠点の形成」を推進すること、大学、民間、他の公的研究機関等との有機的な連携を強化するためのコーディネーター機能を高めるとともに、民間研究者の

長期受入、施設貸与の柔軟化等のオープンラボ化を進めるなど、産学官が結集して行う研究開発の環境整備を推進することとしており、産学官連携主管を配置して連携を強化するとともに、オープンラボを設置した。

③ 特許等の知的財産権について、実施料の算定が適切なものとなっているか検証した上で、必要に応じて見直しを行い、自己収入を拡大。

(上記指摘に対する取組状況)

実施料の算定方法については、これまでに国土交通省所管の研究開発法人との比較検証を行い、適切なレベルであることを確認したほか、平成 24 年度において、当所が特許を取得した省エネ装置について、省エネによる経済的効果に基づく算定方式を新たに導入した。

④ 大阪支所については、地方公共団体等による中小企業支援策が実施されていることを踏まえ、地方公共団体等への業務の移管を含め、大阪支所の在り方について抜本的に見直し。

(上記指摘に対する取組状況)

大阪支所について、平成 25 年度にその機能を三鷹本所へ統合した。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(研) 港湾空港技術研究所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	港湾局技術企画課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	昭 21.5 鉄道技術研究所第 7 部港湾研究室 → 昭 24.6 運輸省港湾局技術研究課 → 昭 25.4 運輸省運輸技術研究所 → 昭 37.4 運輸省港湾技術研究所 → 平 13.1 国土交通省港湾技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人港湾空港技術研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人港湾空港技術研究所 → 平 28.4 (研) 海上技術安全研究所及び (研) 電子航法研究所と統合予定											
組織体制	○本部のみ（神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1）											
役職員数	役 員 数：理事長（1）、理事（1）、監事（常勤 1、非常勤 1）（H27. 4. 1 現在） 常勤職員数：100 人 非常勤職員数：24 人（H27. 4. 1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第 3 条】 港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人港湾空港技術研究所法第 11 条】 ① 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発を行うこと。 イ 港湾の整備、利用及び保全に関すること。 ロ 航路の整備及び保全に関すること。 ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。 ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。 ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。 ② 上記①イ～ホに掲げる事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発を行うこと。 ③ 上記①・②に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。 ④ 上記①イ～ホに掲げる事項に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 ⑤ 上記①～④に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	運営費交付金	1,248	1,196	1,174	1,218	1,226	業務経費	210	237	215	244	242
	施設整備費補助金	185	963	155	160	-	人件費	990	885	882	980	993
	受託収入	1,370	1,728	1,606	1,025	1,025	施設整備費	185	963	155	320	190
	その他の収入	73	110	119	76	76	受託関係経費	1,387	1,663	1,606	1,005	1,005
	前年度よりの繰越金	-	-	-	160	190	一般管理費	98	93	88	90	87
	合 計	2,876	3,997	3,054	2,639	2,517	合 計	2,870	3,841	2,946	2,639	2,517

2. 政独委における勧告の方向性（H22. 11. 26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 港湾及び空港の整備等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。

（上記指摘に対する取組状況）

他の独立行政法人等との重複排除を行うとともに、民間では実施されていない、実施が期待できない、実施がなじまない研究を実施することを明記し、研究テーマを第 2 期の 11 テーマから第 3 期は 9 テーマに重点化した。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において再整理されている。

② 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。

(上記指摘に対する取組状況)

調査研究の特化・重複排除等に関しては、その旨を第3期中期計画において「産学官との連携により、国内外の研究機関・研究者と、それぞれの知見や技術を活用しながら共同研究を推進し、効率的、効果的な研究業務の実施に努める。その際、研究の重複排除の観点からそれぞれの役割分担を明確にする。」と明記するとともに、平成23年度以降開始の研究開発課題の事前評価において、研究テーマ内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層で、研究目的や研究内容の妥当性等についての研究評価を実施しているところである。各委員会での審議内容及び指摘事項等については、研究計画や研究体制の見直しを行う等、速やかにフィードバックするとともに、研究所ホームページで公表している。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(研) 電子航法研究所

1. 法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	航空局交通管制部管制技術課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	昭 36.4 運輸省運輸技術研究所航空部電子航法研究室 → 昭 38.4 運輸省船舶技術研究所電子航法部 → 昭 42.7 運輸省電子航法研究所 → 平 13.1 国土交通省電子航法研究所 → 平 13.4 独立行政法人電子航法研究所 → 平 27.4 国立研究開発法人電子航法研究所 → 平 28.4 (研) 海上技術安全研究所及び (研) 港湾空港技術研究所と統合予定											
組織体制	本所：東京都調布市深大寺東町 7-42-23 岩沼分室：宮城県岩沼市下野郷字北長沼 4											
役職員数	役 員 数：理事長 (1)、理事 (1)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数：62 人 非常勤職員数：43 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人電子航法研究所法第 3 条】 電子航法 (電子技術を利用した航法をいう。) に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ること。											
業務の範囲	【国立研究開発法人電子航法研究所法第 11 条】 ① 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。 ② 上記①に掲げる業務に係る成果を普及すること。 ③ 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 ④ 上記①～③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
(単位：百万円)	運営費交付金	2,099	1,397	1,395	1,530	1,467	業務経費	591	790	1,329	811	802
	施設整備費補助金	139	103	50	74	61	施設整備費	139	66	50	74	61
	受託収入	60	51	103	151	151	受託経費	51	42	84	128	128
	その他の収入	4	3	20	-	-	一般管理費	45	44	42	43	42
	合 計	2,302	1,554	1,568	1,755	1,679	人件費	599	586	619	699	646
							合 計	1,424	1,527	2,124	1,755	1,679

2. 政独委における勧告の方向性 (H22. 11. 26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

① 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。 なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。

(上記指摘に対する取組状況)

当研究所では、航空利用者、航空機運航者、航空行政等のニーズの実現に必要な技術課題を解決するため、重点研究分野の 3 本柱「①飛行中の運航高度化」、「②空港付近の運航高度化」、「③空域を結ぶ技術、安全性向上技術」を中期計画及び年度計画に定め、研究開発を進めている。

② 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携を強化。 また、航空交通量の伸びが大きいと予測される アジア太平洋地域との航空管制機関及び研究開発機関等 との連携については、積極的に技術交流を推進。

(上記指摘に対する取組状況)

当研究所では、共同研究を積極的に推進することにより外部の研究者・技術者が持つ知見を活用し、当研究所だけでは実施不可能な研究課題にも積極的に取り組んでいる。また、双方の得意分野を持ち寄ることで相乗効果を生み出している。海外機関との連携では、ニース・ソフィアアンティポリ大学 (仏)、ブラウンシュバイク工科大学 (独)、NASA Ames 研究所 (米) とラングレー研究所との共同研究、及びフランス国立民間航空学院 (ENAC) からのインターンシップを受け入れている。

加えて、アジア諸国でも航空交通の混雑緩和など多くの共通課題に直面していることが認識されたことから、アジア諸国との技術交流を強化している。既に研究協力協定を締結していた韓国航空宇宙研究院 (KARI) に加え、平成 23 年には韓国交通研究院 (KOTI) と連携協定を締結。さらに日韓 CNS/ATM セミナーを開催。また、平成 24 年には中国航空局の要請により当研究所の紹介セミナーを開催

した。平成 26 年にはベトナム航空局において技術セミナーを開催した。また、CNS/ATM の分野ではアジア最大級の「国際ワークショップ」を主催しており、平成 25 年度に引き続き今年度も開催する予定である。

※取組状況は、国土交通省回答に基づく。

(中) 国立特別支援教育総合研究所

1. 法人の概要

所管	文部科学省	主管課	初等中等教育局特別支援教育課				中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日(5年)				
沿革	昭46.10 文部省国立特殊教育総合研究所 → 平13.1 文部科学省国立特殊教育総合研究所 → 平13.4 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 → 平19.4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所											
組織体制	本部のみ(神奈川県横須賀市野比5-1-1)											
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤1)、監事(非常勤2)(H27.4.1現在) 常勤職員数: 69人 非常勤職員数: 24人(H27.4.1現在)											
法人の目的	【独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第3条】 特別支援教育に関する研究のうち、主として実質的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第12条】 ① 特別支援教育に関する研究のうち主として実質的な研究を総合的に行うこと。 ② 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。 ③ ①の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。 ④ 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。 ⑤ 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。 ⑥ ①～⑤の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位: 百万 円)	【収入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・運営費交付金 ・平成24年度運営費交付金 ・平成23年度運営費交付金 ・施設費補助金 ・寄附金収入 ・雑収入 ・科研費間接経費 ・受託事業等 合計	1,082 48 24 0.1 13 5 2	939 48 19 1 11 7	883 40 21 36 12 8	981 5	1,087 5	・運営事業費 うち人件費 うち業務経費 うち一般管理費 ・施設整備費 ・寄附金 ・科研費間接経費 ・受託事業等 合計	1,046 741 249 57 24 3 5 2	958 653 247 57 19 4 7	909 561 257 91 21 3 8	985 644 293 48 53	1,091 666 398 27 53
		1,126	1,024	999	985	1,144		1,080	987	941	985	1,144

2. 政独委における勧告の方向性(H22.11.26)の主な指摘事項及び取組状況(※)

① 特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など 国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実質的な研究に一層の精選、重点化

(上記指摘に対する取組状況)

研究課題については、国の政策動向や国民に対する研究ニーズ調査などを踏まえ、研究基本計画等に従い、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえつつ、国の政策課題、教育現場の課題に対応した優先課題の選定を行うなど、一層精選、重点化して研究活動を展開している。

② 特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直し

(上記指摘に対する取組状況)

特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成23年度限りで本制度自体を廃止した。

③ リエゾンオフィス（芝浦）は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約（平成 21 年度賃借料約 2 百万円）

（上記指摘に対する取組状況）

平成 22 年度限りでリエゾンオフィスを廃止し、平成 23 年度から、面積を縮減（45 m²→20 m²）した上で、他法人とともに学術総合センターに集約した。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 大学入試センター

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	高等教育局大学振興課	中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)							
沿 革	昭 51.5 国立大学入試改善調査施設 → 昭 52.5 大学入試センター → 平 13.4 独立行政法人大学入試センター											
組織体制	本部のみ (東京都目黒区駒場 2-19-23)											
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27. 4. 1 現在) 常勤職員数： 91 人 非常勤職員数： 28 人 (H27. 4. 1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人大学入試センター法第 3 条】 大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) における教育の振興に資することを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人大学入試センター法第 13 条 1 項】 ① 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。 ② 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。 ③ 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。 ④ ①～③の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人大学入試センター法第 13 条 3 項】 ⑤ 上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・検定料 ・成績提供手数料 ・成績通知手数料 ・受託事業収入 ・その他 ・大学改革推進等補助金	9,904 826 334 1 371	10,213 836 336 1 24	9,979 857 341 1 27	9,718 796 335 13	9,967 837 335 19 90	・業務経費 うち人件費 うち試験実施経費 うちセンター試験情報提供経費 うち入学者選抜方法改善研究費 ・一般管理費 ・予備費 ・受託事業経費 ・大学改革推進等補助事業費	10,358 680 9,489 17 172 253 1	10,738 623 9,937 14 165 216 1	10,654 617 9,898 14 125 215 1	11,392 776 10,468 14 134 336 20	11,991 711 11,133 14 133 361 20 90
	合 計	11,436	11,410	11,205	10,862	11,248	合 計	10,613	10,995	10,869	11,748	12,462

2. 政独委における勧告の方向性 (H22. 11. 26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

① 大学入試センター研究者が行う調査研究については、大学入試センター試験の実施や大学入学者選抜方法の改善に係る調査研究に集中・特化

(上記指摘に対する取組状況)

平成 23 年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究等は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。

② 法科大学院適性試験の終了やハートシステム、ガイドブックによる進学情報の提供事業の廃止に伴う 要員の合理化

(上記指摘に対する取組状況)

平成 22 年度は、センターが実施する適性試験の終了に伴い、7 月 31 日をもって「適性試験課」を廃止するとともに、ハートシステム、国公私立大学ガイドブック及び大学ガイダンスセミナーの廃止による業務の縮小に伴い、平成 23 年 3 月 31 日をもって「情報課」を廃止した。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

	合 計	11,411	11,899	11,966	10,725	10,609	合 計	10,817	10,975	10,817	10,725	10,609
--	-----	--------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	--------	--------

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

① 地方27施設の自治体・民間への移管等について、具体的な数値目標や時期及び方法を定めた行程表の作成に取り組むとともに、移管が整わなかった場合の対応を明らかにするなど、厳格な進行管理を行い着実に推進

（上記指摘に対する取組状況）

自治体・民間への移管については、文部科学省が平成22年8月に自治体及び民間団体へアンケート調査を実施し、いずれも移管の受入は困難という回答。また、その後も自治体へのヒアリング等を行ったが、厳しい財政事情等の理由から移管は受入られないという回答であった。

この結果を受けて、文部科学省が設置した「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」において、「現時点では移管は困難」とした上で（平成23年2月）、自治体・民間以外の主体による「新しい公共」型管理運営の導入について提言した。この提言を踏まえ、国立青少年教育振興機構内に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、検討を開始した。

機構では同会議の検討内容を踏まえ、平成23年9月からは、実際に、民間から所長に登用された2施設で青少年団体、NPO、地元企業、学校、地元自治体、地域住民から構成される「新しい公共」型管理運営の試行実施を開始（平成25年4月からは本格実施へ移行）し、その後、平成25年1月からは、新たに5施設で試行実施を約2年間行った。

さらに、平成27年度からは、他の施設においても、地域の実情に即し、地元自治体等と連携した効果的・効率的な管理運営に取り組むことを予定している。

また、文部科学省が委託調査として行った「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」において、効果的・効率的な運営等の検討について、文部科学省の協力を行った。

なお、平成25年度の同基本調査において再度アンケート調査やヒアリングを行ったが、移管の受入が可能とした回答はなかった。

② 地方27施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間にあっても、企画事業については、国の政策課題に対応した、公立施設等において活用される 先導的・モデル的体験活動事業等に厳選・特化

（上記指摘に対する取組状況）

青少年教育に関する先導的・モデル的なプログラム開発を目的として、①豊かな人間性を育むための様々な体験活動に関する事業、②不登校、引きこもりや児童養護施設の子供等、困難を有する青少年を支援する事業及び③その他、青少年の課題や国の政策課題に対応した青少年の体験活動に関する事業を企画、実施した。平成23～25年度における事業数は299事業、参加者数は24,474人であり、満足度は平均98.0%であった（平成26年度実績については集計中）。

また、事業の企画段階から関係機関・団体と連携し、地域のニーズや課題を踏まえながら実施している。

成果の普及に当たっては、報告書を作成し、ホームページに掲載するとともに、配布先の関係機関等を明確にした計画的な配布を行ったほか、各教育施設において、教育機関、青少年団体等を訪問し、具体的な事業内容の説明や協力依頼を行っている。

さらに、平成26年度から、成果を意図的に公立青少年教育施設等に普及させるため、報告書等による発信にとどまらず、実際に公立青少年教育施設等でプログラム等が実施されるまでを企画とする、「特別事業」を実施している。

なお、本部において、既存の事業についてはその存続の必要性について検討を行い、事業の見直しを行っている。

③ 地方27施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間にあっても、自己収入の確保及び受益者負担の観点から、各種施設の利用料金、活動プログラムに係る費用等の設定を見直し

（上記指摘に対する取組状況）

施設使用料、活動プログラムに係る費用等の設定について定期的に見直しを行っている。平成22年4月1日から研修活動の実施に係る経費について受益者負担を導入したほか、平成23年10月オリセン施設使用料の一部値上げをして以降定期的に施設使用料等の見直しを行っている。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 国立女性教育会館

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局男女共同参画学習課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	昭 52.7 国立婦人教育会館設置（文部省の附属機関） 平 13.1 国立女性教育会館に改称 → 平 13.4 独立行政法人国立女性教育会館設立											
組織体制	本部のみ（埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（非常勤2）（H27.4.1 現在） 常勤職員数： 23 人 非常勤職員数： 15 人（H27.4.1 現在）											
法人の目的	【独立行政法人国立女性教育会館法第 3 条】 女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人国立女性教育会館法第 11 条第 1 項】 ① 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。 ② ①の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。 ③ ①の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。 ④ 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。 ⑤ 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 ⑥ 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 ⑦ ①～⑥の業務に附帯する業務を行うこと。 【独立行政法人国立女性教育会館法第 11 条第 2 項】 ⑧ ①～⑦の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第 1 号の施設を一般の利用に供することができる。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額	・ 運営費交付金	562	530	530	522	540	・ 業務経費	327	352	370	363	360
(H26、27	・ 入場料等収入	84	99	115	126	129	うち研修関係	237	274	312	255	268
は予算額)	・ 受託収入	21	5	5	5	5	うち調査・研究関係	13	9	11	26	31
	・ 寄附金収入	7	0.7	0.8			うち情報関係	76	69	47	82	61
	・ 施設整備費補助金					144	・ 受託経費	21	5	5	5	5
(単位：百万							・ 一般管理費	276	259	253	285	309
円)							うち人件費	176	163	160	189	187
							・ 施設整備費補助金					144
	合 計	675	635	652	653	818	合 計	624	616	627	653	818

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 研修事業については、研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映（上記指摘に対する取組状況）

平成 23 年度から地方公共団体向け研修対象者を行政担当者から責任者に限定し、研修内容についてもリーダーに求められるマネジメントに関する内容に焦点化するなど対象者や課題を厳選している。研修効果の普及状況を把握するために、研修半年後に実施している研修成果の活用に関するフォローアップ調査について、平成 22 年度から研修プログラム中にフォローアップの重要性を説明する等、趣旨の適切な理解を促し回収率の向上を図った。また、フォローアップアンケートからの参加者のニーズを把握し、事業内容に反映させた。

- ② 同会館の施設設備等について、研修に真に必要な施設への限定及び維持管理費の縮減の観点から見直し、供用廃止等必要な措置を講ずるとともに、不要な敷地は埼玉県に返却することにより土地借料を削減

(上記指摘に対する取組状況)

平成23年に草原運動場、テニスコート(3面)を含む役36,000㎡を埼玉県に返還済み。これにより土地借料は41,946千円から18,086千円に削減された。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 国立科学博物館

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	生涯学習政策局社会教育課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	明 10.1 文部省教育博物館 → 明 14.7 文部省東京教育博物館 → 明 22.7 高等師範学校附属東京博物館 → 大 3.6 文部省東京教育博物館 → 大 10.6 文部省東京博物館 → 昭 6.2 文部省東京科学博物館 → 昭 24.6 文部省国立科学博物館 → 平 13.1 文部科学省国立科学博物館 → 平 13.4 独立行政法人国立科学博物館											
組織体制	本部 (上野本館) (東京都台東区上野公園 7-20) 附属自然教育園 (東京都港区)、筑波実験植物園 (茨城県つくば市)											
役職員数	役 員 数： 館長 (1)、理事 (常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 125 人 非常勤職員数： 124 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人国立博物館法第 3 条】 博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人国立博物館法第 12 条】 ① 博物館を設置すること。 ② 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。 ③ 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。 ④ 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 ⑤ ①の博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。 ⑥ ③及び④の業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。 ⑦ ③及び④の業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 ⑧ 自然史に関する科学及びその応用に関する調査及び研究の指導、連絡及び促進を行うこと。 ⑨ ①～⑧の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・ 運営費交付金	3,385	2,935	2,773	2,783	2,765	・ 業務経費	2,457	1,936	2,411	1,508	1,508
	・ 施設整備費補助金等	3,062	216	788	-	-	うち展示関係経費	759	819	1,032	688	711
	・ 研究開発施設共用等促進費補助金	25	24	26	-	-	うち研究関係経費	1,447	839	1,075	632	611
	・ 入場料等収入	857	880	887	412	416	うち教育普及関係経費	251	277	304	188	186
	・ 目的積立金取崩	75	-	-	-	-	・ 一般管理費	555	584	568	611	611
							・ 人件費	1,083	978	963	1,076	1,062
							・ 施設整備費	3,062	216	788	-	-
							・ 研究開発施設共用等促進費	25	24	26	-	-
	合 計	7,406	4,057	4,475	3,195	3,181	合 計	7,223	3,740	4,758	3,195	3,181

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- ① 経常研究について、研究テーマの選定、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において国立科学博物館のミッションを的確に踏まえたものとなるよう 外部研究者を交えた評価を行うなど、組織的ガバナンスを強化

(上記指摘に対する取組状況)

平成 23 年 2 月に外部有識者を加えた研究評価委員会を開催し、第 3 期中期目標期間中の基盤研究のテーマ設定について評価を行った。

平成 23 年度からは外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。平成 23 年 5 月、平成 25 年 3 月、平成 26 年 3 月にそれぞれ外

部評価委員会を開催し、基盤研究及び総合研究についての中間評価、終了時評価等を行い、目標通り達成されていると評価を得た。評価結果はホームページで公表した。

② 新宿分館の研究業務等の筑波地区への移転に伴う 新宿分館地区の土地処分及び産業技術史資料情報センターの筑波地区への移転に伴う同センター設置場所に係る賃貸借契約の解消を早期に実施
(新宿分館の土地・建物：平成 21 年度簿価約 53 億円、センター賃借料：21 年度約 18 百万円)

(上記指摘に対する取組状況)

筑波地区への移転については、平成 23 年度に完了し、新宿分館地区の不動産については、平成 25 年 3 月 29 日に国庫納付した。産業技術史資料情報センターについては、筑波地区へ移転し、23 年度に賃貸借契約を解消している。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 国立美術館

1. 法人の概要

所管	文部科学省	主管課	文化庁文化部芸術文化課				中期目標期間	平成23年4月1日～28年3月31日(5年)				
沿革												
組織体制	本部(東京国立近代美術館)(東京都千代田区北の丸公園3-1) 京都国立近代美術館(京都府京都市左京区)、国立西洋美術館(東京都台東区)、国立国際美術館(大阪市北区)、国立新美術館(東京都港区)											
役職員数	役員数: 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(非常勤2)(H27.4.1現在) 常勤職員数: 102人 非常勤職員数: 132人(H27.4.1現在)											
法人の目的	【独立行政法人国立美術館法第3条】 美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人国立美術館法第11条】 ① 美術館を設置すること。 ② 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 ③ ②の業務に関連する調査及び研究を行うこと。 ④ ②の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 ⑤ ②の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 ⑥ ①の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。 ⑦ ②から⑤までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。 ⑧ ②から⑤までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 ⑨ ①～⑧の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位:百万 円)	【収入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・運営費交付金 ・展示事業収入 ・寄附金収入 ・施設整備費補助金	5,972	7,701	7,545	7,460	7,471	・運営事業費 ・管理部門経費 うち人件費 うち一般管理費 ・事業部門経費 うち人件費 うち展覧事業費 うち調査研究事業費 うち教育普及事業費 ・施設整備費	292	282	262	8,566	8,577
	合計	14,177	14,207	14,285	12,162	12,082	合計	14,009	13,700	14,032	12,162	12,082

2. 政独委における勧告の方向性(H22.11.26)の主な指摘事項及び取組状況(※)

- 教育普及事業として公私立美術館の学芸担当職員を対象に実施している キュレーター研修 について、低調な参加実績を踏まえ、ナショナルセンターとして国立美術館が有する専門知識や技術を全国に普及していくための研修となるようその 在り方を見直し
(上記指摘に対する取組状況)

参加者の増を図るべく、各都道府県教育委員会及び美術館等約400件に対して当該研修に関するアンケート調査を実施。その結果を踏まえ研修内容等に係る受入館の情報や公募時期の適正化等について改善するとともに、公募リストを見直し全国美術館会議に不参加の大学美術館を新たに公募リストへ追加した。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 国立文化財機構

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	文化庁文化財部美術学芸課	中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)
沿 革	<p>明 5.3 文部省博物館 → 明 6.3 太政官正院博覧会事務局 → 明 8.3 内務省所管博物館 → 明 14.4 農商務省所管博物館 → 明 19.3 宮内省所管博物館 → 明 22.5 帝国博物館 → 明 33.7 東京帝室博物館 → 昭 22.5 文部省所管国立博物館 → 昭 25.8 文化財保護委員会所管国立博物館 → 昭 27.4 東京国立博物館 → 昭 43.6 文化庁所管東京国立博物館</p> <p>明 22.5 帝国京都博物館 → 明 33.7 京都帝室博物館 → 大 13.2 恩賜京都博物館 → 昭 27.4 文化財保護委員会所管京都国立博物館 → 昭 43.6 文化庁所管京都国立博物館</p> <p>明 22.5 帝国奈良博物館 → 明 33.7 奈良帝室博物館 → 昭 22.5 文部省所管国立博物館奈良分館 → 昭 25.5 文化財保護委員会所管国立博物館奈良分館 → (*1) → 昭 27.8 奈良国立博物館 → 昭 43.6 文化庁所管奈良国立博物館</p> <p>平 17.4 独立行政法人国立博物館九州国立博物館</p> <p>昭 5.6 帝国美術院附属美術研究所 → 昭 22.5 国立博物館附属美術研究所 → 昭 27.4 東京文化財研究所 → 昭 29.7 東京国立文化財研究所 → 昭 43.6 文化庁所管東京国立文化財研究所 → (*2) 昭 27.4 奈良文化財研究所 → 昭 29.7 奈良国立文化財研究所 → 昭 43.6 文化庁所管奈良国立文化財研究所</p> <p>(*1) → 平 13.4 独立行政法人国立博物館 → 平 19.4 独立行政法人国立文化財機構 → (平 23.10 アジア太平洋無形文化遺産研究センター設置) (*2) → 平 13.4 独立行政法人文化財研究所</p>				
組織体制	<p>本部 (東京国立博物館) (東京都台東区上野公園 13-9) 京都国立博物館 (京都府京都市東山区)、奈良国立博物館 (奈良県奈良市)、九州国立博物館 (福岡県太宰府市)、東京文化財研究所 (東京都台東区)、 奈良文化財研究所 (奈良県奈良市)、アジア太平洋無形文化遺産研究センター (大阪府堺市)</p>				
役職員数	<p>役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 2、非常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 329 人 非常勤職員数： 367 人 (H27.4.1 現在)</p>				
法人の目的	<p>【独立行政法人国立文化財法第 3 条】 博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>【独立行政法人国立文化財法第 12 条第 1 項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 博物館を設置すること。 ② 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 ③ ②の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 ④ ①の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。 ⑤ 文化財に関する調査及び研究を行うこと。 ⑥ ⑤に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ⑦ 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 ⑧ ②、③、⑤、⑥及び⑦の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設 (⑨において「地方公共団体等」という。) の職員に対する研修を行うこと。 ⑨ ②、③、⑤、⑥及び⑦の業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 ⑩ ①～⑨の業務に付帯する業務を行うこと。 <p>【国立文化財法第 12 条第 2 項】</p> <p>⑪ ①～⑩の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は博物館をこれらの利用に供することができる。</p>				

H23～27年度に おける決算額 (H26、27 は予算額)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	(単位：百万 円)	・運営費交付金 ・施設整備費補助金 ・文化芸術振興費補助金 ・政府開発援助ユネスコ 活動費補助金 ・展示事業収入 ・受託収入 ・その他寄附金等	7,941	7,366	8,391	8,239	8,441	・運営事業費 ・管理経費 うち人件費 うち一般管理費 ・事業部門経費 うち人件費 うち調査研究事業費 うち情報公開事業費 うち研修事業費 うち国際研究協力事 業費 うち展示出版事業費 うち展覧事業費 うち教育普及事業費 ・施設整備費 ・文化芸術振興費 ・政府開発援助ユネスコ 活動費 ・受託事業費	8,952	8,855	9,720	9,562
	合 計	14,421	20,059	17,274	12,578	12,710	合 計	13,878	19,749	17,175	12,578	12,710

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

○ 一般管理業務について、効率的な運営を確保する観点から、公用車の運転業務など外部委託できる業務の精査を引き続き行い、計画的にアウトソーシング

（上記指摘に対する取組状況）

- ・全ての施設において、電気設備保守業務、機械設備保守業務、昇降機設備保守点検業務、売札業務、各種事務補助作業、清掃業務、構内樹木等維持管理業務等について、民間委託を実施している。
- ・博物館は警備・展示室監視等業務の大部分を民間委託している。また、研究所は警備業務の全てを民間委託している。
- ・博物館の来館者サービスに関しては、インフォメーション業務、図書・写真資料を閲覧等の利用に供するサービス及び図書整理業務等について民間委託を実施している。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 教員研修センター

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	初等中等教育局教職員課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)				
沿 革	国 (文部省 (平 13.1 文部科学省)) が行ってきた教職員に対する研修等に関する業務を独立行政法人教員研修センターに移管。 → 平 13.4 独立行政法人教員研修センター											
組織体制	本部 (茨城県つくば市立原 3)、東京事務所 (東京都千代田区一ツ橋 2-1-2)											
役職員数	役 員 数 : 理事長 (常勤 1)、理事 (常勤 1)、監事 (非常勤 2) (H27.4.1 現在) 常勤職員数 : 38 人 非常勤職員数 : 16 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【独立行政法人教員研修センター法第 3 条】 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【独立行政法人教員研修センター法第 10 条】 ① 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 ② 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 ③ ①～②の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位 : 百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・ 運営費交付金	1,123	992	985	963	1,005	・ 一般管理費	304	244	232	207	201
	・ 施設整備費補助金	173	155	155	276	242	うち研修支援管理費	304	244	232	207	201
	・ 自己収入	179	153	154	144	146	・ 業務経費	543	443	385	473	527
							うち研修事業費	543	443	385	473	527
							・ 人件費	392	385	430	403	422
							・ 施設整備費	173	155	155	276	242
							・ 特殊要因経費	—	—	—	24	0
	合 計	1,474	1,301	1,295	1,384	1,392	合 計	1,413	1,227	1,202	1,384	1,392

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- 学校管理研修について、国の教育政策上 真に必要な研修に厳選、特化し、都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については 国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直し

(上記指摘に対する取組状況)

独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成 25 年 12 月 24 日、閣議決定) において、「教員研修センターについては、間接業務を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修機会の拡大を平成 26 年度から実施する。」とされている。

そのため、まずは効率化の観点から「勧告の方向性」に対する取組として、平成 22 年度実施の 24 研修について、国として真に実施すべき研修事業を精選し、第 4 期中期計画において、①他の研修に統合や廃止等 (7 研修)。②研修内容を全面的に見直し (1 研修)、③コースの新設、ブロック開催等を見直し (6 研修) などを行った (平成 23 年度実施は 21 研修)。加えて、毎事業年度において実施する各研修の研修内容、受講対象、日数、人数等について、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行い、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定めることとしている。

更に、機能強化の観点から、初めての「教育長セミナー」を開催 (平成 27 年 2 月 21 日・22 日) するほか、平成 27 年度新規事業として、アクティブ・ラーニングなどの次世代型教育を支える推進センターを設置し、ネットワーク型の仕組みを整備した。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(研) 物質・材料研究機構

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	研究振興局基盤研究課				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 3 1 日 (5 年)				
沿 革	昭 31.7 科学技術庁金属材料技術研究所 → 平 13.1 文部科学省金属材料技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人物質・材料研究機構 (平 27.4 国立研究開発法人に移行) 昭 41.4 科学技術庁無機材質研究所 → 平 13.1 文部科学省無機材質研究所											
組織体制	千現地区 (茨城県つくば市千現 1-2-1)、並木地区 (茨城県つくば市並木 1-1)、桜地区 (茨城県つくば市桜 3-1-3)											
役職員数	役 員 数： 理事長 (1)、理事 (常勤 3)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27.4.1 現在) 常勤職員数： 862 人 非常勤職員数： 643 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人物質・材料研究機構法第 4 条】 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人物質・材料研究機構法第 15 条】 ① 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ④ 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ⑤ ①～④の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・運営費交付金	13,624	13,011	12,850	12,329	11,918	・運営費交付金事業	13,000	14,038	13,844	12,720	12,309
	・補助金等	1,504	1,472	1,422	1,448	1,448	一般管理費	1,516	1,464	1,525	1,233	1,161
	・施設整備費補助金	4,686	306	3,464	747	—	うち人件費	663	690	642	542	492
	・自己収入	878	768	829	391	391	うち物件費	853	774	883	691	669
	・受託事業収入等	3,600	4,394	8,091	3,028	3,028	業務経費	11,483	12,574	12,318	11,488	11,148
	・設備整備費補助金	—	—	2,751	—	—	うち人件費	4,350	4,319	3,922	4,925	5,064
							うち物件費	7,133	8,255	8,396	6,563	6,084
							補助金事業	1,478	1,504	1,434	1,448	1,448
							施設整備費	4,686	306	3,464	747	—
							受託業務費	3,600	4,394	8,091	3,028	3,028
							設備整備費	—	—	2,747	—	—
	合 計	24,291	19,950	29,408	17,943	16,784	合 計	22,763	20,241	29,579	17,943	16,784

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

- ① 目黒地区事務所を廃止するとともに、跡地を国庫納付し、事務職員を合理化
(上記指摘に対する取組状況)
現在、財務省と協議中。
- ② 東京会議室 (虎ノ門) は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するとともに、要員を合理化
(上記指摘に対する取組状況)
会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約した。
会議室に配置されていた要員については、既存の会議室の廃止に伴い純減させた。
- ③ 研究領域及びプロジェクトの重点化に伴う組織体制の見直しに当たって、事務職員の配置を見直すとともに、要員を合理化
(上記指摘に対する取組状況)
研究領域及びプロジェクトの再編及び重点化に伴い、研究部門内の事務業務を横断的に担当させる等、事務業務を整理・集約化、事務職員の配置を見直して、要員の合理化を図っている。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(研) 防災科学技術研究所

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	研究開発局地震・防災研究課防災科学技術推進室				中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	昭 38.4 科学技術庁国立防災科学技術センター → 平 2.6 科学技術庁防災科学技術研究所 → 平 13.1 文部科学省防災科学技術研究所 → 平 13.4 独立行政法人防災科学技術研究所（特定独立行政法人） → 平 18.4 独立行政法人防災科学技術研究所（非特定独立行政法人）（平 27.4 国立研究開発法人に移行）											
組織体制	本部（茨城県つくば市天王台 3-1） 雪氷防災研究センター（新潟県長岡市）、雪氷防災研究センター新庄雪氷環境実験所（山形県新庄市）、兵庫耐震工学研究センター（兵庫県三木市）											
役職員数	役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（H27.4.1 現在） 常勤職員数： 225 人 非常勤職員数： 80 人（H27.4.1 現在）											
法人の目的	【国立研究開発法人防災科学技術研究所法第 4 条】 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人防災科学技術研究所法第 15 条】 ① 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ④ 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 ⑤ 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ⑥ 防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。 ⑦ ①～⑥の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額 (H26、27 は予算額)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金 ・寄附金収入 ・施設整備費補助金 ・自己収入 ・受託事業収入等 ・補助金等収入 ・地球観測システム研究 開発費補助金 	7,516	7,002	6,542	7,020	7,020	<ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費 (公祖公課、特殊経費を 除いた一般管理費) うち人件費 うち物件費 うち公祖公課 ・事業費 うち人件費 うち物件費 ・受託研究費 ・寄附金 ・補助金等 ・施設整備費 ・地球観測システム研究 開発費補助金 	453	517	465	535	530
(単位：百万 円)		81	0	0	—	—		415	409	388	472	472
		1,027	4,957	6,803	0	0		294	312	255	385	386
		197	121	91	400	400		124	146	136	149	143
		1,354	764	485	1,110	1,115		34	59	75	1	1
		107	174	219	—	—		6,598	6,467	6,302	6,886	6,890
		—	9,414	15,475	1,826	461		1,219	1,183	1,093	1,473	1,488
								5,379	5,284	5,209	5,412	5,402
								1,263	796	481	1,110	1,115
								70	29	5	—	—
								101	174	219	—	—
								1,027	4,898	6,781	0	0
								—	9,396	15,299	1,826	461
	合 計	10,282	22,432	29,615	10,356	8,997	合 計	9,570	22,277	29,553	10,356	8,997

2. 政独委における勧告の方向性（H22.11.26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 防災科学技術研究の効率的・効果的な推進、成果の普及、他機関等との役割分担の明確化、研究内容の重複排除を図るため、（1）研究課題・テーマの選定や実施に当たっての事前調整、共同研究を含む連携の強化、（2）知的財産の活用戦略・方針の策定などを措置

（上記指摘に対する取組状況）

当研究所は、総合科学技術・イノベーション会議が自らの司令塔機能を発揮し、府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて科学技術イノベーションを実現するために進めている「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」等への積極的な参加を通じて外部との連携（府省連携）を一層強化しており、組織間の役割分担の明確化や研究内容を重複排除するなど効率的・効果的な研究開発を進めている。また、今中期計画より新たに研究支援チームを設立し、知的財産の活用戦略・方針を策定した上で、戦略的な知的財産マネジメントを行っている。

② 実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を始めとする 施設及び設備 について、外部利用の更なる拡大を推進

（上記指摘に対する取組状況）

社会的なニーズを踏まえて施設の改良、修繕を適宜行うとともに HP での通知を行うなど積極的な外部利用を推進している。

③ 地震防災研究フロンティア研究センターの研究成果をつくば本所に移管し、同センターを廃止するとともに、事務職員を合理化（平成 21 年度賃借料 12 百万円／年）

（上記指摘に対する取組状況）

2011 年に実施済み。

④ 研究領域の見直しに伴う組織体制の見直しに当たっては、研究各部・センターの事務職員の配置を見直し、データ入力などの業務について非常勤化するなどにより、要員を合理化

（上記指摘に対する取組状況）

作業内容を精査し、データ入力などの業務の非常勤化を進めるなど順次合理化を図っている。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(研) 放射線医学総合研究所

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	研究振興局研究振興戦略官付	中長期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日 (5 年)							
沿 革	昭 32.7 科学技術庁放射線医学総合研究所 → 平 13.1 文部科学省放射線医学総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人放射線医学総合研究所 (特定独立行政法人) → 平 18.4 独立行政法人放射線医学総合研究所 (非特定独立行政法人) (平 27.4 国立研究開発法人に移行)											
組織体制	本部のみ (千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1)											
役職員数	役 員 数 : 理事長 (1)、理事 (常勤 2)、監事 (常勤 1、非常勤 1) (H27.4.1 現在) 常勤職員数 : 459 人 非常勤職員数 : 365 人 (H27.4.1 現在)											
法人の目的	【国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第 3 条】 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。											
業務の範囲	【国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第 14 条】 ① 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。 ② ①に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ③ 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 ④ 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ⑤ 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 ⑥ ①に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。 ⑦ ①～⑥の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額) (単位 : 百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・ 運営費交付金 ・ 施設整備費補助金 ・ 補助金等 ・ 自己収入 ・ 受託事業収入等	11,124 1,474 1,088 2,479 616	11,822 1,805 165 3,276 639	10,289 2,461 306 3,575 530	9,793 262 - 2,226 -	9,450 162 - 2,226 -	・ 運営事業費 うち人件費 うち物件費 うち東日本大震災復興業務経費 うち特殊要因経費 ・ 施設整備費 ・ 東日本大震災復興施設整備費 ・ 補助金等 ・ 受託事業費 (間接経費を含む)	13,096 3,495 9,537 - 64 1,474 - 1,088 616	13,358 3,121 9,717 465 56 1,407 398 166 640	14,475 2,876 10,407 1,130 61 1,859 602 306 496	12,019 3,409 8,045 469 96 262 - - -	11,676 3,389 7,758 433 96 162 - -
	合 計	16,780	17,706	17,161	12,281	11,838	合 計	16,274	15,968	17,737	12,281	11,838

2. 政独委における勧告の方向性 (H22.11.26) の主な指摘事項及び取組状況 (※)

① 重粒子線がん治療について、国内外への早期普及を図るため、短期的、中長期的な課題や関係機関との相互協力の在り方等の全体像を明らかにした上で、研究所としての 具体的かつ戦略的なロードマップを策定

(上記指摘に対する取組状況)

具体的かつ戦略的な重粒子線がん治療普及のロードマップを平成 23 年度に作成し、それに基づき、知財ルール明確化、技術指導の実施体制を構築した。また、標準医療としての普及に向けて、厚生労働省等の関係省庁と連絡を取りつつ、保険収載などを念頭に置いた臨床研究を実施した。

② 那珂湊支所の平成 22 年度末の廃止に伴う事務職員の合理化を含め、研究部門の事務職員について、各センターの業務の特性、業務量、常勤職員と非常勤職員の業務分担等を踏まえ、更なる合理化

(上記指摘に対する取組状況)

東日本大震災復旧・復興事業に円滑に対応するため、福島復興支援本部を組織し適切な人員配置を行う共に、東電福島第一原発事故後の研修業務の増など、人材育成業務の体制強化のため、人材育成センターを設置した。また、事務部門の集約化と組織運営効率の改善のため、総務課と人事課及び研究推進課と国際室を統合するなどの合理化を図った。

③ 研究施設等整備利用長期計画について、経費の縮減等を図る観点から、不要不急な施設の建設は行わないよう計画全体を見直し

(上記指摘に対する取組状況)

第3期中期目標、中期計画に基づく経費節減を図る観点から、研究交流館など不要不急な施設の建設を行わないよう研究施設等整備利用長期計画全体を見直すとともに、東日本大震災の復旧・復興事業等による平成23年度以降の施設整備状況等の変化も踏まえ、計画の改訂を行った。

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

国立大学法人、大学共同利用機関法人

1. 法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	高等教育局国立大学法人支援課				中期目標期間	平成 22 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（6 年）				
沿 革	国立大学、大学共同利用機関 → 平 16.4 法人化											
法人数	国立大学法人：86 法人、大学共同利用機関法人：4 法人											
役職員数	役 員 数：学長・機構長（90）、理事（常勤 363、非常勤 44）、監事（常勤 47、非常勤 133）（H26.9.1 現在） 常勤職員数：140,226 人 非常勤職員数：123,281 人（H26.3.31 現在） （※役員数については文部科学省調べ、職員数については各法人が公表している平成 25 年度事業報告書より文部科学省にて集計）											
法人の目的	【国立大学法人法第 2 条】 国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。											
業務の範囲	【国立大学法人法第 22 条（国立大学法人）】 ① 国立大学を設置し、これを運営すること。 ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ③ 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ⑤ 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 ⑥ 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。 ⑦ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 ⑧ ①～⑦の業務に附帯する業務を行うこと。 【国立大学法人法第 29 条（大学共同利用機関法人）】 ① 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。 ② 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。 ③ 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。 ④ 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。 ⑤ 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。 ⑥ 産業競争力強化法第二十二条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 ⑦ ①～⑥の業務に附帯する業務を行うこと。											
H23～27 年度に おける決算額 (H26、27 は予算額※) (単位：百万 円)	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
	・運営費交付金	1,243,416	1,225,962	1,177,431	1,156,883	1,133,065	・業務費	2,298,352	2,330,022	2,365,517	2,449,892	2,450,685
	・施設整備費補助金	78,289	133,427	261,509	206,908	96,998	・施設整備費	137,489	188,683	329,788	281,809	181,849
	・船舶建造費補助金	1,780	3,500	1,075	5,306	3,136	・船舶建造費	1,780	3,500	1,075	5,306	3,136
	・補助金等収入	147,886	143,924	212,192	154,828	121,350	・補助金等	143,920	147,946	212,752	150,383	121,224
	・国立大学財務・経営 センター施設費交付金	6,393	4,709	4,729	4,546	4,546	・産学連携研究経費等	275,781	271,592	302,361	299,667	314,365
	・自己収入	1,268,484	1,318,927	1,357,872	1,342,571	1,368,298	・貸付金	134	125	120	115	110
	・産学連携研究収入等	314,001	314,138	340,983	299,662	314,353	・長期借入金償還金	105,946	103,374	100,883	98,786	96,139
	・長期借入金収入	53,621	54,623	63,368	75,921	76,381	・国立大学財務・経営 センター施設費納付金	728	139	1,926	318	251
	・その他	13,313	121,484	20,244	39,644	49,626						
	合 計	3,127,183	3,320,693	3,439,405	3,286,269	3,167,753	合 計	2,964,130	3,045,380	3,314,422	3,286,276	3,167,759

※項目毎に単位未満四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。 ※H23～25 は決算報告書、H26・27 予算については年度計画に記載の予算より、文部科学省にて集計

2. 政独委における勧告の方向性（H21.5.21）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 国立大学法人は、中期目標・中期計画において、各法人の理念や目標をより一層明確にするとともに、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、当該目標の実現に向けた具体的な取組内容を明らかにするものとする。

（上記指摘に対する取組状況）

政独委における勧告の方向性を踏まえて、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（平成21年6月5日付け文部科学大臣通知）」（以下、「大臣通知」という。）を取りまとめ、国立大学法人に対し、各法人の理念や目標をより一層明確にするとともに、目標の達成状況が事後的に検証可能となるように当該目標の実現に向けた具体的な取組内容を明らかにするよう、対応を求めている。

その上で、大臣通知を踏まえ各法人が作成した第2期中期目標・中期計画の素案について、専門的な観点から確認を行うため、国立大学法人評価委員会の下に置かれている国立大学法人分科会に中期目標・中期計画に関するワーキンググループを設置し、各法人の中期目標・中期計画の素案において、理念・目標が一層明確化されているか、目標の達成状況が事後的に検証可能となっているか、目標の実現に向けた具体的な取組内容が可能な限り定量的になっているか等を確認し、当該ワーキンググループの意見を基に、国立大学法人評価委員会での審議を踏まえ、文部科学大臣から各法人に対し素案の修正を求めた上で、中期目標の提示・中期計画の認可を行っている。

（参考）

○大臣通知における記載

「第2期中期目標期間は、大学の機能別分化を進めるため、各法人の目指す方向性が明らかになるよう、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確となる中期目標・中期計画とするとともに、目標の達成状況が事後的に検証可能となるよう、実現に向けた具体的な取組内容を可能な限り定量的に明らかにすること等が必要である。」

- ② 再編の効果を十分に発揮する観点から、大学共同利用機関法人は、中期目標・中期計画において、教育研究面及び管理運営面における一体的運営に向けた具体的な取組内容を明らかにするものとする。

（上記指摘に対する取組状況）

全大学共同利用機関法人に対し、各法人の教育研究面及び管理運営面における一体的運営に向けた具体的な取組内容を明らかにするよう、大臣通知において対応を求めている。

その上で、大臣通知を踏まえ各法人が作成した第2期中期目標・中期計画の素案について、専門的な観点から確認を行うため、国立大学法人評価委員会の下に置かれている大学共同利用機関法人分科会に中期目標・中期計画に関するワーキンググループを設置し、各法人の中期目標・中期計画の素案において、上記①に記載した観点に加え、教育研究面及び管理運営面における一体的運営に向けた具体的な取組内容が明らかになっているかを確認し、当該ワーキンググループの意見を基に、国立大学法人評価委員会での審議を踏まえ、文部科学大臣から各法人に対し素案の修正を求めた上で、中期目標の提示・中期計画の認可を行っている。

（参考）

○大臣通知における記載

「新たな学問領域の創成や大学共同利用機関の存在意義である共同利用・共同研究機能の向上を図る観点から、第2期中期目標期間を迎えるこの機会に、各機関間の連携を取りながら、法人としての一体的な運営を行う体制を強化することが必要である。」

- ③ 第2期中期目標期間における運営費交付金について第1期中期目標期間における各法人の教育研究面での成果や実績が適切に反映され、重点的な配分ができるような仕組みとするものとする。

また、運営費交付金のうち、各法人の個性に応じた意欲的な取組を支援するために配分する経費について、文部科学省は、配分の前提となった取組の状況について検証するものとする。

（上記指摘に対する取組状況）

評価結果の運営費交付金への反映について、平成16～19年度の業務実績に係る評価結果（暫定評価）の結果に基づき配分を行う経費を設定し、平成22年度の運営費交付金の配分から反映させている。更に、平成23年5月24日付けで第1期中期目標期間における評価結果が確定したことを受け、その評価結果に基づき配分を行う経費を新たに創設し、評価確定後の直近年度である平成24年度の運営費交付金の配分から反映させている。なお、評価結果を踏まえ配分を行う経費は、教育研究面における評価結果に重点をおいた配分を行っている。

また、第2期中期目標期間において、各法人の個性に応じた意欲的な取組を支援するために配分する経費については、その取組の前年度における進捗状況や成果等を調書等で報告させることなどにより確認している。更に、特に戦略性が高く意欲的な取組については、国立大学法人評価委員会において、毎年度、進捗状況の確認を行っている。

（参考）

○大臣通知における記載

「国立大学法人運営費交付金の一部の算定の際、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構の行った平成16～19年度の業務実績に係る評価の結果を反映させ、これに基づく配分を行うこと。また、各大学の個性に応じた意欲的な取組を支援する経費の配分対象となった取組の進捗状況を確認する。」

④ 経営協議会が期待される役割を十分に発揮し、その意見が法人運営に適切に反映されているか明らかにする観点から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報を公表するものとする。

(上記指摘に対する取組状況)

全法人に対し、大臣通知に沿った取組を求めるとともに、国立大学法人評価委員会において各法人が取り組むべき最小限の共通事項の取組状況を確認する「共通の観点」に、経営協議会の審議状況や運営への活用状況、及び関連する情報の公表状況を設定し、各法人の取組状況を確認している。

共通の観点に係る取組状況を確認した平成24年度評価では、全90法人において、経営協議会における法人運営に関する意見に基づき具体的に改善した事項が確認されたほか、2法人を除いた全法人において、経営協議会における意見の反映状況が公表されていることを確認(平成25年度には、全法人において適切な公表がなされていることを確認)している。

また、評価において注目される事項として取り上げた事項のうち、他法人の参考になるような取組については、各法人の具体的取組を幅広く紹介する「国立大学法人等の改革推進状況」において取り上げるなど、各法人に積極的に情報提供を行っている。

(参考)

○大臣通知における記載

「法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図るよう努めることとする。」

⑤ 国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、利用者の立場に立った分かりやすい情報を提供するものとする。

(上記指摘に対する取組状況)

全法人に対し、大臣通知に沿った取組を求めるとともに、国立大学法人評価において各法人が取り組むべき最小限の共通事項の取組状況を確認する「共通の観点」に、情報発信に向けた取組状況を設定し、各法人の取組状況を確認している。

共通の観点に係る取組状況を確認した平成24年度評価では、全90法人において、教育研究活動に係る情報についてウェブサイト上に一覧できるよう集約したページを設けるなど、利用者の立場に立った積極的な情報提供・情報公開の促進が図られていることを確認している。

また、評価において注目される事項として取り上げた事項のうち、他法人の参考になるような取組については、各法人の具体的取組を幅広く紹介する「国立大学法人等の改革推進状況」において取り上げるなど、各法人に積極的に情報提供を行っている。

(参考)

○大臣通知における記載

「国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会に還元されるべきものであることを十分認識し、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、各法人の実情や果たしている機能等を利用者の立場に立った国民に分かりやすい内容・形で情報提供するよう努めることとする。」

※取組状況は、文部科学省回答に基づく。

(中) 労働安全衛生総合研究所

1. 法人の概要

所 管	厚生労働省	主管課	労働基準局安全衛生部計画課				中期目標期間	平成 23 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日（5 年）				
沿 革	<p>昭 17.1 厚生省産業安全研究所 → 昭 22.9 労働省産業安全研究所 → 平 13.1 厚生労働省産業安全研究所 → 平 13.4 独立行政法人産業安全研究所</p> <p>昭 24.5 労働省労働基準局労働衛生課分室（けい肺試験室） → 昭 31.4 労働省労働衛生研究所 → 昭 51.7 労働省産業医学総合研究所</p> <p>→ → 平 13.1 厚生労働省産業医学総合研究所 → 平 13.4 独立行政法人産業医学総合研究所</p> <p>(*) → 平 18.4 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 → 平 28.4 (中) 労働者健康福祉機構と統合予定</p>											
組織体制	<p>本部（東京都清瀬市梅園 1 - 4 - 6）</p> <p>登戸地区（神奈川県川崎市多摩区）</p>											
役職員数	<p>役 員 数： 理事長（1）、理事（常勤 2）、監事（常勤 1、非常勤 1）（H27. 4. 1 現在）</p> <p>常勤職員数： 98 人 非常勤職員数： 19 人（H27. 4. 1 現在）</p>											
法人の目的	<p>【独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 3 条】</p> <p>事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。</p>											
業務の範囲	<p>【独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 11 条第 1 項】</p> <p>① 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。</p> <p>② 上記①の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>【独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 11 条第 2 項】</p> <p>③ 前項の業務のほか、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 96 条の 2 第 1 項 に規定する調査及び同条第 2 項 に規定する立入検査を行うこと。</p>											
H23～27 年度に	【収 入】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算	【支 出】	H23	H24	H25	H26 予算	H27 予算
おける決算額 (H26、27 は予算額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金 ・ 施設整備費補助金 ・ 受託収入 ・ その他収入 	2,048	1,941	2,015	1,971	2,007	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 ・ 一般管理費 ・ 業務経費 ・ 施設費 ・ 受託経費 	1,020	964	1,091	1,098	1,148
(単位：百万 円)	合 計	2,332	2,081	2,151	2,144	2,141	合 計	2,056	1,914	2,020	2,144	2,141

2. 政独委における勧告の方向性（H22. 11. 26）の主な指摘事項及び取組状況（※）

- ① 労働災害の防止等の課題に的確に対応するため、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞した上で、研究課題等の選定に的確に反映
（上記指摘に対する取組状況）

中期計画において、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、労働現場のニーズや実態を的確に把握することを明記し、研究実施に当たっての事前評価において、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかについて、重点的に評価している。
- ② 研究成果については、労働安全衛生関係法令等への反映度合い、労働災害の減少度合いなど具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価
（上記指摘に対する取組状況）

中期計画において、労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定に科学技術的貢献をすることを明記している。中期目標では、労働安全衛生関係法令等への貢献は 5 年間で 50 件以上とされており、平成 23 年度から 26 年度までの 4 年間の実績では、59 件となっている。
- ③ 国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所との統合に関し結論を得るに当たっては、具体的なメリット及びデメリットの慎重な検討が必要
（上記指摘に対する取組状況）

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）により、「労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とする」とされたことを受け、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年法律第 17 号。平成 27 年 5 月 7 日公布）」において、平成 28 年 4 月に(独)労働者健康福祉機構と統合し、(独)労働者健康安全機構となることを決定している。

※取組状況は、厚生労働省回答に基づく。

事務連絡
平成27年4月20日

各府省担当課長 各位

総務省行政管理局管理官（独立行政法人制度総括）
総務省行政管理局管理官（独立行政法人評価総括）

独立行政法人の監事の監査報告の記載例について（参考通知）

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、監事の機能強化が図られるとともに、独立行政法人通則法の改正により、監事に監査報告の作成が義務付けられたところです（独立行政法人通則法第19条第4項）。

監査報告は、監事が法人の業務を監査することを通して、法人の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な法人の統治体制の確立に資する責務を果たすための重要な書類と位置づけられ、法人の長及び主務大臣に提出されるとともに、原則として公表することとなっています。

監査報告の内容は、独立行政法人を所管する主務大臣が定める主務省令で具体化され、その詳細な記載方法等は、主務省令を所管する主務大臣において検討されるものと承知していますが、今般、当該検討にあたり参考となる「監査報告の記載例」を作成しましたので通知します。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人〇〇機構（以下「法人」という。）の平成〇事業年度（平成〇年4月1日～平成〇年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）（注1）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書（注2）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容（注3）

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門（注4）その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに（注5）、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け（注6）、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。子法人については、子法人の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人から事業の報告を受けた（注7）。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた（注8）。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果（注9）

- 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見（注10）
- 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見（注11）
- 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実（注12）
- 4 財務諸表等についての意見（注13）
- 5 事業報告書についての意見（注14）

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見（注15）

IV 監事〇〇〇〇の意見（異なる監査意見がある場合）（注16）

平成〇年〇月〇日（注17）

〇〇〇〇機構

監事 〇 〇 〇 〇 印
監事（非常勤） 〇 〇 〇 〇 印
 （自 署）（注18）

- (注1) 損失の処理に関する書類(案)を作成している場合には、「損失の処理に関する書類(案)」と記載する。
- (注2) 連結財務諸表を作成している場合は、「及び決算報告書並びに連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書)」と記載する。
- (注3) 「I. 監査の方法及びその内容」に関し、監事機能の強化を図るという今回の制度改革の趣旨を踏まえて、実際に行った監査について、具体的な方法・内容を記載する必要がある。具体的な記載の例としては、監査上の重要課題として設定し重点をおいて実施した監査項目(重点監査項目)がある場合には、「・・・監査の環境の整備に努めるとともに、〇〇〇〇の発生等に鑑み、特に〇〇〇〇を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席し・・・」などと記載することが想定される。
- (注4) 通則法第32条第2項(国立研究開発法人にあっては通則法第35条の6第2項、行政執行法人にあっては通則法第35条の11第3項及び第4項)に基づき法人が行う自己評価を担当する部門を想定している。各法人で担当部門の名称が異なることが考えられるため、適宜法人の実態に合わせて記載する。
- (注5) 独立行政法人に係る省令等整備のための参考資料(平成27年3月9日修正 内閣官房行政改革推進本部事務局 総務省行政管理局。以下「モデル主務省令」という。)第a条第2項参照。
- (注6) 通則法第19条第5項により、監事は、いつでも役職員に対し事務及び事業の報告を求めることができるとされている。また、業務方法書に記載すべき内部統制システムの整備に関する事項においても、「役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務」及び「職員から役員に必要な情報(特に、危機管理、内部統制に関する情報)が伝達される仕組み」等が規定されている。
- (注7) 子法人とは、通則法第19条第7項で定義している総務省令で定めるものであり、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令」第2条で定める会社をいう。
子法人の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換については、モデル主務省令第a条第2項、第4項参照。
なお、通則法第19条第7項に定める子法人に対する業務・財産状況調査権を行使した場合には、「子法人である〇〇〇〇に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査した。」などと記載することが想定される。
- (注8) 当該箇所の記載に当たっては、以下に留意する。
- ① 監事は、会計監査人から会社計算規則第131条に規定する「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項(以下「会計監査人の職務遂行の適正確保体制」という。)の通知を受けた上で、当該体制が一定の適正な基準に従って整備され

ていることについて確認を行うこととなる。（「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(平成 27 年 1 月改訂 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会) 参照)

- ② 「一定の適正な基準」としては、「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会) や日本公認会計士協会の実務指針 (品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」) に規定する基準が重要である。
- ③ 本ひな型では、会計監査人の職務遂行の適正確保体制に係る通知とそれに対する確認の方法については「Ⅰ. 監査の方法及びその内容」に記載し、その確認結果については「Ⅱ. 監査の結果」に記載することとしている。
- ④ 会計監査人を設置していない法人の場合は、「会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。」などと記載することが想定される。

(注 9) 当該箇所の記載に当たっては、以下に留意する。

- ① 「監査の結果」の項に関して指摘すべき事項がある場合には、その旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載する。より具体的な内容を記載する場合は、監査報告書の別冊を作成するなどの方法により対応することができる。
- ② 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由を該当する項に記載する。「監査のために必要な調査ができなかったとき」とは、子法人に対する監査を拒否された場合などが該当する。
- ③ 重大な事故又は損害、重大な係争事件など、法人の状況に関する重要な事実がある場合には、事業報告書などの記載を確認の上、監査報告書に記載すべきかを検討し、必要があると認めた場合には記載する。

(注 10) モデル主務省令第 a 条第 5 項第 2 号に基づき、法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見を記載する。なお、「中期目標」は、国立研究開発法人にあっては「中長期目標」、行政執行法人にあっては「年度目標」と読み替えるものとする。

当該箇所の記載に当たっては、以下に留意する。

- ① 「中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見」とは、中期目標の達成状況そのものに対する意見ではなく、法人の業務遂行が効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて、中期目標の達成状況も考慮しつつ、監事の独自の視点から述べる意見である。
- ② 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記録することとなっている。監査報告には、当該監査調書に記録された内容のうち、法人の業務遂行の有効性、効率性を阻害する又は、そのおそれのある重大な事項について、個別事務事業や監査対象

箇所ごとに業務運営の実態、その適否、改善意見を明瞭かつ簡潔に記載する。

- ③ 監査の結果、指摘すべき事項がない場合は、「法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。」旨記載することが想定される。

(注 11) モデル主務省令第 a 条第 5 項第 3 号に基づき、法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見を記載する。

当該箇所の記載に当たっては、以下に留意する。

- ① 内部統制システムの整備及び運用の状況が「相当でない」と認めるときは、その旨及びその理由を具体的に記載する。
- ② 内部統制システムの整備及び運用に係る法人の長の職務執行の状況に関して指摘すべき重大な事項が存在すると監事が判断した場合は、その旨及び内容を具体的に記載する。なお、「指摘すべき事項」には至らない場合であっても、内部統制システムの整備、運用の改善のため、法人として検討を要する「課題」がある場合には、その内容を記載することができる。
- ③ 内部統制システムの整備及び運用に特段の問題がない場合は、「内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。」旨記載することが想定される。
- ④ 監事の職務を補助する職員に関する事項、役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制など、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る内容については、監事による実効的な監査の前提をなすものとして重要であり、監事が求めた補助職員の確保がなされないなどの問題等が認められる場合には、積極的にその旨を記載する。

(注 12) モデル主務省令第 a 条第 5 項第 4 号に基づき、法人の役員が、その職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を記載する。

当該箇所の記載に当たっては、以下に留意する。

- ① 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載する。また、期中あるいは直前期において重大な不祥事等が生じた場合、その事実及び原因究明並びに再発防止策に関する事項は、原則として、公表を要する重要な事項であると考えられる。監事は、i) 公表内容が適切であるか、ii) 再発防止に向けた役員の業務執行の状況が善管注意義務に照らし問題等が認められないか、などについて意見を述べる。
- ② 監査の結果、当該事実が認められなかった場合は、「役員の職務の執行に関する

不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。」旨記載することが想定される。

(注13) 当該箇所の記載に当たっては、以下に留意する。

- ① 財務諸表等についての意見の記載に当たり、会計監査人の行った監査の方法とその結果の相当性を自らの責任で判断し、利用する場合には、「会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認める。」旨記載することが想定される。なお、「会計監査人〇〇〇〇」には、監査法人の名称又は公認会計士の事務所名及び氏名を記載する。
- ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたとき、又は会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保する体制が相当でないと認めたときは、その旨及びその理由を具体的に記載する。
- ③ 本項目には、監事の職務と権限に基づき、監事独自の視点により実施した財務諸表等の監査結果を記載することもできる。なお、会計監査人等の監査を受けない法人は、監事独自の視点により実施した財務諸表等の監査結果を必ず記載しなければならない。
- ④ ③の会計監査人等の監査を受けない法人において、監査の結果指摘すべき事項がない場合は、例えば、「財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」旨記載することが想定される。

(注 14) 通則法第 38 条第 2 項に基づき、主務省令で定めるところにより作成した事業報告書を指す。なお、同法第 39 条に基づき、事業報告書は監事の監査を受けなければならないとされている。

当該箇所の記載に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 事業報告書の内容が法令に従い、法人の状況を正しく示していない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載する。
- ② 監査の結果、事業報告書の内容に指摘事項がない場合は、「事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。」旨記載することが想定される。

(注 15) 該当すると考えられる閣議決定としては、i) 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日））ii) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定））iii) 法人の長の報酬水準の妥当性（独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定））iv) 保有資産の見直し（独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定））が挙げられる。（平成 27 年 4 月 20 日時点）

(注 16) 他の監事と異なる意見がある場合には、当該監事の氏名を記載し、異なる意見とその理由を明瞭かつ簡潔に記載する。

(注 17) モデル主務省令第 a 条第 5 項第 6 号に基づき、監査報告書作成日を記載する。

(注 18) 監査報告書の真実性及び監査の信頼性を確保するためにも、各監事は自署した上で押印する。